

平成22年3月30日  
鹿児島県公報別冊

平成21年度

# 包括外部監査の結果報告書

及び報告に添えて提出する意見

鹿児島県包括外部監査人

## 目 次

第1編	外部監査の概要	- 1 -
第1章	監査の概要	- 1 -
1.	監査の種類	- 1 -
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	- 1 -
3.	監査テーマ選定の理由	- 1 -
4.	監査対象年度	- 1 -
5.	監査の着眼点および主な監査手続	- 2 -
6.	監査実施期間	- 2 -
7.	監査担当者とその資格	- 2 -
8.	利害関係	- 2 -
第2章	鹿児島県の財政の概要	- 3 -
I.	県の財政の姿	- 3 -
1.	歳入	- 3 -
2.	歳出	- 3 -
3.	県債	- 4 -
II.	財政健全化判断比率について	- 7 -
第2編	外部監査の結果	- 9 -
第1章	予算執行について	- 9 -
I.	県と各種団体等との取引関係の概要	- 9 -
1.	各種団体等との取引等の県の歳出額での位置付け	- 9 -
2.	県と各種団体等と取引関係図	- 10 -
II.	予算執行についての監査手続	- 12 -
1.	予算執行についての監査手続	- 12 -
2.	指定管理者についての監査手続	- 12 -
III.	予算執行についての監査結果	- 15 -
1.	指定管理者以外の事項に関わる事項	- 15 -
2.	指定管理者に関わる事項	- 16 -
IV.	各種団体等との取引の詳細	- 24 -

1.	総務部 .....	- 24 -
2.	企画部 .....	- 34 -
3.	環境生活部 .....	- 39 -
4.	保健福祉部 .....	- 42 -
5.	商工労働部 .....	- 58 -
6.	農政部 .....	- 67 -
7.	林務水産部 .....	- 82 -
8.	土木部 .....	- 91 -
9.	教育委員会 .....	- 103 -
10.	公安委員会 .....	- 105 -
V.	指定管理者選定手続の詳細 .....	- 106 -
1.	総務部－平成 17 年選定時 .....	- 106 -
2.	商工労働部－平成 20 年選定時 .....	- 107 -
3.	環境生活部 .....	- 108 -
4.	保健福祉部－平成 17 年選定時 .....	- 110 -
5.	保健福祉部－平成 20 年選定時 .....	- 112 -
6.	農政部 .....	- 113 -
7.	林務水産部 .....	- 114 -
8.	土木部－平成 17 年度 .....	- 116 -
9.	土木部－平成 20 年度 .....	- 117 -
10.	教育委員会 .....	- 119 -
第 2 章	県庁行政庁舎の使用許可について .....	- 121 -
I.	監査の実施方針 .....	- 121 -
1.	監査の着眼点 .....	- 121 -
II.	行政庁舎の概要 .....	- 121 -
1.	概要 .....	- 121 -
2.	地方自治法上の行政庁舎の取扱い .....	- 122 -
3.	行政財産の使用許可と貸付 .....	- 122 -
III.	行政庁舎の目的外使用許可について .....	- 123 -
1.	使用目的、使用期間及び減免基準の概要 .....	- 123 -
2.	使用料の算定方法 .....	- 124 -
3.	使用料の納付 .....	- 126 -

4.	目的外使用許可の手續.....	- 127 -
IV.	目的外使用許可を受けている使用者.....	- 129 -
1.	使用目的と減免基準の準拠性の検討.....	- 131 -
2.	公共的団体等と県の取引実績の検討.....	- 133 -
3.	公共的団体等と県職員の職務従事手續の検討.....	- 136 -
第3章	各種団体等と公益法人改革.....	- 142 -
1.	実施したアンケートの概要.....	- 142 -
2.	アンケート結果の検討.....	- 142 -
第4章	最後に 【意見】 .....	- 144 -
1.	公の仕事の担い手について.....	- 144 -
2.	競争性の確保について.....	- 145 -
3.	行政庁舎について .....	- 145 -
巻末資料1.	人的支援の状況.....	- 147 -
巻末資料2.	行政庁舎に事務局を設置している団体の概要.....	- 148 -
巻末資料3.	法令等により設置が求められている団体等 .....	- 165 -
巻末資料4.	監査の実施実績.....	- 166 -
巻末資料5.	監査報酬 .....	- 166 -

なお、本報告書における記載金額は、原則として表示単位未満の金額を切り捨てて表示しており、組織名称は原則として平成20年度における県の行政機構に基づいて記述している

# 第 1 編 外部監査の概要

## 第 1 章 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

県と各種団体等との取引等について

なお、各用語は次のように定義した

各種団体等	・地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査の対象となる団体等 および県行政庁舎の使用許可を受けている団体等
県行政庁舎	・本庁行政庁舎 ・各地域振興局および各支庁の本所および支所の庁舎
取引等	・出資・出捐、貸付金、委託料（指定管理者の指定を含む）・負担金、補助金および交付金など予算執行を行うもの ・行政庁舎の使用許可 ・出向、派遣等の人的支援 ・その他

### 3. 監査テーマ選定の理由

鹿児島県の財政状況は危機的な状況にあり、懸命の歳入確保活動や歳出見直しが継続して行われているが、このような中でも歳出を伴う行政の活動にいささかの停滞もあってはならない。

行政の活動を経済性、効率性、有効性（あわせて以下「3E」とする）および機動性の観点から高めるために活用されるべきものが各種団体等であるとすれば、今こそその存在が一段と注目されるべきと考える。

県が各種団体等をとおして行う予算執行手続について、その諸手続が関係諸法令に従って適正に行われているか、また 3E と機動性の確保およびその達成度合いの評価が適正に行われているかを検証することはきわめて有用と考え監査テーマとした。

### 4. 監査対象年度

平成 20 年度

ただし、必要な範囲で他の年度についても対象とした。

## 5. 監査の着眼点および主な監査手続

第2編の各監査結果の冒頭に記載した。

## 6. 監査実施期間

平成21年6月1日から平成22年3月10日まで

なお監査の実施実績については<巻末資料4>を参照のこと

## 7. 監査担当者とその資格

包括外部監査人	公認会計士	松野下 剛市
---------	-------	--------

補助者	公認会計士	岩重 洋一
-----	-------	-------

	公認会計士	堀下 聖仁
--	-------	-------

	公認会計士	山之内 茂嗣
--	-------	--------

	公認会計士	木野田 仁
--	-------	-------

## 8. 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 鹿児島県の財政の概要

### 1. 県の財政の姿

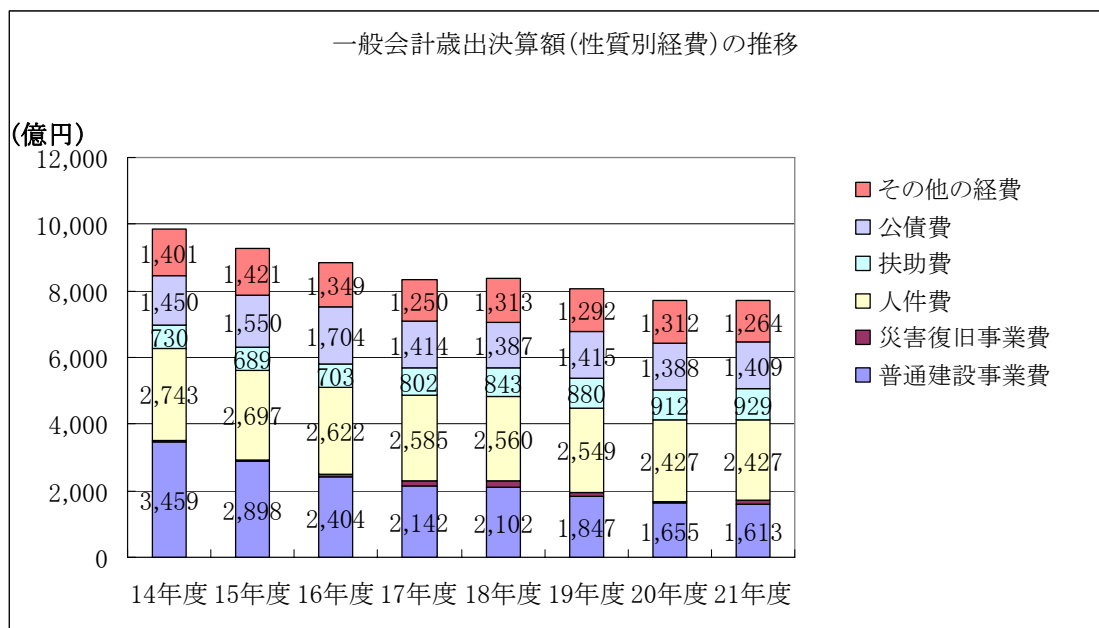
#### 1. 歳入

鹿児島県の歳入は、平成19年度において所得税から住民税への税源移譲があったことにより県税収入の増加があったものの、一方で県債発行の抑制もあり平成20年度においては平成2年度以来初めて8千億円を下回る水準となった。さらに平成21年度は、景気悪化に伴い法人事業・県民税の法人二税や地方消費税が落ち込んだことが主な要因となり、実質的な県税収入が当初予算の想定を約70億円下回る見通しであることが平成22年1月時点で判明しており、大幅な歳出削減を行わない限り、県債発行に依存せざるを得ない状況はより深刻化していると言える。

#### 2. 歳出

平成17年3月に県政刷新大綱が策定された。これは、県の危機的な財政状況を踏まえ、県政を支える行財政基盤を立て直し持続可能なものとするため、今後の県政運営の基本方針としておおむね10年程度の中・長期的視点に立って、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示すことを目的としたものである。この大綱に基づき、人件費や普通建設事業費を中心とした歳出削減、県有財産の売却を中心とした歳入確保に努めた改革が現在も行われている。

ただ、平成21年度は予算額ではあるものの平成20年度とほぼ同額の歳出額であることから、従来の姿勢による歳出削減も限界に来ており、これ以上の歳出削減を目指すのであれば異なる姿勢での取り組みが求められている状況にあるとも言える。



(注)20年度は3月補正後時点、21年度は当初予算時点である。

主な経費の内容は次のとおりである。

公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の合算額をいう
扶助費	地方公共団体が、法令等（生活保護法、児童福祉法、老人福法等）に基づき、受給者等に対しその生計費を維持するために支出する経費をいう
人件費	職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいい、職員給（給料、手当）、共済負担金、退職金、社会保険料等がある
普通建設事業費	道路、橋梁、河川、農林水産施設、住宅、学校等文教施設等の公共用・公用施設の新増設・改良等を行う建設事業に要する経費をいう

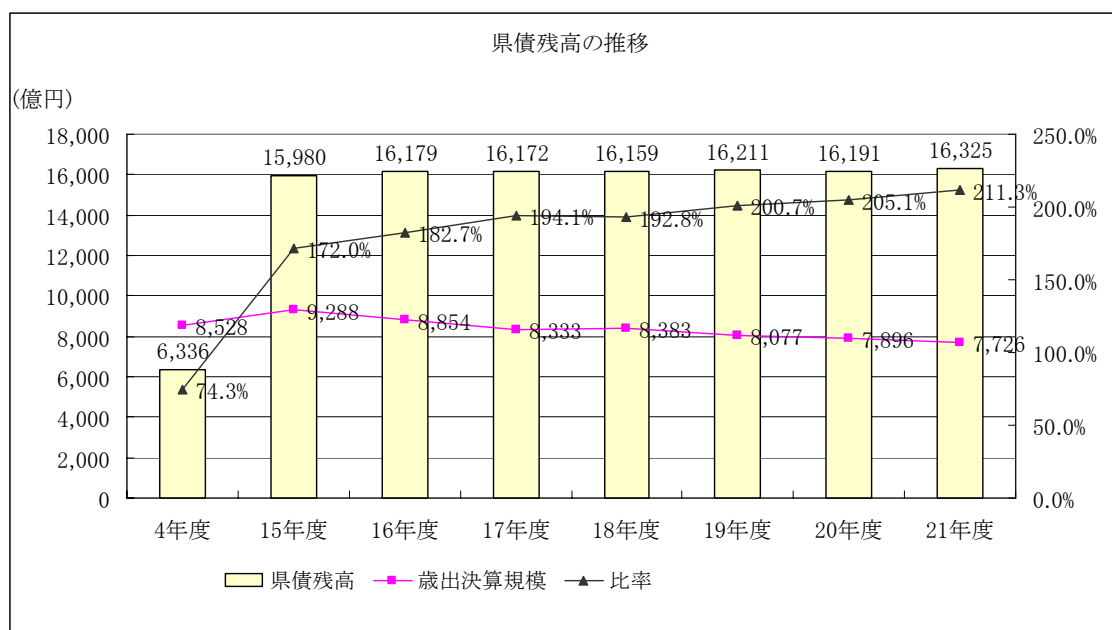
職員数の縮減・職員給の見直しにより人件費が減少し、公共事業の縮小により普通建設事業費も毎年削減が進められている。ただ、鹿児島県は社会資本整備促進等のため、普通建設事業費の歳出に占める比率が高く、中でも公共事業等国庫補助事業の占める割合が著しく高い（平成19年度において約18%）という特徴があったため、削減により全国平均（約9%）に近づきつつある状態にあると言える。また、県債の標準的な償還期間が20年であることから、近年の新規発行が抑制されたとはいえ、公債費は現在の水準が長期的に継続することとなる。

### 3. 県債

国は1990年代における景気低迷状況下において景気回復を図るため、平成4年度以降多くの総合経済対策を策定し、その推進に向けた補正予算を組んできた。鹿児島県の県債残高もそれに呼応する形で増加を続け、平成9年度には歳出決算規模を上回り、平成16年度以

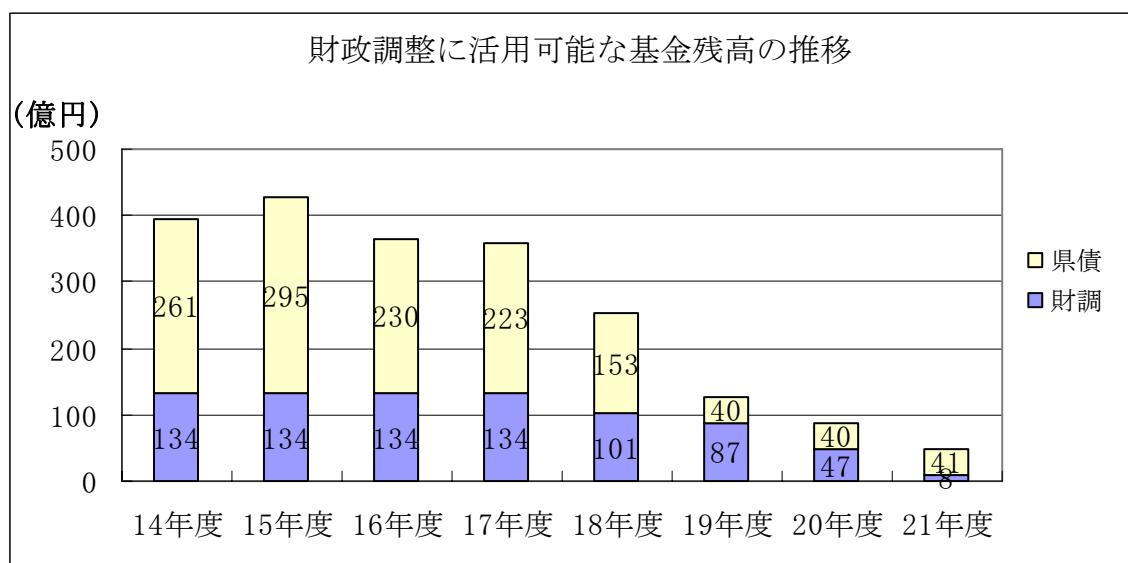


降は1兆6千億円台で推移しているが、これは県民人口約170万人で換算すると一人当たり90万円超という計算になる水準である。県債残高は依然、1兆6千億円台の水準で高止まりしていることから今後も相当の公債費負担が予想される上、「財政調整に活用可能な基金残高」も減少し続けており、財政再建団体転落の危険性を完全に回避するには一層の努力が求められている状況に変わりはない。



(注)20年度は3月補正後時点、21年度は当初予算時点である。

表中の「比率」は、歳出決算規模に対する県債残高の割合である。県債残高が近年大幅な変動をしていないことから、比率の上昇は上述した歳出削減効果が現われてきている結果であると言える。



(注)20年度は3月補正後時点、21年度は当初予算時点である。

県債、財調の内容は次のとおりである。

県債（県債管理基金）	「鹿児島県県債管理基金条例」に基づき積立てられる基金であり、県債の償還の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができる（満期一括償還財源積立分を除く※）
財調（財政調整積立基金）	「財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき毎年積立てられる基金であり、一定の条件下（著しい財源不足、県債の繰上償還等）において取り崩すことができる

※市場公募債（満期一括償還方式）の導入に伴い、償還財源確保のために平成18年度から毎年度積立てを行っている（平成20年度において49.4億円積立済）。

財政調整に活用可能な基金残高はほぼ枯渇状態にあり、特に県債管理基金は、「県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保（鹿児島県県債管理基金条例第1条）」するという積立ての目的を充足するほどの残高であるとは言えない状態である。

## II. 財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という）に基づく、平成 20 年度の本県の健全化判断比率と資金不足比率（両比率をあわせて「健全化判断比率等」という）が公表された。その結果は次のとおりである。なお、比率等の説明は本項末にまとめて記載している。

本県の平成 19、20 年度の指標

		平成 19 年度	平成 20 年度
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—
	連結実質赤字比率	—	—
	実質公債費比率 (3 カ年平均)	14. 7%	15. 3%
	将来負担比率	269. 6%	272. 6%
資金不足比率	工業用水道事業特別会計	—	—
	病院事業特別会計	—	—
	港湾整備事業特別会計	—	—

(参考 法的取り組みの判定基準)

早期健全化基準	財政再生基準
3. 75%	5%
8. 75%	25%
25%	35%
400%	—
20. 0%	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字がない（黒字である）ため、「—」となっている。また、3 特別会計の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」となっている。

法的な取り組み（財政健全化や財政再生）を強制される水準ではないが、前年度との比較においては若干悪化の傾向となっている。

ちなみに健全化判断比率等とは異なるが、平成 15 年度から 18 年度までの本県の主要財政指標を示す。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
財政力指数	0. 26380 11 位	0. 26364 10 位	0. 27123 8 位	0. 29456 10 位
自主財源比率	24. 3% 1 位	26. 3% 1 位	26. 6% 2 位	28. 4% 3 位
経常収支比率	95. 6% 3 位	98. 5% 2 位	96. 2% 6 位	97. 9% 1 位

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
起債制限比率	14. 8% 7 位	15. 1% 6 位	14. 2% 9 位	13. 9% 11 位
実質公債費比率			15. 9% 12 位	15. 2% 17 位

(注) 各指標の上段は各指標の数値、下段は全国における下位からの順位である。

これからも本県の財政状態がかなり厳しい状況であることがわかる。

今後の健全化判断比率等の推移と県の対応を見守る必要がある。

#### 【健全化判断比率等に用いられている用語】

用語	説明
実質赤字	その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除したものを指す
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営企業会計以外のものを指す。普通会計とほぼ同様の範囲
標準財政規模	地方公共団体において標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す
連結実質赤字	公営企業会計を含むその地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額を指す
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す
実質公債費比率 (3カ年平均)	借入金(地方債)の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す
財政力指数 (3カ年平均)	この比率が高いほど、財源に余裕があることになる。税収が豊かで、普通交付税の交付金を受けない「不交付団体」はこの指標が1を超えることになる
自主財源比率	行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものであり高いほうが望ましい
経常収支比率	経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す
起債制限比率 (3カ年平均)	公債費の財政負担の度合いを判断する指標で、一定以上になると地方債の発行が制限される

## 第2編 外部監査の結果

### 第1章 予算執行について

#### 1. 県と各種団体等との取引関係の概要

##### 1. 各種団体等との取引等の県の歳出額での位置付け

各種団体等との取引等は、費目別（出資金、貸付金、委託料、負担金、補助および交付金）に検討したが、この費目別区分を性質別区分に分類し直したものが下表である。県の平成20年度性質別歳出決算額（「第1編 第2章 I. 2. 歳出」参照）と比較して、そこに占める割合を示した。

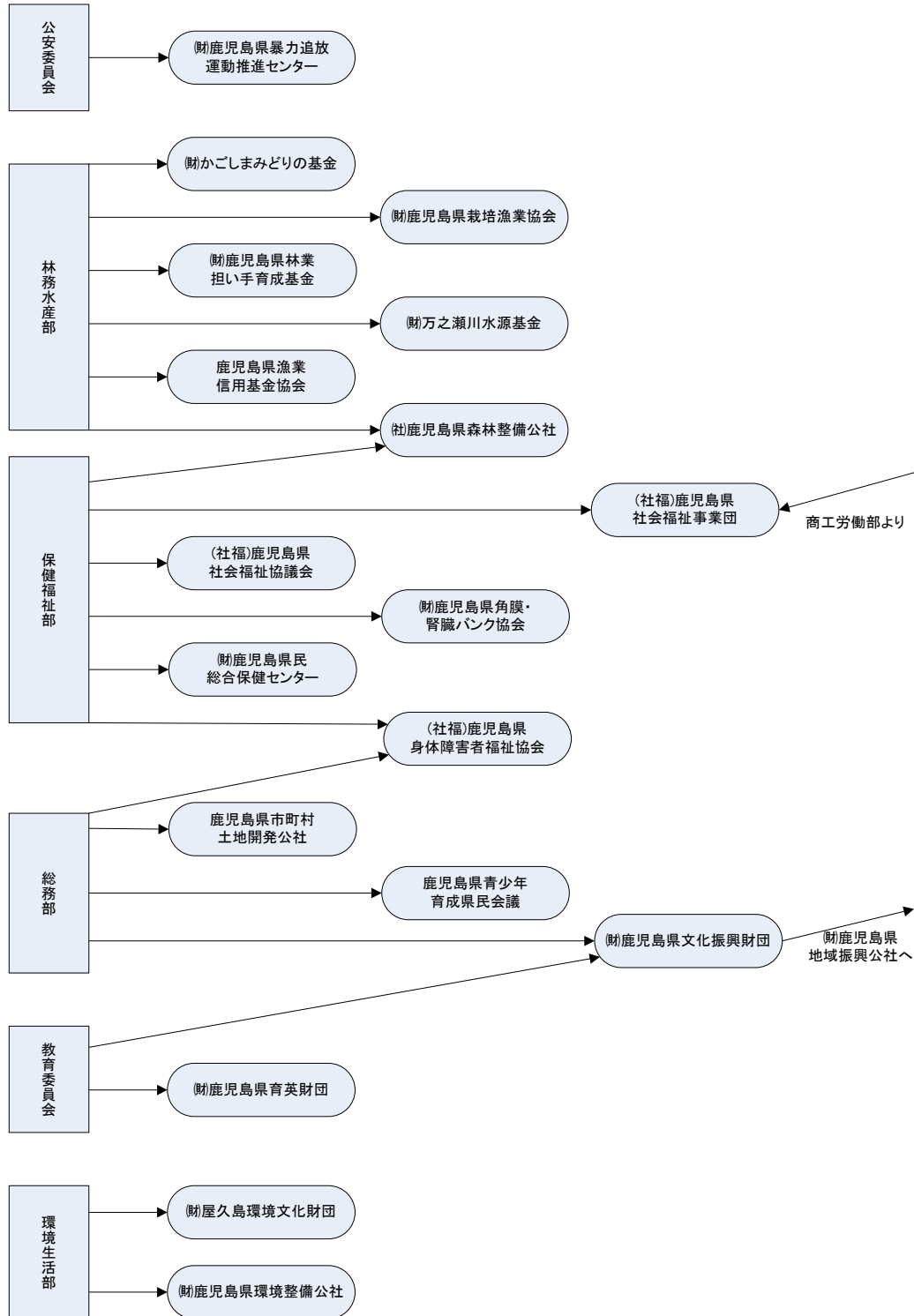
なお、平成20年度歳出額は7,722億円であり、下表合計3,655億円との差額は主に人件費2,427億円、公債費1,409億円である。

（単位：千円）

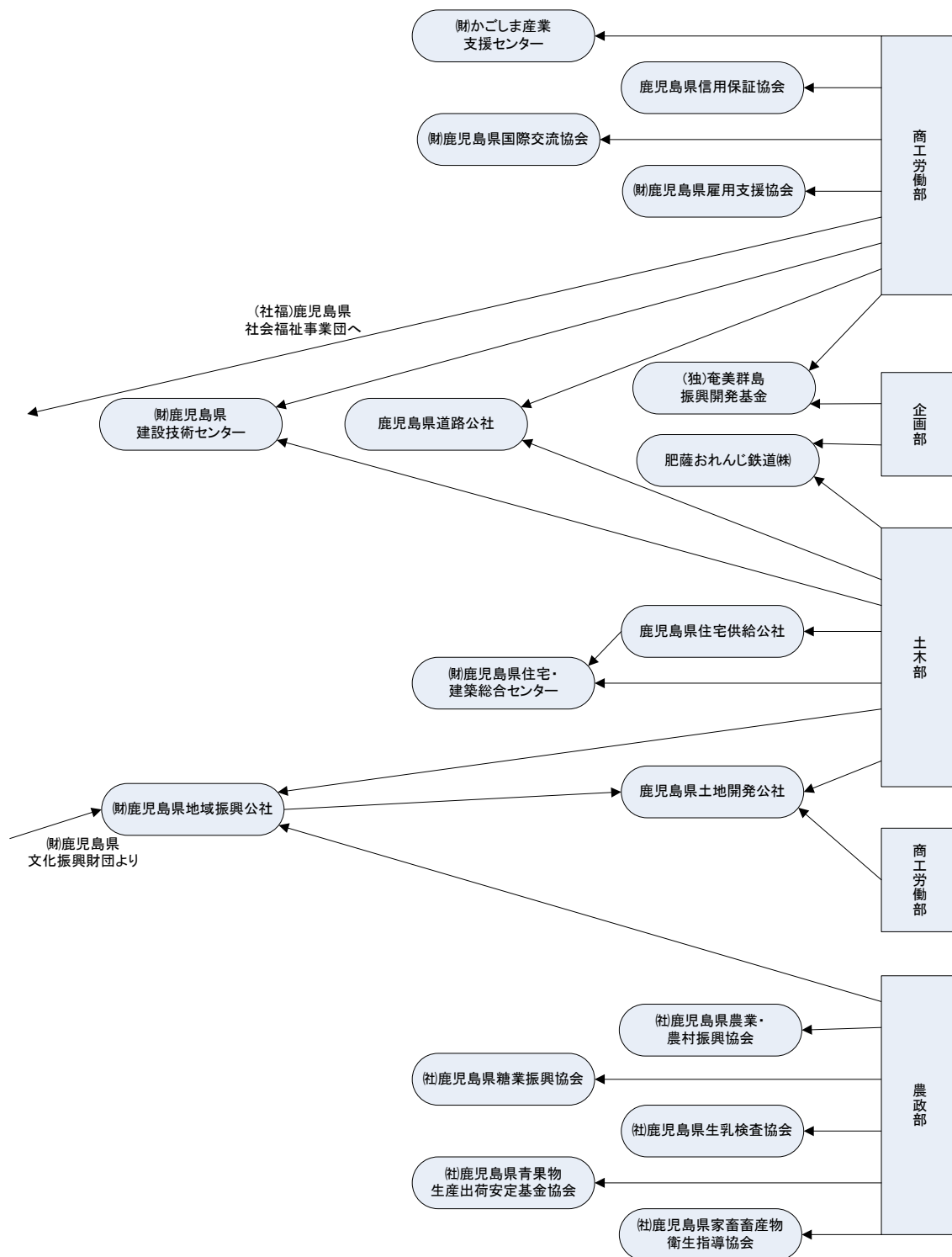
	性質別区分							
	物件費	扶助費	維持 補修費	補助費等	普通建設事 業費	投資及び 出資金	貸付金	合計
総務部	6,432			426,824				433,256
企画部				59,358		138,000		197,358
環境生活部	124,614			2,058				126,673
保健福祉部	164,002	55,701		1,095,023				1,314,727
商工労働部	28,702			640,867	13,860		2,025,000	2,708,430
農政部	225,835			1,954,188	20,400		8,750	2,209,174
林務水産部	100,268			79,382	466,829			646,480
土木部	309,482		524,209	100,762	1,324,998			2,259,452
教育委員会				237,046			1,936,687	2,173,733
公安委員会	3,001			4,311				7,312
合計(①)	962,342	55,701	524,209	4,599,824	1,826,087	138,000	3,970,437	12,067,852
歳出額 (②)	20,834,882	91,172,642	3,349,369	77,727,334	165,512,457	1,071,083	5,836,697	365,504,464
割合(①/②)	4.6%	0.1%	15.7%	5.9%	1.1%	12.9%	68.0%	3.3%

## 2. 県と各種団体等と取引関係図

県と1取引1千万円以上の取引等がある各種団体等との取引関係を模式的に表したものを次に示す。



(注) なお当該全体図においては、記載した各部、委員会から 1 千万円以上の歳出が行われた団体のみを抽出して各部との取引関係を矢印で示したに過ぎず、取引を有する全団体を網羅しているものではないことにご留意いただきたい。



## II. 予算執行についての監査手続

### 1. 予算執行についての監査手続

県は各種団体等に対して次の取引等を行っている。

取引等	・出資・出捐、貸付金、委託料（指定管理者の指定を含む）・負担金・補助金・ 交付金など予算執行を行うもの ・出向、派遣等の人的支援 ・その他
-----	--

平成 20 年度のこれらの取引のうち、1 取引 1 千万円以上のものを監査対象として次の監査手続を実施した。

#### 1) 監査の着眼点

- ・ 予算執行手続が、鹿児島県会計規則をはじめとする諸規則に準拠しているか。
- ・ 予算執行が、各種団体等に対して、またはとおして行われることについて合理性があるか。
- ・ 予算執行が、各種団体等に対して、または各種団体等をとおして行われた結果、所期の目的を達成できたか。

#### 2) 監査手続

- ・ 予算執行に関わる県保管の文書の検討
- ・ 担当部課よりの聴取
- ・ 各種団体等から入手した文書の検討、聴取
- ・ その他監査人が必要と認めた手続

### 2. 指定管理者についての監査手続

#### (1) 指定管理者制度について

##### 1) 概要

公の施設に対する多様な住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものである。指定管理者の範囲は、それまでの公共的団体等に限らず、民間事業者を含めた法人その他の団体に拡大した（下表）。



改正前 管理受託者	改正後 指定管理者
ア地方公共団体が 1/2 以上出資している法人等 イ公共団体 (地方公共団体、土地改良区等) ウ公共的団体 (農協、漁協、自治会等)	法人その他の団体 改正前の団体（左欄）  民間事業者 NPO、任意団体 個人は不可

指定管理者は、条例に基づいた手続にしたがい各部で候補者を選定した後、議会の議決を経て指定される。

## 2) 制度の特長

指定管理者制度には、従来の管理委託制度や県の直営管理と比較して次の特長がある。

- ・ 指定管理者は従来の管理受託者ではできなかった使用許可を行うことができ、運営の自由度が高まる。その結果運営方法にさまざまな工夫を取り入れることができ、民間事業者などがこれまでにはないサービスを提供する可能性が広がる。
- ・ 指定管理者は管理運営する施設の利用料金を自らの収入として収受することができる。このため、民間事業者などは自主的な経営努力を発揮しやすい。
- ・ 指定管理を担う団体等の範囲が大幅に広がることにより、競争によるサービス内容の向上と県からの受託料が逡減してゆくことが期待できる。

また、指定管理者は公の施設の管理運営をとおして次の3点の達成が期待される。

- ・ 住民の平等な利用を確保しているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮しているか。
- ・ 管理業務経費を縮減しているか。

## 3) 制度導入に当たっての留意点

制度がスムーズに導入され、期待された特長が発揮されるためには次の点に留意するべきである。

- ・ 公募による競争性の確保がなされること。これまでに担ってきた各種団体等も含めた広い範囲の参加者による公正な競争が図られねばならない。公募によらない場合は制度の特長を損なうことのない対応を取ること。
- ・ 公の施設の運営に当たって必要な情報が参加者に十分開示され、また吟味や分析が十分にできるように検討時間を確保すること。
- ・ 県は公の施設の最終責任者として指定管理者を適切に管理すること。
- ・ すべての過程において十分な情報開示がなされること。

## (2) 指定管理者制度に関わる監査の着眼点および監査手続

監査対象を次の二つに分け検討した。

- ・ 指定管理者選定手続（平成 17 年度および平成 20 年度）

・指定管理者による管理運営実施状況（平成 18 年度から 20 年度まで）

1) 指定管理者選定手続における監査の着眼点

- ・ 指定管理者を公募するか非公募特定にするかの判断はどこの責任で行われたか。
- ・ 公の施設を運営管理するにあたり必要かつ十分な情報が指定管理者応募者と共有され、応募者の十分な検討に資するものであったか
- ・ 指定管理者の候補者選定委員会は制度の趣旨を果たすべく十分に機能しているか。
- ・ 情報開示は適切か

2) 指定管理者による管理運営実施状況における監査の着眼点

- ・ 住民の平等な利用を確保しているか
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮しているか（質的、量的効用拡大）
- ・ 管理業務経費を縮減しているか
- ・ 県は適切にモニタリングしているか

3) 監査手続

- ・ 指定管理者に関わる県保管の文書の検討
- ・ 県所管部課よりの聴取
- ・ 指定管理者より入手した文書の検討、聴取

### III. 予算執行についての監査結果

#### 1. 指定管理者以外の事項に関わる事項

##### (1) 委託料の予算執行について【意見】

委託料の予算執行の検討にあたり重点的に検討したのは、随意契約とされた場合の理由の正当性である。

監査の結果、次の委託契約についての随意契約理由は不十分であると判断している。

部課	事業名	受託者	不十分であると判断した理由
保健福祉部 障害福祉課	障害者自立支援総合対策事業委託	(社福)鹿児島県社会福祉協議会	委託事業を担える団体は県の外郭団体の中にもほかにあり得る。受託者を選び、ほかを検討対象から外した理由が明確にされていない。
鹿児島地域振興局建設部鹿児島港支所	鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託	(財)鹿児島県地域振興公社	高度の専門性を有する技能が必須であり、かつほかの団体等では担えないと主張する業務内容であるか疑問である。
同上	マリンポートかごしま管理業務委託	同上	また、公益法人であることから低廉な価格で発注できることや、あうんの呼吸で業務を任せることができた実績から信頼しうる、と主張すること自体継続的な特別扱いになり、民間業者等の排除につながっている
土木部 道路維持課	ふれあいとゆとりの道づくり(路傍樹育成保全)事業委託	同上	

監査にあたっては理由書の閲覧・担当者への質問が中心であるため、選定理由の問題点には主観的な要素が入り込んでいる可能性もあるが、そもそも部外者が何の疑念も抱かず即座に納得できるような理由書でなければ随意契約の選定・契約過程の透明性が図られるとは言えない。随意契約の採用を検討するなら、その団体しか実施できないものであるかどうかを検討するとともに、そうであるならばその理由を第三者も納得できる形で明示する必要がある。

また、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号において、「公益法人と直接契約を締結する」場合においては「随意契約」とすることができる場合に該当するが、それとても「その公益法人以外に、その委託業務を実行できる者が他に存在しない」ことを議論し尽くした上で、「委託業務の性質又は目的が競争入札に適しないために随意契約による」と明確に結論付ける必要がある。

<p>○ 地方自治法施行令 第 167 条の 2 (随意契約)</p> <p>地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。～ (中略) ～</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入</p>
--

札に適しないものをするとき。

○ 鹿児島県契約規則施行指針 第 24 条関係（見積書の徴取）

～（中略）～

2 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

(1) 県の行為を秘密にする必要があるとき。

(2) 外国で契約を締結するとき。

(3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人と直接契約を締結するとき。

～（以下、略）～

## 2. 指定管理者に関わる事項

平成 18 年度より始まった指定管理者の期間の実績は次のとおりである。

なお表中、グレーで着色した公の施設は指定された団体等が各種団体等でないため監査対象とはしていない。

所管部	公の施設	H17 以前の管理委託先	指定管理者(H18 年度時点)		
			指定管理者	募集方法	期間
総務部	アジア・太平洋農村研修センター	(財)鹿児島県国際交流協会	鹿児島国際交流・協力センター	公募	3 年
環境生活部	県文化センター	(財)鹿児島県文化振興財団	同左	公募	5 年
	霧島アートの森	(財)鹿児島県文化振興財団	同左	非公募	5 年
	霧島国際音楽ホール	(財)鹿児島県文化振興財団	同左	非公募	5 年
	鹿児島県青少年会館	鹿児島県青少年育成県民会議	同左	非公募	5 年
	屋久島文化財センター 屋久島環境文化研修センター	(財)屋久島環境文化財団	同左	非公募	5 年
保健福祉部	ふれあいプラザ なのはな館	(社福)鹿児島県社会福祉協議会	同左	公募	5 年
	視覚障害者情報センター(点字図書館)	(社福)鹿児島県身体障害者福祉協会	同左	公募	5 年
	障害者自立支援センター	(社福)鹿児島県身体障害者福祉協会	同左	公募	5 年
	県民健康プラザ 健康増進センター	(財)鹿児島県民総合保健センター	同左	非公募	3 年
	川内自興園	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	同左	非公募	3 年
	菊花寮	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	同左	非公募	3 年
	ゆすの里	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	同左	非公募	3 年
商工観光労働部	高千穂河原野営場	霧島町	(財)自然公園財団	公募	5 年
	高千穂河原ビジターセンター	霧島町	高千穂河原ビジターセンター運営協議会	非公募	3 年
	桜島ビジターセンター	鹿児島市	(財)鹿児島県観光コンベンション協会	非公募	3 年
	奄美パーク	奄美群島広域事務組合	奄美群島広域事務組合	非公募	5 年

所管部	公の施設	H17 以前の管理委託先	指定管理者(H18 年度時点)		
			指定管理者	募集方法	期間
部 農政	フラワーパークかごしま	(財)鹿児島県地域振興公社	同左	非公募	5 年
林務水産部	森の研修館かごしま	(財)鹿児島県林業担い手育成基金	同左	公募	5 年
	県民の森	(社)鹿児島県森林整備公社	同左	公募	5 年
	照葉樹の森	(社)鹿児島県森林整備公社	かのや緑化協同組合	公募	5 年
土木部	吉野公園	(財)鹿児島県地域振興公社	南国交通(株)	公募	5 年
	石橋記念公園	(財)鹿児島県地域振興公社	セイカスポーツセンター・南日本総合サービス・井上総合緑化建設共同事業体	公募	5 年
	谷山緑地	県直営	鹿児島県造園事業協同組合	公募	5 年
	吹上浜海浜公園	(財)鹿児島県地域振興公社	同左	非公募	3 年
	大隅広域公園	(財)鹿児島県地域振興公社	同左	非公募	3 年
	北薩広域公園	(財)鹿児島県地域振興公社	同左	非公募	3 年
	県営住宅(鹿児島市内分)	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	同左	非公募	3 年
室 納 出	鹿児島空港県営駐車場	溝辺町	霧島市	非公募	3 年
教育委員会	ライフル射撃場 平川ヨットハウス 総合体育センター 鴨池公園 鴨池緑地公園	(財)鹿児島県体育協会  県直営	セイカスポーツグループ	公募	5 年
	上野原縄文の森	(財)鹿児島県文化振興財団	同左	非公募	5 年

(注) 所管部は平成 17 年度当時

(1) 非公募特定には十分な理由が必要である【意見】

指定管理者制度は公募が原則である。

しかし、公の施設の持つ機能や特殊性、また利用者の利便性などの観点から非公募特定の選択もありえる。

指定管理者制度の選定においては 36 施設中 19 の施設で公募されず、各種団体等が前の管理委託制度における管理受託者が特定された。

1) 非公募特定の理由

環境生活部

公の施設	非公募特定の理由(要約)
屋久島文化村センター 屋久島環境文化研修センター	公の施設と法人は一体である
霧島国際音楽ホール	公の施設と法人は一体である(この施設のために法人ができた)
霧島アートの森	公の施設と法人は一体である
鹿児島県青少年会館	会館利用者への指導・アドバイスがでる人材が他にはいない

保健福祉部 平成 17 年度

公の施設	非公募特定の理由（要約）
県民健康プラザ 健康増進センター	他と違い市町村への指導・支援網を確立している

農政部

公の施設	非公募特定の理由（要約）
フラワーパークかごしま	法令では、県職員は事実上同公社にしか派遣できない 希少植物についてのノウハウを蓄積した団体が他にはない 県の委託に応じ専門部署ができています。指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する

土木部 平成 17 年度

公の施設	非公募特定の理由（要約）
吹上浜海浜公園 大隅広域公園 北薩広域公園	大規模で多様な公園の管理運営に実績のある団体等が少ない 県の委託に応じ専門部署ができています。指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する
県営住宅管理（鹿児島市内分）	個人情報管理に対する懸念や、指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する、などの理由で一定期間は特定

土木部 平成 20 年度

公の施設	非公募特定の理由（要約）
吹上浜海浜公園	大規模公園を管理する高度な専門性と、近隣施設との連携が必要である。
北薩広域公園	公園の整備が途上であり、現指定管理者との密接な連携が必要である

教育委員会

公の施設	非公募特定の理由（要約）
上野原縄文の森	専門性の高い人材がいる

指定管理者制度を支え、特長付けるものには「競争性」があることは先に述べた。非公募特定を選択するにあたっては、その競争性を停止することもやむを得ない、と結論づけるだけの合理性と説得力のある理由が必要であるが、現状ではそれが十分に満たされているとは言えない。いずれも指定管理者選定手続にある「知事等が特に必要と認める」場合を理由にしているが、前管理委託者の継続的な就任を念頭に置いた、工夫の見られない理由であると考えられる。

指定管理者制度の基本である競争性を停止させる以上、達成が期待される 3 点をどのように実現するか明確で具体的な代替策が提示されるべきである。

なお、公募によった公の施設においても結果的に 1 者しか応募がなかった施設が見られた。現状ではこの指定管理業務に応募する団体等はほかには考えにくいことからやむを得ないが、その場合においても選定手続において事業計画の吟味を行って競争力のある提案を確保するなど県において工夫されることを期待する。

## 2) 経済的独立性

指定管理者となっている団体の平成20年度計算書類から、事業活動収入に占める指定管理料収入の割合を分析したものが次の表である。

指定管理者	総事業収入 (千円) a	指定管理委託料 (千円) b	(公の施設)	指定管理委託料 が占める割合 b/a
(財)鹿児島県文化振興財団	720,273	計 542,702 113,255 109,855 169,422 150,170	(県文化センター) (霧島アートの森) (霧島国際音楽ホール) (上野原縄文の森)	75.3%
鹿児島県青少年育成 県民会議	44,824	計 29,195 29,195	(県青少年会館)	65.1%
(財)屋久島環境文化 財団	179,530	計 123,813 123,813	(屋久島環境文化村センタ ー・屋久島環境文化研修セ ンター)	68.9%
(社福)鹿児島県社会 福祉協議会	1,229,259 (共済事業を除く)	計 218,923 218,923	(ふれあいプラザなのはな 館)	17.8%
(社福)鹿児島県社会 福祉事業団	1,565,311	計 54,590 39,160 9,743 5,687	(ゆすの里) (川内自興園) (菊花寮)	3.4%
(社福)鹿児島県身体 障害者福祉協会	171,093	計 96,284 51,847 44,437	(視聴覚障害者情報センター (点字図書館)) (障害者自立交流センター)	56.2%
(財)鹿児島県民総合 保健センター	2,596,828	計 167,592 167,592	(県民健康プラザ健康増進セ ンター)	6.4%
(財)鹿児島県地域振 興公社	3,599,753	計 491,672 110,130 98,628 64,293 218,621	(吹上浜海浜公園) (大隅広域公園) (北薩広域公園) (フラワーパークかごしま)	13.6%
(財)鹿児島県林業担 い手育成基金	62,997	計 20,748 20,748	(森の研修館かごしま)	32.9%
(社)鹿児島県森林整 備公社	821,446	計 57,483 57,483	(県民の森)	6.9%
(財)鹿児島県住宅・ 建築総合センター	618,232	計 262,891 262,891	(県営住宅(鹿児島市内分))	42.5%

指定管理料がかなりのウェイトを占め、委託料以外の本来の事業予算は少額にとどまっている団体がいくつか存在する。選定が非公募であるケースと考え合わせると、その団体の存続を確保するために指定管理者として特定しているのではないかと考える余地も出てくる。

このように、前管理委託者を競争性にさらすことなく特別扱いしたと見られないためにも、

非公募特定を選択する場合には誰にでも納得できる理由と停止した競争性を補完する方策を、所管部は明示する必要がある。

## (2) モニタリングを充実させるべきである【意見】

### 1) モニタリングの実施時期について

県は指定管理者に対して、年度途中（随時）モニタリングを行うことができるとされており、また年度末は指定管理者から実績報告を受け、検査を実施することになっている。

県の各種書類を閲覧したが、年度途中にモニタリングを実施した状況を書類等で確認できたのは一部であった。

年度末においては指定管理者よりの事業報告書を検査し、必要な庁内稟議を経ているのは確認できたが、予算実績の比較に対してのコメントや指定管理者の自己評価の矛盾について問い合わせをした形跡は見られなかった。

一般論として、モニタリングは管理運営を任せる指定管理制度が適切に運営できているかを担保する最後の砦である。指定管理者を信頼して1年間任せておくだけでは、公の施設が提供するべきサービスの質の確認が後手に回る恐れがあり、県民に対する最終責任者たる県の義務は果たしていない。

公の施設への関わりが管理委託制度の時より少なくなることから、より効果的なチェックが必要になる。

### 2) 事業報告書の内容について

今回監査対象とした公の施設に関する事業報告書は指定管理者ごとにその記載の質にばらつきがあった。

まず事業報告書の記載内容が、従前の管理委託契約当時の報告書と特に変化が見られないところが散見された。

また、3つの項目（住民の公平な利用、施設の効用拡大、経費の縮減）を達成することが求められているが、それについての記載が乏しく、指定管理者としての自覚を疑わせる貧弱な内容の報告書も提出されている。

指定管理者からの事業報告書には次の内容の記載が必須である。

- ・ 計画段階で設定した3つの項目の達成状況  
（可能な限り計画段階で目標数値を設定すべきであり、その実績数値と分析結果）  
（数値化が困難な質的効用の拡大などについては、評価基準を明確に示す）
- ・ 民間活力の発露たる取り組みとその結果  
制度導入にあたって、県としては公の施設を舞台にこれまでにない取り組みの実施を期待していることから、その記載の充実は当然求めるべきである。



(3) 募集方法の決定について改善すべきである【意見】

1) 募集方法の選択について

現状では指定管理者の選定にあたり、公募によるか非公募特定とするかについてはごく少ない例を除き、事実上県、部で決めている。手続上は外部委員を交えた選定委員会で協議し決定することになっているが、その過程が議事録で確かめられたのは農政部だけであった。非公募特定にする最大の理由は、公の施設の運営が安定的に継続していくことを願うことと考える。またこれまで管理委託をしてきた各種団体等の存続や雇用問題の発生を懸念した事情もあろう。

しかし、これまでの管理委託制度での限界が見えたことから、民間の能力を公的分野に生かそうとして導入された指定管理者制度であるから、まずは民間が参入することが可能か否かの判断を民間が関わって行うことが制度の趣旨に沿っているものと思われる。

県の各部が公募・非公募特定を決めるにあたっては、民間部門の有識者が多数を占める選定委員会で十分議論するよう運営に工夫を行うべきである。

2) 「一定期間」非公募特定について

非公募特定として公募を選択しない公の施設については、その後公募に転じる予定があるか否かによってさらに 2 つに分かれ、公募の計画があるものを「一定期間」非公募特定としている。今後も公募しない計画のものは「当面」非公募特定と定義されている。

<u>今回公募するか否か</u>	<u>次回以降公募するか否か</u>	
する	—	→ 公募
しない	する	→ 「一定期間」非公募特定
	しない	→ 「当面」非公募特定

一定期間後の具体的な時期を明示するべきである。議会の承認によって決定されることとはいえ、案を提示するのは行政側であることから、可能な限り早く明示すべきである。自らの案の提示で政策遂行が拘束されることを懸念することもあるが、直前の公表で振り回される県民も困惑する。

なお、「一定期間」のほか、「当面非公募」という公の施設がある。当面非公募特定による場合においては理由を詳細に開示するべきである。

(4) 公の施設の存在意義を問いなおす【意見】

指定管理者制度の運用状況から各種団体等の活用のされ方を検討することが今回の外部監査の目的の一つであるが、制度の舞台となっているのは公の施設であることから、その意義について検討した結果を述べる。

次の表は県が投入した指定管理委託料と利用者数および 1 人あたりの指定管理委託料である。福祉施設および県営住宅の管理運営については利用者の多寡という視点で検討するこ

とが適切であるとは考えにくいことから除外してある。

利用者数は各指定管理者から報告のあった平成 20 年度実績のうち、最も人数の多いものを使った。

指定管理者	公の施設	指定管理委託料 (千円) a	利用者数 (人) b	1人あたりの指 定管理委託料 (千円/人) a/b
(財)鹿児島県文化 振興財団	県文化センター	113,255	405,625	0.2
	霧島アートの森	109,855	67,540	1.6
	霧島国際音楽ホール	169,422	54,559	3.1
	上野原縄文の森	150,170	116,389	1.3
鹿児島県青少年育 成県民会議	県青少年会館	29,195	52,646	0.5
(財)屋久島環境文 化財団	屋久島環境文化村センター・ 屋久島環境文化研修センタ ー	123,813	80,036	1.5
(社福)鹿児島県社 会福祉協議会	ふれあいプラザなのはな館※	218,923	262,291	0.8
(財)鹿児島県民総 合保健センター	県民健康プラザ健康増進セ ンター	167,592	319,883	0.5
(財)鹿児島県地域 振興公社	吹上浜海浜公園	110,130	523,073	0.2
	大隅広域公園	98,628	218,402	0.4
	北薩広域公園	64,293	159,827	0.4
	フラワーパークかごしま	218,621	163,122	1.3
鹿児島県林業担い 手育成基金	森の研修館かごしま	20,748	4,737	4.3
(社)鹿児島県森林 整備公社	県民の森	57,483	148,455	0.3

※ふれあいプラザなのはな館については「いぶすき篤姫館」の利用者数を除く。

上表中、グレーで着色した指定管理者と公の施設について以下検討する。

1) (財)鹿児島県文化振興財団が管理運営する 4 施設について

4施設のうち3施設が上表中の他の施設に比べて比較的多い1人あたりの指定管理委託料を投入している。これは施設の意義はともかくも県の支援がなければ存立しにくい施設であるということである。都会と違い民営の美術館やコンサートホールが充実しているわけではない鹿児島県の現状からして、県がその分野を担うことには賛成するが、であればこそ管理運営というソフト面では民間のノウハウが投入されるべきである。同法人の仕事ぶりを否定はしないが、その分野で長けた民間業者が県内外から応募し、競争の中ですばらしい運営の提案が出されるようにすることが指定管理者の肝心な点である。

2) (財)屋久島環境文化財団が運営する 2 施設について

2施設は事実上一体として同法人により運営されており、上表中の他の施設より比較的多い1人あたりの指定管理委託料を投入している。これは施設の意義はともかくも県の支援がな

ければ存立しにくい施設であるということである。

自然遺産屋久島の自然を核にした活動、すなわち屋久島環境文化村構想の拠点として設置された施設であるが、設置より 13 年経過している。県費投入をこのままのペースで続けてゆくべきであるか、屋久島環境文化村構想の趣旨を踏まえつつ見直しをかける必要があると考える。

また、管理運営をする同法人の収支計算書を見ると、平成 20 年度事業活動収入総額 146,334 千円のうち指定管理者としての県からの受託事業収入が 123,813 千円（84%）を占める。また事業内容もかなりの部分が 2 つの施設を拠点に行われており、法人と指定管理者として管理している施設が密接不可分であることから、施設、構想の再評価はすなわち法人のあり方に直結する問題である。現施設、指定管理者での活発な運用を期待するものの併せてこの問題にも取り組んでいただきたい。

### 3) 鹿児島県林業担い手育成基金が運営する 1 施設について

林業従事者に対する技能訓練や安全教育などの研修を行う施設である。林業従事者が少なく施設の利用者が限定されているものの、民間には同様の施設はないため県費の投入はやむを得ない。また時系列で見ると利用者は増加しており、今後一層の活用をはかることを求める。

以上の施設の多くは非公募特定により各団体が指定管理者に特定されている。また、先に（2）2）で検討したように各団体の事業収入に占める県からの指定管理者委託料への依存度の高さを考え合わせると、施設の今後のあり方が各団体のあり方と同期するということになる。その意味で影響は大きいものの、県民にとって最良の政策は何かという観点で見直すことを躊躇してはならない。

### （5） 指定管理者制度運用について部間の情報交換を行うべきである【意見】

指定管理者制度の実施状況について今回全体的に監査を実施したが、部によって取り扱いが異なる手続があった。たとえば

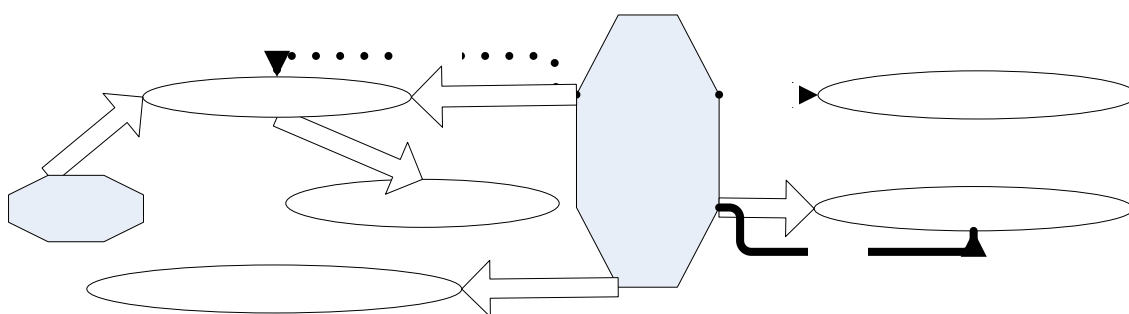
- ・ 公募か非公募特定の選択、あるいはその了承を選定委員会が行うか
- ・ 指定管理者が再委託を行う場合、年度協定締結時の計画書で県側の了解を取るか、年度初めに個別に了解を取るか
- ・ 指定管理者の自己評価を実施するか

公の施設の個別の状況もあることから差異が生じているものと考えるが、応募者は基本的に民間であり、応募者は鹿児島県庁との仕事として臨んでくることから、部によって取り扱いが極端に異なるのは見苦しい。同じ庁舎内にあることから、財産活用対策室が取りまとめを積極的に行い、手続などの運用の統一を図るべきである。

#### IV. 各種団体等との取引の詳細

以下、部別に各種団体等との取引を記載しているが、複数の部と取引がある場合はその各種団体等を所管する部にまとめて記載した。なお、記載した数値等は平成20年度のデータである。

##### 1. 総務部



団体：（財）鹿児島県文化振興財団

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	県民生活局生活・文化課	(財)鹿児島県文化振興財団出捐金	—	1,050,000	—
		費目計	—	1,050,000	
委託料	県民生活局生活・文化課	鹿児島県文化センターの管理業務委託(指定管理者)	113,255	/	1-①
		鹿児島県霧島国際音楽ホールの管理業務委託(指定管理者)	169,422		1-②
		鹿児島県霧島アートの森管理業務委託(指定管理者)	109,855		1-③
		その他	5,764		—
		費目計	398,296		
		合計	398,296	1,050,000	

教育委員会所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	文化財課	上野原縄文の森の管理業務委託(指定管理者)	150,170	/	2
		その他	2,000		—
		費目計	152,170		
		合計	152,170	—	

■団体概要

鹿児島県民の多様な文化活動を促進・支援するため、各種の文化振興事業を展開することにより、鹿児島県の文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の香り高い地域社会づくりに寄与することを目的として平成6年1月に設立された。この目的を達成するため、文化イベントの開催、伝統文化の継承活動に対する支援、文化活動に対する支援及び顕彰、ならびに鹿児島県の文化施設の管理運営の受託等の事業を行っている。

No1-①. 鹿児島県文化センターの管理業務委託（指定管理者）

(1) 事業の概要

鹿児島県文化センターの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成18年度から22年度（5年）

(2) 検討結果

1) 「住民の平等な利用を確保すること」について

事業報告を見る限りにおいて、住民の公平利用の努力は認められ、実績も確保しているものと判断する。

2) 「公の施設の効用を最大限に発揮すること」について

・質的効用拡大

指定管理者はこの目標達成のため、事業実施のたびにアンケートを実施している。

また、指定管理者は自己評価報告書を作成しており、「良い」「普通」「努力・検討を要する」という3段階に分けて評価している。この自己評価報告は他の指定管理者では見られない取り組みであり、「自己評価総括表」と題した評価書において指定管理選定先ごとに普及啓発事業・管理運営体制・経理関係等の自己評価を自主的に行ってことは他の模範になる取り組みと言える。

平成20年度の評価では、33項目のうち「良い」が31項目、「普通」が2項目、「努力・検討を要する」は0項目という結果であった。

評価	件数
良い	31
普通	2
努力・検討を要する	0

・量的効用拡大

指定管理者が策定した利用促進計画によると平成 18、19、20 年度は、入場者 35 万人、ホール利用率 80%を目標としている。実績を見ると目標を 1 割以上超えており十分な成果である。しかし計画段階での目標値設定が 3 年間変わらないのはなぜであろうか。実態を反映した目標値の設定が望まれる。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数推移(人)	391,715	401,260	405,625
ホール利用率(%)	76.0	81.8	80.5

3) 「管理業務経費を縮減すること」について

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	143,688 113,097	117,494 113,071	99,587 93,706
県の委託料	118,164 118,164	113,270 113,270	113,255 113,255
合計	261,852 231,261	230,764 226,341	212,842 206,961
管理業務費等	245,904 231,261	222,322 225,741	208,056 206,961
差引損益	15,947 -	8,442 600	4,786 -

目標を上回る利用者を集めた結果、収入も予算を上回っている。

なお、提出された決算書には次の改善すべき事項がある。

- ・平成 18、20 年度の支出報告には事業別報告はあるものの合計がなく、全体の支出が把握しづらい。
- ・収入合計と支出合計の差額が明示されていないため、収支が瞬時に把握できない。
- ・予算と実績に多額の差異がある費目があるが、差異についての説明がない。

4) 県が行ったモニタリングの状況

県は利用状況等の実績報告を月々受けており、担当者による検討に付されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。また、これとは別に事業報告の点検や現地調査などを実施して現況把握に努め、指定管理者の評価を行い、指定管理者にはその結果を通知している。

ただし、2)、3) に述べたように若干の改善を要する点が見られるので適切な指導が必要である。

No.1-②鹿児島県霧島国際音楽ホールの管理業務委託（指定管理者）

（１）事業の概要

鹿児島県霧島国際音楽ホールの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

（２）検討結果

１）住民の平等な利用を確保すること

事業報告を見る限りにおいて、住民の公平利用の努力は認められ、実績も確保しているものと判断する。

２）公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

指定管理者はこの目標達成のため、事業実施のたびにアンケートを実施している。

また、指定管理者は自己評価報告書を作成しており、管理運営体制については「良い」「普通」「努力・検討を要する」という 3 段階に分けて評価し、文化事業の遂行に関しては「十分達成」「概ね達成」「やや不十分」「まったく不十分」の 4 段階に分けて自己評価をしている。

管理運営体制についての自己評価結果は、もっとも新しい平成 20 年度の評価では、48 項目のうち「良い」が 46 項目、「普通」が 1 項目、該当なしが 1 項目という結果であった。「努力・検討を要する」は 0 項目である。ほとんど改善余地がない洗練された管理が行われているものと考えてよいのであろうか。この点について検査調書等において言及はされていない。

評価	件数
良い	46
普通	1
努力・検討を要する	0

また、文化事業の評価については評価基準に具体的な目標数値が盛り込まれているため、それとの対比で「やや不十分」という評価が散見される（全 52 項目中 4 項目）。数値を用いた評価基準は確かに客観性を持ち得るが、目標数値の設定如何で評価は変わる。自己評価とはいえ可能な限り客観性のある目標数値が設定されるべきであることから、評価基準の設定に委託者の県の関与とその公表が必要であると考え。

評価	件数
十分達成	43
概ね達成	5
やや不十分	4
まったく不十分	0

・量的効用拡大

当施設の利用実績（抜粋）の推移は次のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数推移(人)	55,518	50,077	54,559
主ホール利用率(%)	52.0	52.6	56.3
小ホール //	21.2	19.7	24.7
野外音楽堂 //	4.5	2.9	5.7
練習室 //	34.3	49.2	50.2

徐々にではあるが利用拡大が進んでいると判断できる。

(3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用料金等	48,401	33,949	32,449
	41,645	44,808	45,606
県の委託料	170,937	169,789	169,422
	173,457	169,789	169,422
合計	219,338	203,738	201,871
	215,102	214,597	215,028
管理業務費等	218,715	202,625	200,912
	215,102	214,597	215,028
差引損益	622	1,112	959
	-	-	-

利用料収入が減少の一途であり、かろうじて収支が均衡しているのは支出の削減を進めていることによるものと考えられる。

(4) 県が行ったモニタリングの状況

県は利用状況等の実績報告を月々受けており、担当者による検討に付されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。また、これとは別に事業報告の点検や現地調査などを実施して現況把握に努め、指定管理者の評価を行っている。

No.3-③鹿児島県霧島アートの森の管理業務委託（指定管理者）

(1) 事業の概要

鹿児島県霧島アートの森の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成18年度から22年度（5年）

(2) 検討結果

1) 住民の平等な利用を確保すること

事業報告を見る限りにおいて、住民の公平利用の努力は認められ、実績も確保しているものと判断する。



## 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

### ・質的効用拡大

指定管理者はこの目標達成のため、事業実施のたびにアンケートを実施している。

また、指定管理者は自己評価報告書を作成している。「良い」「普通」「努力・検討を要する」という3段階に分けて評価している。もっとも新しい平成20年度の評価では、55項目のうち「良い」が53項目、「普通」が2項目、「努力・検討を要する」は0項目という結果であった。

評価	件数
良い	53
普通	2
努力・検討を要する	0

しかしたとえば入場者が減少している事実を評価した場合、当然「努力・検討を要する」という評価が載るべきであろうがそのようにはなっていない。せっかく自己評価を行っているのであるから、課題が浮き彫りになるような評価がおこなわれなければ意味がない。評価すべき項目の見直しと評価基準の公平性、客観性の確保が求められる。

### ・量的効用拡大

当施設の利用実績の推移は次のとおりであり減少傾向であったが、平成21年度は10万人を超える勢いとなっているとのことである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数推移(人)	89,576	65,974	67,540

## 3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用料金等	23,527 20,620	18,905 20,645	18,551 20,645
県の委託料	109,895 109,895	109,855 109,855	109,855 109,855
合計	133,422 130,515	128,760 130,500	128,406 130,500
管理業務費等	130,930 130,515	127,811 130,500	124,469 130,500
差引損益	2,491 -	948 -	3,936 -

利用者数減少傾向により利用料金等は減少が続いているものの、損益の悪化を防ぐため支出の低減を図っている。

## 4) 県が行ったモニタリングの状況

県は利用状況等の実績報告を月々受けており、担当者による検討に付されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。また、これとは別に事業報告の点検や現地調査などを実施して現況把握に努め、指定管理者の評価を行い、指定管理者にはその結果を通知している。

ただし、2) に述べたように若干の改善を要する点が見られるので適切な指導が必要である。

#### ○再委託について【意見】

この施設の園地管理業務は、(財) 鹿児島県地域振興公社に対して随意契約にて再委託されている。委託料は 18,060 千円である。指定管理者が、その責任において主たる業務ではない園地管理業務を再委託することは、何ら問題なく、必要とされる県の承認も得ている。それを承知であえてこの再委託について触れたい。

指定管理者制度を支える機能の一つは競争性である。競争性をてこにコスト削減や質・量のサービスを高めてゆくことが期待されていることは明らかである。しかし、一方で様々なやむを得ない事情で競争性を次に置くこともあるがそれは例外である。

この公の施設では、これまでの経緯などから競争性を一旦端に置いて、非公募特定で同法人を指定管理者とした。上に述べたように同法人の指定管理者としての仕事ぶりは十分なものと言えるが、再委託において同法人と同じいわゆる県の外郭団体である (財) 鹿児島県地域振興公社に随意契約で園地管理を委託したことで、外見的には競争性が一層効きにくい構造になってしまった感がある。

屋外で芸術作品と植栽等と一体となった空間の確保には、これまで培った技術がある (財) 鹿児島県地域振興公社がもっとも安心できることはわかるが、民間会社を育成する意味、すなわち将来の競争性確保の意味も含め、競争入札などを採用することが望ましいものとする。再委託は、あくまで指定管理者の責任のもとで行われることであるから、県としては要望の範囲を超えることはできないものとするが、ぜひ検討していただきたい。

なお、(財) 鹿児島県地域振興公社に対しては、教育委員会における上野原縄文の森の管理に関する業務委託 (指定管理者) においても園地管理業務として 21,735 千円の委託料支出 (随意契約) が行われているので、同様の検討をしていただきたい。

### No.2 上野原縄文の森の管理業務委託 (指定管理者)

#### (1) 事業の概要

上野原縄文の森の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度 (5 年)

#### (2) 検討結果

##### 1) 住民の平等な利用を確保すること

事業報告書によれば、住民の公平利用の努力は認められ、おおむね実績も確保しているものと判断する。

##### 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

利用者アンケート結果を事業報告書に掲載しており、この点では質的効用の拡大に取り組んでいる姿勢を確認できたものの、その結果の分析、対応策については確認できなかった。特にアンケートで「不満足」とされた項目へ指定管理者がどう取り組んでいくかについては関心のあるところであるが、事業報告にも翌年度の事業計画にも具体的な記載が確認できない。

・量的効用拡大

入園者数等の推移は次のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入園者数(人)	122,994	103,031	116,389
うち展示館入館者(人)	60,006	50,745	44,957
利用料金収入(千円)	7,380	5,518	4,441

入園者は微減傾向であるが展示館へ入館者が急減してきており、園内の他施設へ利用の重心が移動している傾向がうかがえる。有料施設への入場者は減少してきている。

このような厳しい運営環境下にある指定管理者であるが、運営管理業務について行っている自己評価によると、利用者数、利用料金が低迷する実態がありながら、ほとんどの項目について「A(良い)」がついている。そして数少ない「B(普通)」は「利用料金収入は当初計画のとおり推移しているか」の項目である。しかし現実には上記減少傾向がみられており、自己評価とはいえできる限り客観的な評価を行う必要がある。

3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	7,380 8,000	5,518 8,000	4,441 8,000
県の委託料	150,858 150,858	150,296 150,296	150,170 150,170
合計	158,238 158,858	155,814 158,296	154,611 158,170
管理業務費等	159,153 158,965	154,828 158,246	155,361 156,120
差引損益	△954 △107	986 50	2,894 50

H19、H20 は利用料金収入の減少に伴う総収入の減が多額にのぼったが、管理業務費等の圧縮に努めた結果、僅かであるが黒字となっている。経費圧縮の主要因は委託費の縮減である。その具体的な中身については事業報告では触れられていない。

4) 県が行ったモニタリングの状況

県が年度途中でどのようなモニタリングを実施したかは県より提出を受けた資料からは不明である。

事業年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、合格とされている。

ただし、上記2)、3)に記載したとおり、当然発せられるであろう疑問や問いを示した文

書等が確認できないことから、指定管理者からの事業報告書に対するフォローアップを充実させる必要があるものとする。

### 団体：鹿児島県市町村土地開発公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	市町村課	鹿児島県市町村土地開発公社 出資金	—	42,000	
		費目計	—	42,000	
		合計	—	42,000	

#### ■団体概要

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として昭和 48 年 4 月に設立されたが、昨今の厳しい市町村財政による事業減少、全国的な土地開発公社を廃止とする傾向を受け、平成 21 年 3 月末をもって解散された（平成 21 年 12 月清算）。

### 団体：鹿児島県青少年育成県民会議

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	青少年男女共同参画課	鹿児島県青少年会館の管理業務委託(指定管理者)	29,195		1
		費目計	29,195		
補助金	青少年男女共同参画課	その他	5,097		
		費目計	5,097		
		合計	34,292	—	

#### ■団体概要

青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的として昭和 42 年 3 月に結成された、「郷土に学び・育む青少年運動」を推進する民間の活動団体である。

#### No.1 鹿児島県青少年会館の管理業務委託（指定管理者）

##### (1) 事業の概要

鹿児島県青少年会館の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

## (2) 検討結果

### 1) 住民の平等な利用を確保すること

提出資料を閲覧したところ、様々な団体等によって利用されていることが確認できた。

### 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

#### ・質的効用拡大

提出資料を閲覧した範囲においては、どのように質的効用の拡大のために活動したかが不明である。

#### ・量的効用拡大

利用実績の推移は次のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数推移(人)	55,683	59,792	52,646

事業計画書には利用者数等の数値目標は掲げられていない。また事業報告書においてもこの利用実績数が記載されているのみであり、量的効用拡大がどのように評価できるのか監査人としては判断できない。

### 3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用料金等	5,987	5,949 5,190	5,985 5,566
県の委託料	29,195	29,195 29,195	29,195 29,195
合計	35,182	35,144 34,385	35,180 34,761
管理業務費等	35,182	35,144 34,385	34,853 34,761
差引損益	—	— —	327 —

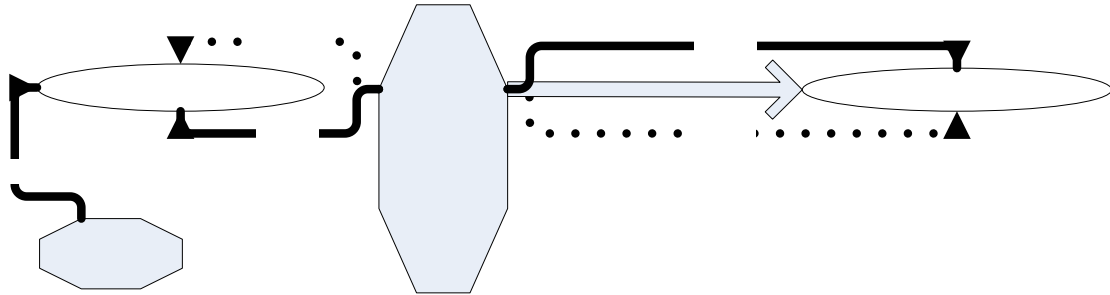
収支についてはほぼ均衡している。

### 4) 県が行ったモニタリングの状況

県は同団体から毎月利用実績の提出を受け、担当者による回覧・検討に付されている。年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

しかし上記2)に記載したとおり、当然発せられるであろう疑問や問いを示した文書等が確認できないことから、指定管理者からの事業報告書に対するフォローアップを充実させる必要があるものとする。

## 2. 企画部



団体：（独）奄美群島振興開発基金

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	離島振興課	奄美群島振興開発基金助成事業出資金	138,000	3,982,000	1
		費目計	138,000	3,982,000	
補助金	離島振興課	その他	2,895		
		費目計	2,895		
貸付金	離島振興課	奄美群島振興開発基金貸付金	100,000	951,234	2
		費目計	100,000	951,234	
合計			240,895	4,933,234	

商工労働部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
補助金	経営金融課	その他	9,360		
		費目計	9,360		
損失補償	経営金融課	その他	8,686		—
		費目計	8,686		
合計			18,046	—	

### ■団体概要

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき昭和30年9月に設立された奄美群島振興信用保証協会を前進とし、法の延長・改正に併せ数次の改称・改組が行

## 負担金

われた後、平成 16 年 10 月に特殊法人等整理合理化計画に基づき、「独立行政法人奄美群島振興開発基金」が設立された。

奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため「振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とし、奄美群島内の中小事業者に対する信用保証及び融資を中心に業務を行っている。

<平成 20 年度末における出資の状況>

出資団体	出資金額(千円)	出資比率 (%)
政 府	9,601,271	国 62.2
地方自治体	5,834,500	県 25.8
合 計	15,435,771	関係市町村 12.0

No.1、2 奄美群島振興開発基金助成事業

(1) 事業の概要

No.1 業務の円滑化と経営基盤の強化を図るための出資金である。

No.2 融資財源を補うための特別転貸債による貸付である。

平成 20 年度末における同法人に対する貸付金残高は 951,234 千円である。

(2) 検討結果

1) 財務内容の分析 (同法人の平成 20 年度財務諸表より)

① 純資産額は下記のとおり、出資金に対して欠損が生じている。

出資金	15,435 百万円	出 資 金 に 対 す る
繰越欠損金	△5,038 百万円	純 資 産 額 の 比 率
差引き純資産額	10,397 百万円	67.4%

② (法人の) 貸付金等の状況

同法人の貸借対照表に計上されている貸付金等の状況は下表のとおりである。

貸付金に対する貸倒引当金、及び求償権償却引当金、ならびに保証債務に対する保証債務損失引当金は、予め定められている償却・引当基準に従い適正に計上されていると認められ、会計上は回収可能な正常債権金額が計上されている。

債権名	債権残高	貸倒引当額(※1)	引当割合(%)	差引き正常債権額
短期貸付金	548,800	7,372	1.3	541,427
長期貸付金	8,953,266	1,846,224	20.6	7,107,041
求償権(※2)	3,205,012	2,125,671	66.3	1,079,340
短期保証債務	255,468	4,292	1.7	251,176
長期保証債務	6,453,420	439,164	6.8	6,014,255
合 計	19,415,966	4,422,723	22.8	14,993,239

※1：貸借対照表上では、求償権については求償権償却引当金、短期保証債務と長期保証債務については保証債務損失引当金という名称で表示されている。

※2：求償権とは保証により生じた債務の弁済に対して元債務者に対する債権のことである。

○貸付金の回収可能性について【意見】

県は基金に対して出資のほか貸付金を出している。

貸付金の回収可能性に限ってみれば、平成 20 年度末貸付残高の額は、純資産額とほぼ見合っており、また貸倒引当金等を控除後の正常債権残高もこれを上回っているため、回収可能性には特に問題はないと判断される。決算の審査を行う独立行政法人評価委員会（国土交通省を通じた機関）の審査でも、貸付金の回収可能性については問題ないとのコメントであった。

しかし上述のとおり出資総額に対して正味財産は 7 割弱であり資本の欠損が生じている状態である。

すなわち、現時点の計算上の試算では、貸付金は 100%回収可能だが、出資金は 3 割程度目減りしているということである。その意味で決して健全な財政状態とは言えない。

国が大きく関与する事業であるが、県も主体的に関わり、貸付金の回収に努め、債権管理には十分注意する必要がある。

**団体：肥薩おれんじ鉄道（株）**

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道(株)出資金	—	620,500	
		費目 計	—	620,500	
補助金	交通政策課	鉄道経営安定対策事業補助金	54,463	/	1
		費目 計	54,463		
合 計			54,463	620,500	

土木部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
負担金	都市計画課	阿久根駅構内跨線橋新設工事負担金(公共)	100,000	/	2
		阿久根駅構内跨線橋新設工事負担金(県単)	53,234		
		費目 計	153,234		
合 計			153,234	—	

■団体概要

九州新幹線新八代～鹿児島中央間の開業に伴い、九州旅客鉄道（JR 九州）から経営移管された元の鹿児島本線八代～川内間の運営を行うため、平成 14 年 10 月設立された。本社は



熊本県八代市。

熊本県、鹿児島県その他沿線自治体および日本貨物鉄道（JR 貨物）が出資する第三セクター方式の鉄道会社として平成 16 年 3 月に開業した。

出 資 金	発行済み株式数	株 主 構 成（％）	
1,560,000 千円	31,200 株	熊本県	39.8
		鹿児島県	39.8
		JR 貨物	6.4
		沿線自治体	14.0

#### No.1 肥薩おれんじ鉄道経営安定対策事業の補助金

##### （1） 事業の概要

肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、同社の鉄道基盤設備の維持に要する経費に対し肥薩おれんじ鉄道経営安定基金条例および肥薩おれんじ鉄道経営安定対策事業補助金交付要綱に基づき交付されるものである。

補助金の額は、前会計年度の決算数値を基礎に計算した補助対象経費の合計額の範囲内で、当該年度に生じた減価償却前赤字額を熊本県側と鹿児島県側に配分して算出した赤字額を限度として決定されている。

##### （2） 検討結果

補助金額はあらかじめ定められた算式にしたがって負担額が決定されるため、会社の損益状況により每期補助金額が変動する。過去 3 期間の経営成績を見ると恒常的に赤字が続いており、会社の減価償却前赤字を両県に配分して算出した赤字額のうち鹿児島県側の赤字が解消されない限り補助金は継続されることになる。

#### < 経営分析 >

（単位：千円）

区分	第 5 期 (平成 19 年 3 月期)	第 6 期 (平成 20 年 3 月期)	第 7 期 (平成 21 年 3 月期)
営業収入	901,630	796,026	958,618
経常損失	248,538	154,726	216,521
当期純損失	205,119	154,290	125,921
資本金(A)	1,560,000	1,560,000	1,560,000
純資産額(B)	1,031,591	877,300	751,378
(B)／(A)(%)	66.1	56.2	48.2

このままの収益状況では追加支援のための歳出を余儀なくされるので、まずは会社自身の経営努力が必要であるが、県も熊本県と協力して収益改善に努めなければならない。

#### No.2 阿久根駅構内跨線橋新設工事負担金

##### （1） 事業の概要

都市計画道路上野羽田線街路事業の実施に伴う、肥薩おれんじ鉄道線阿久根駅構内跨線橋

新設工事にかかる負担金であり、公共交付金と県単交付金より構成される。

(単位:千円)

		公共交付金	県単交付金	合計
①	平成 20 年度当初	100,000	53,234	153,234
②	平成 20 年度支出命令額	40,000	21,294	61,294
③=①-②	平成 21 年度繰越額(※1)	60,000	31,940	91,940
④	平成 21 年度変更額(※2)	▲32,197	▲17,139	▲49,336
⑤=③+④	平成 20 年度支出命令額	27,803	14,801	42,604

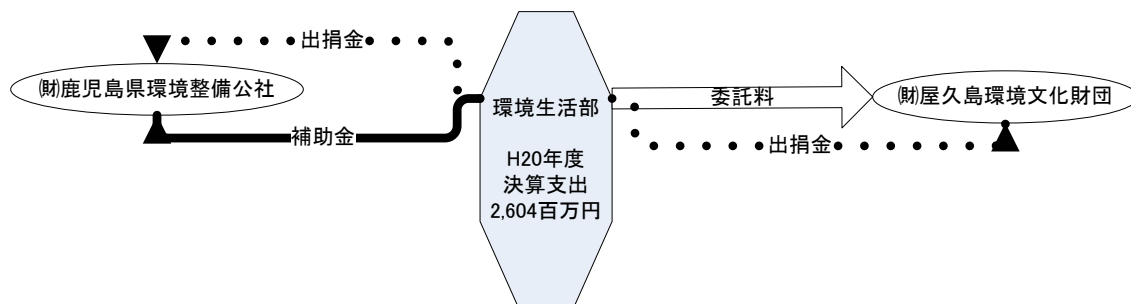
※1 補償物件の移転が翌年度にずれこみ、工事が計画年度内に完了しなかったため。

※2 積上げ及び入札等により協定額に減額が生じたため。

(2) 検討結果

特になし。

### 3. 環境生活部



#### 団体：（財）屋久島環境文化財団

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	自然保護課	基本財産出捐金	—	510,000	
		費目計	—	510,000	
委託料	自然保護課	屋久島環境文化村中核施設の 管理業務委託(指定管理者)	123,813	/	1
		その他	801		
		費目計	124,614		
		合計	124,614	510,000	

#### ■団体概要

屋久島環境文化村構想を推進する中心的な組織として、平成5年3月に鹿児島県、屋久島町（旧上屋久町，旧屋久町）の出捐により設立された。平成5年12月にわが国初の世界自然遺産として登録された屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する新しい地域づくりを進めるために環境学習事業、環境形成事業、交流推進事業、屋久島地域づくり支援事業などの事業を実施しているほか、指定管理者として次のような文化村中核施設管理運営事業などを行う。

施設名	事業内容
屋久島環境文化村センター	情報提供・環境学習の普及推進・島内外の交流推進 施設利用促進活動等
屋久島環境文化研修センター	研修・交流・施設利用促進活動等

No.1 屋久島環境文化村中核施設の管理業務委託（指定管理者）

（１） 事業の概要

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営に関する指定管理者としての業務委託である

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

（２） 検討結果

１） 住民の平等な利用を確保すること

施設の性格上、住民の平等利用は確保されているものと考えられるが、事業報告書は実施した事業の説明が中心であり、明瞭ではない。

２） 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

事業報告書は実施した事業の説明が中心であるが、補足資料等で利用者の理解を促す工夫が確認できたため、質的効用が拡大しているものと判断できる。

・量的効用拡大

2つの施設の利用者推移をみると増加傾向にあることから、一定の成果を上げているものと考えられる。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
来館者数(人)	78,028	76,503	80,036
有料利用者数(人)	48,979	50,172	52,755

３） 管理業務経費を縮減すること

（枠内の上段は実績、下段は各年度予算額） （単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	32,306 31,893	33,208 34,060	33,619 31,851
県の委託料	126,626 123,896	123,447 126,091	123,813 123,896
合計	158,933 160,584	156,655 160,091	157,432 156,087
管理業務費等	153,235 160,200	153,039 160,475	156,380 156,087
差引損益	5,697 384	3,616 △384	1,051 -

収支は若干の収入超過で推移している。

４） 県が行ったモニタリングの状況

県は利用状況等の実績報告を月々受けており、担当者による検討に付されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

ただし、事業報告書上で指定管理者の活動が明瞭に記載されていない部分もあることから、その記載の充実が必要である。

団体：（財）鹿児島県環境整備公社

（単位：千円）

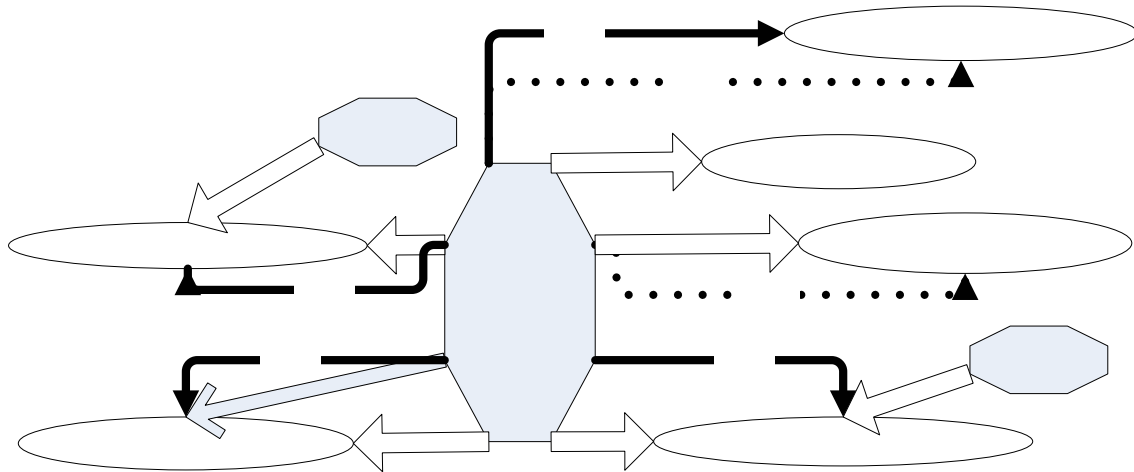
費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金		（財）鹿児島県環境整備公社出 捐金	—	17,000	—
		費目 計	—	17,000	
補助金		その他	2,058	/	—
		費目 計	2,058		
貸付金		その他	—	2,000	—
		費目 計	—	2,000	
		合 計	2,058	19,000	

■団体概要

産業廃棄物を適正に処理するため、平成 6 年 3 月に県、市町村、民間団体等の出資により設立された。

公社では、産業廃棄物処理施設の建設及び管理運営ならびに産業廃棄物の処理・処分に関する調査研究、情報の収集及び提供などを通じて産業廃棄物に関する普及啓発を主な事業として行う。

4. 保健福祉部



団体：（社福）鹿児島県社会福祉協議会

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	長寿社会課	ふれあいプラザなのはな館の管理業務委託(指定管理者)	218,923		1-①
		鹿児島シルバー110 番設置事業委託	16,779		1-②
		介護実習・普及センターの運営業務委託	16,380		1-③
		その他	14,086		
	社会福祉課	福祉人材センター運営業務委託	28,834		1-④
		社会福祉研修業務委託	17,093		1-⑤
	障害福祉課	障害者自立支援総合対策事業委託	24,350		1-⑥
	その他の委託	19,038	—		
		費目計	355,483		
補助金	長寿社会課	すこやか長寿社会運動推進事業補助金	32,826		2-①

委託料

	社会福祉課	県社会福祉協議会運営費補助金	25,664		2-②
		社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金	18,644		2-③
		ボランティアセンター活動事業費補助金	10,930		2-④
		福祉サービス利用支援事業補助金	48,801		2-⑤
		生活福祉資金貸付補助金	20,261		2-⑥
		介護福祉士等修学資金貸付補助金	359,680		2-⑦
		その他の補助金	10,351		—
		費目計	527,157		
貸付金	社会福祉課	地域福祉振興基金原資貸付	—	100,000	3
		費目計	—	100,000	
		合計	882,640	100,000	

#### ■団体概要

社会福祉法 110 条で定められた、地域の住民やボランティア、福祉等の関係者、行政機関の協力を得て福祉のまちづくりをめざす社会福祉法人格を持つ民間の組織である。事業内容としては、社会福祉に係わる公私の関係者、団体、機関との連携の推進や、地域福祉推進のため、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修や社会福祉を目的とする事業への支援等を行う。

#### No.1-①ふれあいプラザなのはな館の管理業務委託（指定管理者）

##### （1）事業の概要

ふれあいプラザなのはな館の指定管理者契約である。

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

##### （2）検討結果

###### 1）住民の平等な利用を確保すること

事業報告書は実施した事業の説明が中心であり、どのように実施されたか不明であるが、施設の目的からして、住民の平等な利用は確保されているものと判断される。

###### 2）公の施設の効用を最大限に発揮すること

###### ・質的効用拡大

年度中にアンケートを実施し、意見募集等を行って効用拡大に努めている。

・量的効用拡大

当施設の事業計画には利用者数等についての明確な数値目標は掲げられていないが、利用実績は次のとおり順調に推移している。特に平成19年、20年度はいぶすき篤姫館の開設もあり利用者が急増した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設利用者	234,159	248,849	238,589
受付でパンフレットを受け取った人	21,971	24,878	23,702
計	256,130	273,727	262,291
篤姫館利用者	—	35,476	140,312

3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用料金等	22,589 23,534	26,388 21,874	27,160 25,110
県の委託料	218,923 218,923	218,923 218,923	218,923 218,923
合計	241,512 242,457	245,311 240,797	246,083 244,033
管理業務費等	240,768 242,457	245,893 240,797	245,733 244,033
差引損益	744 —	△582 —	350 —

指定管理者が計画時に提出している収支予算書は事業活動収支計算書であるが、実績を報告する際に事業報告書に添付しているのは3年分いずれも資金収支計算書である。2つの収支計算書は作成目的が異なるため区別して用いられる収支計算書であり、両方を作成することがもっとも望ましいが、どちらか一方を提出する場合には計画時と実績報告時は同じ収支計算書を提出し、予算実績対比を行いやすくすべきである。

また実績報告に用いられている資金収支報告書は予算実績対比にはいるが、年度途中で予算に補正が加えられており、予算実績はほとんど一致している。しかしこのままでは計画時の予算と実績の差異が浮き彫りにならない。

指定管理者はこのような計画と実績の対比がわかりやすい事業報告を作成すべきである。

4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

ただし、上記3)に記載した現状に対して当然発せられるであろう疑問や問い合わせた内容を示した文書等が見あたらず、指定管理者からの事業報告書の記載内容に対するフォローアップを充実させる必要がある。



#### No.1-②鹿児島シルバー110 番設置事業委託

##### (1) 事業の概要

県が設置する鹿児島シルバー110番設置事業による業務委託契約に基づく業務委託（随意契約）である。

##### (2) 検討結果

随意契約理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

#### No.1-③介護実習・普及センターの運營業務委託

##### (1) 事業の概要

県が設置する介護実習・普及センター事業による業務委託契約に基づく業務委託（随意契約）である。

##### (2) 検討結果

随意契約理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

#### No.1-④福祉人材センター運營業務委託

##### (1) 事業の概要

県が設置する福祉人材センターの運営にかかる業務委託契約に基づく業務委託（随意契約）である。

##### (2) 検討結果

随意契約理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

#### No.1-⑤社会福祉研修業務委託

##### (1) 事業の概要

県が行う各種の社会福祉諸研修制度の運営に関する業務委託契約に基づく業務委託（随意契約）である。

##### (2) 検討結果

随意契約理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

#### No.1-⑥障害者自立支援総合対策事業

##### (1) 事業の概要

県が行う障害者自立支援総合対策事業による業務委託契約に基づく業務委託（随意契約）である。

(2) 検討結果

○委託先選定について【意見】

1者随意契約となっている。その理由は次のとおりである。

『本事業は、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るため、事業者の激変緩和措置のため事業及び法の施行に伴う緊急的な経過措置のため事業を実施することを目的としており、事業を円滑に実施するためには以下の基準を満たす必要がある。

- ① 障害者自立支援法においては、3障害を一元的に制度運用していくことになっているため、障害福祉全般に対応できる者であること。
- ② 障害福祉圏域ごとに実施する事業については、事業を円滑に実施するため、県全体にネットワークを有する者であること。
- ③ 小規模作業所等の事業所や民間企業等を対象に実施する事業については、中立・公平性が保てること。
- ④ 障害者の地域生活を支える地域福祉全般に精通している者であること。

以上のことから、本県において上記の基準を満たす者は、現段階では県社会福祉協議会しか見当たらない。』

とコメントされている。

しかし県が運営費補助金を支出している、障害者就業・生活支援センターを有している（社福）鹿児島県社会福祉事業団や障害者自立交流センター、視覚聴覚障害者情報センター等の指定管理者に就任している（社福）身体障害者福祉協会も類似した障害者自立のための事業を行っている団体である。1者随意契約とする根拠として掲げている①～④には他の類似団体との比較において、その適格性について優劣を評価検討したような客観的、定量的内容が記載されていない。随意契約先の選定プロセスには透明性のある客観的、定量的判断理由が明記されていることが望ましい。

**No.2—①すこやか長寿社会運動推進事業補助金**

(1) 事業の概要

県が設置する長寿社会推進センターの運営費にかかる補助金であり、32,826千円のうち、28,158千円が5名の常勤プロパー職員にかかる人件費である。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2—②県社会福祉協議会運営費補助金**

(1) 事業の概要

事業の推進、指導体制の整備強化、市町村社会福祉協議会の育成並びに関係機関・団体、各種協議会の育成強化を図るため、協議会本部事務局の運営費、人件費及び福祉活動指導

員等の人件費にかかる補助金である。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2-③社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金**

(1) 事業の概要

地域福祉振興基金の事務経費、鹿児島県福祉センターの管理運営費の補助及びセンター入居団体の負担金助成にかかる補助金である。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2-④ボランティアセンター活動事業費補助金**

(1) 事業の概要

県のボランティア活動推進事業の活動事業費、及びボランティアコーディネーター設置事業にかかる事業費の補助金である。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2-⑤福祉サービス利用支援事業補助金**

(1) 事業の概要

当該法人の事業である福祉サービス利用支援事業にかかる運営費にかかる補助金である。県下各地の基幹的社協の業務委託費を含む。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2-⑥生活福祉資金貸付補助金**

(1) 事業の概要

生活福祉資金貸付制度に基づく事業資金の補助を行う。

(2) 検討結果

特になし。

**No.2-⑦介護福祉士等修学資金貸付補助金**

(1) 事業の概要

当該法人が行う介護福祉士等に対する修学資金の貸付に要する財源を補助する事業である。

(2) 検討結果

特になし。

**No3.地域福祉振興基金原資貸付**

(1) 事業の概要

県下の社会福祉法人が(独)福祉医療機構から社会福祉振興資金や社会福祉施設建設費資金として借入れや補助金を受けるに先立って、つなぎ融資として県社会福祉協議会が行う貸付事業の原資の貸付金である。

(2) 検討結果

特になし。

**団体：(社福) 鹿児島県社会福祉事業団**

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	障害福祉課	ゆすの里の管理業務委託(指定管理者)	39,160	/	1-①
		川内自興園の管理業務委託(指定管理者)	9,743		1-②
	子ども福祉課	菊花寮の管理業務委託(指定管理者)	5,687		1-③
	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター	5,192		—
		費目計	59,782		
補助金	社会福祉課	運営費補助金	49,180	/	2
		その他	21		—
		費目計	49,201		
		合計	108,983	—	

商工労働部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	雇用政策課	その他	2,329	/	—
		費目計	2,329		
		合計	2,329	—	

■団体概要

昭和 37 年 7 月に設立され、知的障害者授産施設の他、身体障害者更生施設、養護老人ホーム、児童養護施設など幅広い分野の社会福祉施設を運営しており、多数の社会福祉事業に従事した経験のある職員を有している。

運営している施設の概要

経理区分	施設名称	事業内容	収入内訳	所有区分等
一般会計	仁風学園	児童養護施設	措置費	自社施設
	若葉学園	児童養護施設	措置費	自社施設
	慈眼寺寿光園	養護老人ホーム	介護保険料・措置費	自社施設
	錦江寮	婦人保護施設	措置費	自社施設
	同胞保育園	保育所	運営費・利用料	自社施設
	鹿児島みなみ保育園	保育所	運営費・利用料	自社施設
	菊花寮	母子生活支援施設	措置費・利用者負担金・県委託料	県有 (指定管理者)
	ゆすの里	身体障害者更生援護施設	支援費収入 県委託料	県有 (指定管理者)
	日笠山荘	障害福祉サービス事業	支援費	自社施設
寿光園	老人居宅介護・訪問介護事業	介護保険料・利用料	自社施設	
特別会計				
(授産施設)	川内自興園	知的障害者援護施設	授産事業収入 支援費・県委託料	県有 (指定管理者)
(公益事業)	障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援	事業収入	

No.1-①ゆすの里の管理業務委託（指定管理者）

(1) 事業の概要

県有の身体障害者更生施設であるゆすの里の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

(2) 検討結果

下記菊花寮の検討結果「指定管理料収入から生じた剰余金について【意見】」にまとめて記載する。

**No.1-②川内自興園の管理業務委託（指定管理者）**

（１） 事業の概要

県有の知的障害者授産施設である川内自興園の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

（２） 検討結果

下記菊花寮の検討結果「指定管理料収入から生じた剰余金について【意見】」にまとめて記載する。

なお川内自興園は、現在は県から同法人へ譲渡されている。

**No.1-③菊花寮の管理業務委託（指定管理者）**

（１） 事業の概要

県有の母子生活支援施設である菊花寮の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

（２） 検討結果

１） 指定管理料収入から生じた剰余金について【意見】

指定管理者となっている 3 施設の指定管理料収入と経常収支及び次年度繰越収支差額を経年比較すると以下のように黒字（収入超過）になっている。

（事業活動収支内訳書より）

【ゆすの里】 (単位：千円)			
勘定科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県委託料収入	39,160	39,160	39,160
経常収支差額	4,640	14,186	6,515
次年度繰越収活動支差額	33,277	47,053	53,569
【川内自興園】			
勘定科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県委託料収入	26,398	13,079	9,743
経常収支差額	11,349	5,157	9,633
次年度繰越活動収支差額	41,563	46,539	55,943
【菊花寮】			
勘定科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県委託料収入	5,717	5,679	5,687
経常収支差額	4,187	4,452	11,732
次年度繰越収活動支差額	8,364	10,732	12,438

これには指定管理者にかかる委託料収入が貢献している。

一方、以下は法人所有の施設のうち当期活動収支差額もしくは次年度繰越活動収支差額が赤字となっている部門のみ抜粋した表である。

(単位:千円)

勘定科目	法人合計	経理区分			
		本部	慈眼寺寿光園	同胞保育園	訪問介護ステーション
当期活動収支差額	△23,521	△6,947	△15,466	△74,035	△2,061
次年度繰越活動収支差額	160,004	△37,199	△74,736	103,693	10,333

これによると本部会計には県からの運営費補助金 49,180 千円が含まれるが、それでも当期活動収支差額で△6,947 千円の赤字である。

このように会計区分間で赤字、黒字が極端に発生し、赤字部門での運営に支障を来しているようであれば、少なくとも指定管理施設の事業から生じた黒字で指定管理料に見合う金額までの部分は本部経理に繰り入れし、法人本部や他の経理区分の赤字に充当する経理処理を採ることが可能であると考ええる。

その理由は次のとおりである。

措置費（運営費）（以下「措置費等」という。）支弁対象施設については、本部会計（本部経理区分）への資金の繰入を行う場合には、一定の条件を設けて経理区分間の余剰金の融通を厳しく制限しているが例外が認められている。（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について（平成 19 年 3 月 30 日 社援発第 0330004 号）」）

指定管理料収入は、社会福祉法人会計基準上は明らかに措置費等とも利用料収入ともその性格を異にするものである。したがって経理区分単位で生じた事業活動収支差額で、他会計区分への繰入ができる順位としては、その指定管理料収入から生じたと考えられる部分の金額は、上記の例外に先んじて繰り入れされるべきものと考えられる。

このことによって指定管理料の収支の余剰は本部会計や他の赤字事業の補填に充当することで、指定管理者としてのモチベーションの向上にも繋がり、また県からの運営費補助金の削減のための一助にもなるものと考えられる。

## No2.県社会福祉事業団運営費補助

### (1) 事業の概要

主に事業団の資産管理と各施設の管理運営を総括する本部事務局の人件費、事務費等の運営費を補助する事業である。

### (2) 検討結果

特になし。

団体：（社福）鹿児島県身体障害者福祉協会

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	障害福祉課	視聴覚障害者情報センター(点字図書館)の管理業務委託(指定管理者)	51,847	/	1
		障害者自立交流センターの管理業務委託(指定管理者)	44,437		2
		その他	25,777		—
		費目計	122,061		
補助金	障害福祉課	障害者福祉団体活動費助成事業	18,453	/	3
		その他	8,623		—
		費目計	27,076		
		合計	149,137	—	

総務部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	広報課	その他	668	/	—
		費目計	668		
		合計	668		

■団体概要

県内に居住している肢体、視覚、聴覚、言語及び身体の内部に障害のある方々と相携えて、その自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するために、お互い助けあい励ましあい、必要に応じて自ら事業を行うなど県内の身体障害者の心のよりどころとなることを目的に、設立されたものである。

昭和46年7月、前進の身体障害者協会連合会、視覚障害者団体連合会、聴覚障害者協会の三団体をもって鹿児島県身体障害者団体連合会を結成、昭和53年3月に、当該団体が（社福）鹿児島県身体障害者福祉協会を設立し現在に至る。

No.1 視聴覚障害者情報センターの管理業務委託（指定管理者）

（1）事業の概要

鹿児島県視聴覚障害者情報センターの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成18年度から22年度（5年）



## (2) 検討結果

### 1) 住民の平等な利用を確保すること

施設の性格上、住民（利用者）の平等利用確保はできているものと考えられる。ただし、事業報告書等にはその記載が十分でなく、どのような実績であったか明瞭でない。

### 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

#### ・質的効用拡大

年度中にアンケートを実施し、意見募集等を行って効用拡大に努めている。ただしそれが利用者へのサービスへどのように結びついたかの記載がない。

#### ・量的効用拡大

事業報告書には多くの活動実績が記載されているが、量的拡大が図られたか判断できない。たとえば点字図書、テープ類の貸出実績を見ると以下のように減少傾向にあるものの、その理由が記載されていない。

利用者と日常的に接している指定管理者が適切な分析と報告をする必要があると考えるが、確認できない。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
点字図書等貸出数(件)	109,445	99,718	96,227
延べ利用者数(人)	29,253	27,172	24,724

### 3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県の委託料	51,845	51,348	51,847
	51,845	51,348	51,847
管理業務費等	51,845	51,348	51,847
	51,845	51,348	51,847
差引損益	—	—	—
	—	—	—

収支については均衡している。

### 4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

ただし、上記2)に記載した現状に対して当然発せられるであろう疑問や問い合わせた内容を示した文書等が見あたらないことから、指定管理者からの事業報告書の記載内容に対するフォローアップを充実させる必要があるものとする。

No.2 障害者自立交流センターの管理業務委託（指定管理者）

（１） 事業の概要

鹿児島県障害者自立交流センターの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

（２） 検討結果

１） 住民の平等な利用を確保すること

施設の性格上、住民（利用者）の平等利用確保はできているものと考えられる。ただし、事業報告書等にはその記載が十分でなく、どのような実績であったか明瞭でない。

２） 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

各事業計画には「利用者に対するサービス向上のための創意工夫（研修等の実施）」という項目があるが、例年、同様の内容と文言であり工夫がほしい。

また、実績についてはスタッフの資質向上のための研修等の実績が記載されているが、それが利用者へのサービスにどのように結びついたかについては記載がない。研修は準備であってサービスの実績ではない。

・量的効用拡大

事業報告書には多くの活動実績が記載されている。センター施設全体の利用者数は増加しており一定の量的効用の拡大がなされているが、事業ごとの利用者数は年度により増減している。利用者等実績の一部を次に示す。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
多目的ホール、体育館等施設利用者 (上段は総数、下段は内数で一般の 利用者数)(人)	111,245 70,918	112,185 69,897	115,468 69,784
スポーツボランティア養成事業(人)	61	84	52
スポーツ教室(人)	2,697	2,014	1,845
地域交流教室(人)	72	227	268
文化教室(人)	829	606	535

３） 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	7,919 7,210	7,860 7,800	8,352 7,800
県の委託料	44,369 44,369	44,103 44,103	44,437 44,437
合計	52,289 51,580	51,963 51,903	52,790 52,237
管理業務費等	50,389 51,580	51,666 53,803	52,733 52,237
差引損益	1,900 -	296 -	56 -

収支についてはほぼ均衡している。

4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

事業年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、合格とされている。

ただし、上記1)、2)に記載したように現状の事業報告書上では指定管理者の活動が明瞭に記載されていない部分もあることから、その記載の充実が必要である。

**No.3 障害者福祉事業団活動費助成事業**

(1) 事業の概要

身体障害者団体の円滑な育成や活動を促進すると共に、身体障害者の福祉の増進を図るため、県身体障害者福祉協会の運営費及び人件費を助成する事業である。

(2) 検討結果

特になし。

**団体：(財) 鹿児島県民総合保健センター**

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	健康増進課	出捐金	—	5,000	—
		費目計	—	5,000	
委託料	健康増進課	県民健康プラザ健康増進センターの管理業務委託(指定管理者)	167,592	/	1
		その他	4,343		—
		費目計	171,935		
		合計	171,935	5,000	

■ 団体概要

県民の健康管理と保持増進を図るため生活習慣病等の総合健診・専門外来診療、県民への健康啓発、その他の事業を行い、県民の保健医療の向上に寄与することを目的として、昭和59年11月に設立された。

No1. 県民健康プラザ健康増進センターの管理業務委託（指定管理者）

（１） 事業の概要

県民健康プラザ健康増進センターの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 20 年度（3 年）

（２） 検討結果

１） 住民の平等な利用を確保すること

施設の性格上、住民（利用者）の平等利用確保はできているものと考えられる。ただし、事業報告書にはその記載が十分でなく、どのような実績であったか明瞭でない。

２） 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

利用者にアンケートをとり活用している。しかし事業報告書では質的効用拡大のためにどのように活動したかの記載が乏しい。スタッフの資質向上の研修を実施したことの記載が見えるが、利用者にもどのようにサービスとして提供されたかの記載がない。

・量的効用拡大

計画段階で「県民に親しまれ、利用される施設になる」と宣言し、毎年度の数値目標を掲げて 1 年間の活動を進めている点は評価できる。実績は次のとおり。事業計画においては前年度並みの実績を達成するとしている。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
有料利用者数(人)	140,579	141,904	133,290	128,080
総利用者数(人)	353,669	385,208	328,722	319,883

これによると指定管理者導入初年度（平成 18 年度）は目標を達成したものの 2 年目から急減しているのがわかるが、平成 19 年度の事業報告書または平成 20 年度の事業計画においては言及がなく対応が記載されていない。数値目標を掲げた以上、その結果に対する評価と次のステップへの検討がなされるべきである。目標を掲げるだけで検証をしないことでは指定管理者制度導入の意義を損なう。

３） 管理業務経費を縮減すること

（枠内の上段は実績、下段は各年度予算額）

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	38,225 35,000	36,468 35,000	35,629 35,000
県の委託料	167,592 167,592	167,592 167,592	167,592 167,592
合計	205,817 202,592	204,060 202,592	203,221 202,592
管理業務費等	205,817 202,592	204,060 202,592	203,221 202,592
差引損益	— —	— —	— —

収支が均衡している。

4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

事業年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、合格とされている。

ただし、上記1)、2)に記載したとおり、指定管理者からの事業報告の内容が十分だとは言えない。指定管理者の活動が明瞭にわかるようにその記載の充実が必要である。

**団体：（財）鹿児島県角膜・腎臓バンク協会**

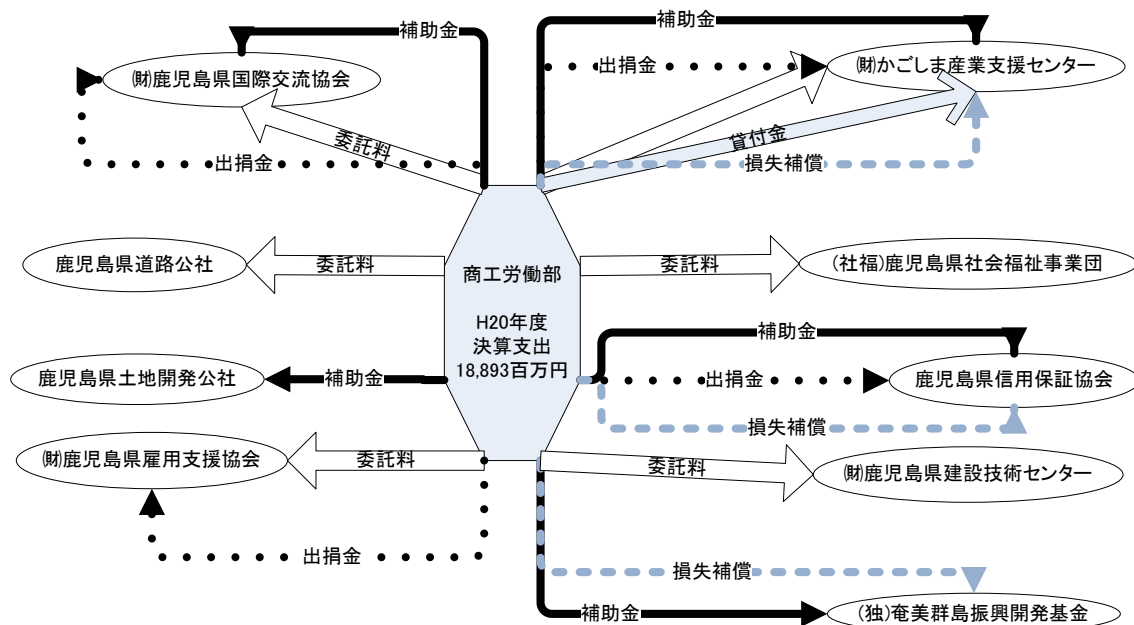
(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	健康増進課	(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会出捐金	—	35,000	—
		費目計	—	35,000	
補助金	健康増進課	その他	1,867	/	—
		費目計	1,867		
		合計	1,867	35,000	

■団体概要

「臓器の移植に関する法律」の施行により、従来の心臓停止後の腎臓や眼球の移植に加えて、脳死下での心臓・肝臓・腎臓・肺などの移植が行われるようになったことを受け、腎臓・眼球等の臓器提供についてドナー登録を推進し、制度の広報普及に努めることを目的として昭和 57 年 7 月に設立された。

## 5. 商工労働部



### 団体：（財）かごしま産業支援センター

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	産業立地課	基本財産	—	630,000	1
		債務保証基金	—	33,600	
		人材育成基金	—	279,744	
		研究開発基金	—	550,000	
		地域産業活性化基金	—	800,000	
		新産業開発基金	—	755,241	
	経営金融課	情報化基盤整備基金	—	300,000	
産業立地課	かごしま産業おこし挑戦基金	—	377,000		
		費目 計	—	3,725,585	
委託料		その他	9,486	/	—
		費目 計	9,486		
補助金	産業立地課	鹿児島県下請企業振興事業補助金	30,860	/	2

		その他	18,517		—
		費目計	49,377		
貸付金	経営金融課	小規模企業者等設備資金貸付金	15,000	90,608	3-①
		小規模企業者等設備貸与資金貸付金	—	81,865	3-②
	産業立地課	かごしま産業おこし挑戦基金貸付金	2,010,000	2,010,000	3-③
		創造的中小企業創出支援事業貸付金	—	200,000	3-④
	商工政策課	中心市街地商業活性化推進資金貸付金	—	500,000	3-⑤
			費目計	2,025,000	2,882,473
損失補償	経営金融課	限度額 370,905	—	/	4
		費目計	—		
		合計	2,083,864	6,608,058	

■ 団体概要

平成 12 年 4 月に（財）鹿児島県新産業育成財団と（財）鹿児島県中小企業振興公社が統合されて発足した。鹿児島県内中小企業のニーズに対応するため新事業創出等支援・ベンチャー企業等支援・技術研究開発支援・資金等支援・マーケティング支援・情報化支援・人材育成支援・商業支援等に関するワンストップサービス体制を整備し、個々の企業等の相談への対応と必要な支援策を講じている。

なお、県は平成 13 年 12 月に策定した「鹿児島県財政改革プログラム」において、「特定目的基金等の有効活用」として、「県行政と密接な関係にある公社等に造成している基金を含め、その再編や果実運用型から取崩型への転換などの見直しを進める」としたことから、同センターにおいても、平成 14 年度から新産業開発基金を取崩型に転換し、必要な事業費等を確保することとした。

## No1. 出捐金

### (1) 事業の概要

内容は下表のとおりである。

(単位:千円)

基金名	県		民間	市町	合計
	国庫補助金	県負担			
基本財産		630,000	20,100 (50 者)	10,250	660,350
債務保証基金		33,600	155,866 (45 者)	122,224	311,690
人材育成基金	50,025	229,719	319,810 (66 社)	145,556	745,110
研究開発基金	441,500	108,500			550,000
地域産業活性化基金	400,000	400,000			800,000
新産業開発基金		755,241			755,241
情報化基盤整備基金	150,000	150,000			300,000
かごしま産業 おこし挑戦基金		377,000	113,000		490,000
合計	1,041,525	2,684,060	608,776	278,030	4,612,391

### (2) 検討結果

同センターは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく「中核的支援機関」として位置づけられ、本県産業の振興を図るとともに地域経済の発展に寄与することを目的として、地域産業の高度化、新事業の創出、中小企業者の経営基盤の強化等のための事業を実施している。これらの事業は、県の施策と密接な関連を有しており、これまで県の補助金や県・市町村・民間企業等からの出捐による基金の運用益で実施してきた経緯もあるが、平成14年度からは県の財政改革プログラムに基づき、新産業開発基金の取崩により財源を確保している状況にある。将来的には、新産業開発基金の減少が想定されるため、今後も、事業の見直しや効率的な事務の執行のほか、受益者負担の観点に立った収益性の改善など、将来の財源のあり方について早期に検討する必要がある。

財団全体の経常収益480,128千円のうち、約20%に相当する97,908千円が資産運用益である状況を考えると将来の収益源泉までも失っていることになっているので、影響が加速度的に拡大する恐れがあるので十分留意されたい。

## No2. 鹿児島県下請企業振興事業補助金

### (1) 事業の概要

県内の仕事の受発注を希望する企業に見合った取引の紹介斡旋を、各都道府県協会との連携もはかりながら行う事業に対する補助金である。実際に取引に至ったケースについてフォロー調査を行った結果は下表のとおりである。

(単位:千円)



フォロー結果 成約年度		成約年度	翌年度
		平成 18 年度	金額
件数	83 件		45 件
平成 19 年度	金額	187,641	827,810
	件数	77 件	53 件

(2) 検討結果

特になし。

**No3-①. 小規模企業者等設備資金貸付金**

(1) 事業の概要

同センターが行う、小規模企業者等（創業者を含む）が導入する設備の購入資金の貸付事業に充当するための貸付金である。

(2) 検討結果

特になし。

**No3-②. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金**

(1) 事業の概要

同センターが小規模企業者等（創業者を含む）の導入する設備を購入し、当該小規模企業者等に割賦販売する資金に充当するための貸付金であったが、平成 17 年度の包括外部監査の指摘（低金利状況下における資金需要低下に伴う同事業の意義）もあり、平成 19 年度において休止となった。

(2) 検討結果

特になし。

**No3-③. かがしま産業おこし挑戦基金貸付金**

(1) 事業の概要

県の自動車・電子・食品関連の戦略的産業振興分野及び地域資源活用分野に係る中小企業の新事業創出の取組みを支援するため同センターに創設された基金に充当するための貸付金である。独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド事業の活用により同機構から県が 2,000,000 千円の無利子借入を行っているため、実質的な県の負担は差額の 10,000 千円であり、当該 2,000,000 千円の貸倒リスクについては実質的に同機構が負う契約となっている。

(2) 検討結果

特になし。

#### No3-④. 創造的中小企業創出支援事業貸付金

##### (1) 事業の概要

創造的な事業活動を行う中小企業の転換社債引き受けを行う特定ベンチャーキャピタルに対して同センターが行う債務保証・再保険に充当するための貸付金である。

##### (2) 検討結果

特になし。

#### No3-⑤. 中心市街地商業活性化推進資金貸付金

##### (1) 事業の概要

同センターが行う、中心市街地のテナントミックス管理事業やコンセンサス形成事業等に対する助成に充当するための貸付金であり、平成 11 年度に実行され、平成 21 年 7 月に約定どおりの完済となった。

##### (2) 検討結果

特になし。

#### No4. 損失補償

##### (1) 事業の概要

No.3-①、②で記述した同センターが実行した貸付金に対する損失補償契約である。限度額は同センターが有する貸付残高であるため、結果として No.3-①、②の貸付金の貸倒リスクは県が負う仕組みとなっている。

(単位：千円)

内容	年度	契約額
小規模企業者等設備資金貸付事業損失補償	14	21,280
	15	24,320
	16	18,547
	17	55,866
	18	18,262
小規模企業者等設備貸与資金貸付事業損失補償	13	29,250
	14	—
	15	28,476
	16	77,344
	17	49,428
18	48,132	
合計		370,905

##### (2) 検討結果

特になし。

団体：（財）鹿児島県国際交流協会

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	国際交流課		—	500,000	—
		費目 計	—	500,000	
委託料	国際交流課	鹿児島県国際交流プラザの運営業務	12,456	/	1-①
		旅券の発給に関する業務	43,287		1-②
		費目 計	55,743		
補助金		その他	960	/	—
		費目 計	960		
		合 計	56,703	500,000	

■団体概要

前身は昭和 30 年 11 月に設立された（財）鹿児島県海外協会であり、昭和 62 年 4 月に現在の名称に変更された。諸外国との文化、スポーツ、学術、経済等の交流や地域レベルの国際交流を積極的に推進し、国際性豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

No1-①. 鹿児島県国際交流プラザの運営業務

（1）事業の概要

鹿児島県国際交流プラザの運営業務委託（随意契約）であり、委託料相当額は県からの派遣職員等 4 名分の人件費に充当されている。

（2）検討結果

鹿児島県国際交流プラザにある交流サロンが提供するサービスについて【意見】

派遣職員の存在は、国際交流課が実施する施策を同プラザの運営に反映するとともに、現場の声を施策に反映するといった有意義な一面もあるし、県が直接当該業務に従事するよりは同協会に委託する方が経費節減にもなるであろう。しかしながら実施している業務の一つである交流サロンにて現在提供しているサービスが真に必要十分であるかについて以下のような疑問がある。

交流サロンが提供しているサービス	どれほどの効果があるか疑問に考える点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書・ビデオ貸出</li> <li>● メッセージボード（例：イベント情報、語学・文化教えます、語学教師を求めています、売ります・買います、友達募集）</li> <li>● ビデオ変換サービス（再生機器の規格が国ごとに異なるため。ただし、著作権に抵触</li> </ul>	<p>インターネット等を通じて簡単に情報が手に入る時代に図書・ビデオの貸出、メッセージボードといった事業に対する需要がどれほどあるのか</p> <p>デジタル媒体が主流となりつつある時代にビデオ中心の対応に対するニーズがどれほ</p>

しないようホームビデオのみの変換に限られる) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国語放映（BBC（英語）・KBS（韓国語）・CCTV大富（中国語））</li> <li>● 国旗・民族衣装・地図貸し出し</li> <li>● カウンセリング（留学情報提供・在住外国人の生活相談・国際協力に関する情報提供・相談）</li> <li>● ランチタイムイングリッシュクラブ（英語を母国語とする県国際交流員と一緒に英語でおしゃべり（毎週金曜日1時間））</li> <li>● ユニセフ視聴覚ライブラリー（ユニセフビデオ教材を貸出）</li> </ul>	どあるのか  CS やケーブルテレビのインフラが整備されつつある環境下で外国語のニュース番組を視聴するためだけの来訪者がどれほどいるのか  以下、いずれもどれほどの需要があるか
---	--

それぞれ情報提供が主であり、国際交流への有機的な広がりを目論んだ能動的な仕掛けが不足しているのではないだろうか。国際交流プラザの設置の有効性、すなわちこの事業の有効性の一つの証明にするためにも交流サロンの機能の充実が図られるべきである。

**No1-②. 旅券の発給に関する業務**

(1) 事業の概要

旅券の発給に関する業務委託（随意契約）であり、昭和61年度より継続している。

(2) 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

**団体：鹿児島県信用保証協会**

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討No.
出捐金	経営金融課	鹿児島県信用保証協会出捐金	—	5,195,429	—
		費目計	—	5,195,429	
補助金	経営金融課	鹿児島県中小企業信用保証料補助金	210,328	/	1
		費目計	210,328		
損失補償	経営金融課	鹿児島県中小企業制度融資損失補償金	191,170	/	2
		費目計	191,170		
合計			401,498	5,195,429	

■団体概要（鹿児島県信用保証協会）

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的機関としてその保証人となって借入を容易にし金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うため、昭和23年12月に設立された信用保証協会法に基づく特殊法人である。

**No1. 鹿児島県中小企業信用保証料補助金**

(1) 事業の概要

鹿児島県信用保証協会が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく融資保証を行った場合の信用保証料を対象として、県が支出する補助金である。補助金額は210,328千円であるが、一方で平成19年度以前に実施した保証が満了した分については県への返還が生じているため、同年度における実質的な県の負担額は143,332千円である。なお、下表には(独)奄美群島振興開発基金に補助するものも含まれている。

(単位：件、千円)

	資金名	奄美群島振興 開発基金		鹿児島県信用 保証協会		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
交 付 額	中小企業振興資金	99	8,468	2,762	161,805	2,861	170,273
	小規模企業活力応援資金	10	237	252	6,256	262	6,494
	創業支援資金	5	232	108	7,335	113	7,568
	ベンチャー企業支援資金			11	6,170	11	6,170
	緊急経営対策資金	1	269	165	17,952	166	18,222
	経済対策特別資金			164	10,983	164	10,983
	その他	2	311	49	4,034	51	4,345
	小計	117	9,519	3,511	214,539	3,628	224,058
	返納額	7	158	275	4,210	282	4,369
	計	110	9,360	3,236	210,328	3,346	219,689

(2) 検討結果

特になし。

**No2. 鹿児島県中小企業制度融資損失補償金**

(1) 事業の概要

同協会が実行する鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の融資に係る保証債務履行において生じた損失補償である。

(2) 検討結果

特になし。

団体：（財）鹿児島県雇用支援協会

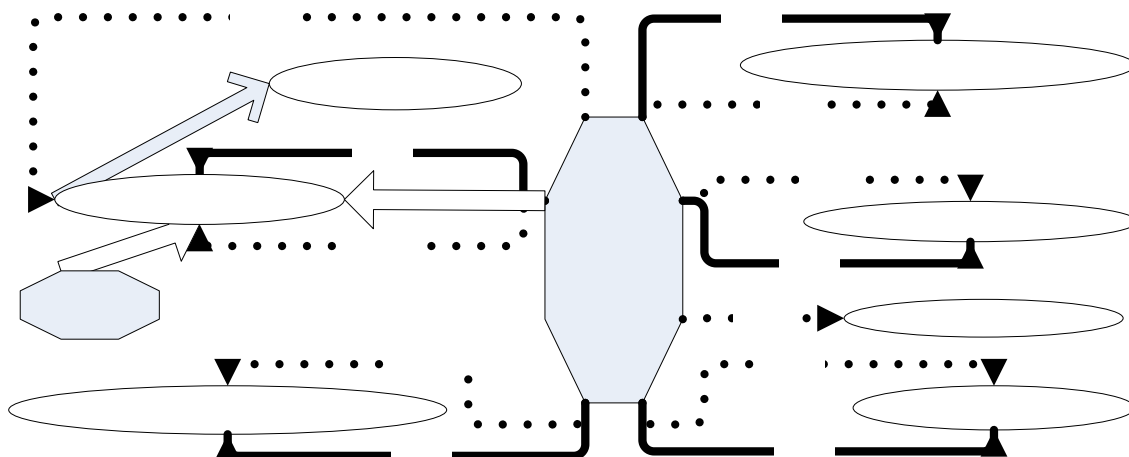
（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	雇用政策課	（財）鹿児島県雇用支援協会出 捐金	—	2,000	—
		費目 計	—	2,000	
委託料		その他	734		—
		費目 計	734		
		合 計	734	2,000	

■団体概要

若年労働者及び障害者の雇用支援や職場定着並びに中高年齢労働者の雇用の安定及び適正な労働条件の確保を図ることにより、本県労働者の福祉の向上及び産業の発展に寄与することを目的として、昭和 55 年 7 月に設立された。

6. 農政部



団体：（財）鹿児島県地域振興公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	経営技術課	(財)鹿児島県地域振興公社出捐金	—	318,160	—
		費目計	—	318,160	
委託料	農産園芸課	フラワーパークかごしまの管理業務委託(指定管理者)	218,621	/	1 出捐金
		費目計	218,621		
補助金	経営技術課	農地保有合理化促進事業補助金	17,211	/	2-①
	畜産課	畜産基盤再編総合整備事業補助金(19年繰越)	71,531		2-②
		畜産基盤再編総合整備事業補助金	914,632		
		畜産環境総合整備事業補助金(19年繰越)	196,039		2-③
		畜産環境総合整備事業補助金	555,781		
		草地開発整備事業補助金	160,000		
	費目計	1,790,294			

貸付金  
委託料  
(財)鹿児島県地域振興公社

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
損失補償	経営技術課	全国農地保有合理化協会 限度額 370,000	—	—	3
		費目 計	—	—	
		合計	2,008,915	318,160	

土木部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	鹿児島地域振興局建設部鹿児島港支所	鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託	43,319		4-①
		マリンポートかごしま管理業務委託	34,650		4-②
	道路維持課	ふれあいとゆとりの道づくり(路傍樹育成保全)事業委託	82,605		5
	都市計画課	吹上浜海浜公園の管理業務委託(指定管理者)	110,130		6-①
		大隅広域公園の管理業務委託(指定管理者)	98,628		6-②
		北薩広域公園の管理業務委託(指定管理者)	64,293		6-③
		その他	6,000		—
	費目 計	439,625			
	合計	439,625			

■団体概要

県内農業の経営規模拡大を促進するため、農地流動化に資する事業、農地造成や既耕地の再開発などの事業を主体とし、あわせて公共用地の取得など産業開発に資する事業も行うことを目的として昭和43年6月に鹿児島県開発公社として発足し、平成7年4月に名称を現在の鹿児島県地域振興公社と改め今日に至っている。

1. フラワーパークかごしまの管理業務委託(指定管理者)

(1) 事業の概要

フラワーパークかごしまの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成18年度から22年度(5年)



## (2) 検討結果

### 1) 住民の平等な利用を確保すること

地域住民、産業界、行政などの幅広い連携の中で入園者の拡大を図ることを第一に計画を策定していることや、入園者数実績などをみるとおおむね達成されているものと判断する。

### 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

#### ・質的効用拡大

上記1)と同様、質的効用の拡大にも熱心であり質的効用拡大もおおむね達成されているものと判断する。ただし、事業計画に「入園者満足度 100%を目指す」とあるが、どのように判定するのか明示されていない。数値目標であるならば根拠ある基準もあわせて宣言しその実現に取り組むべきである。

#### ・量的効用拡大

入園者数が一つの目安になると考えられるが、目標は示されていない。3年間の実績は次のとおりであり、増加傾向にあるものと考えられる。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入園者数(人)	152,440	166,480	163,122

### 3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	68,843	72,396	69,735
	66,000	69,415	70,755
県の委託料	216,654	215,267	218,621
	220,671	217,087	219,280
合計	285,497	287,663	288,459
	286,671	286,502	290,038
管理業務費等	285,497	287,663	288,459
	286,671	286,502	290,038
差引損益	—	—	—
	—	—	—

毎年度収支が均衡している。

### 4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

ただし、上記2)に述べたように若干の改善を要する点が見られるので適切な指導が必要である。

## 2-①. 農地保有合理化促進事業補助金

### (1) 事業の概要

農地保有合理化事業に要した資金（平成 18 年度までの分に限る。）にかかる利息補助金等である。農地保有合理化事業とは、小規模耕作地を保有する農家からその土地を買入れまたは借入れて、規模を拡大したい農家に売渡しまたは貸付ける斡旋と受渡しを行う事業であり、同法人が農地保有合理化法人として担っている。なお、平成 19 年度以降の資金に対する利息補助は行われていない。

### (2) 検討結果

特に問題なし。

## 2-②. 畜産基盤再編総合整備事業補助金

### (1) 事業の概要

将来にわたり畜産主産地と見込まれる地域において、地域の中核となる家畜農家の育成と規模拡大を支援するための飼料基盤の開発整備、農業用施設の整備等にかかる補助金である。

### (2) 検討結果

特に問題なし。

## 2-③. 畜産環境総合整備事業補助金

### (1) 事業の概要

将来にわたり畜産主産地と見込まれる地域において、畜産経営に由来する家畜糞尿等のリサイクルシステムを構築するための施設整備等にかかる補助金である。

### (2) 検討結果

特に問題なし。

## 2-④. 草地開発整備事業補助金

### (1) 事業の概要

離島等における放牧地等の飼料生産基盤の整備等にかかる補助金である。

### (2) 検討結果

特に問題なし。

### 3. 損失補償

#### (1) 事業の概要

農地保有合理化事業を実施するにあたり、同法人が（社）全国農地保有合理化協会から借入れた資金に関する損失補償契約である。

#### (2) 検討結果

特に問題なし。

### No.4-①. 鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託

#### (1) 事業の概要

鹿児島港全域において、臨港道路沿線に植栽されている樹木や緑地・公園の維持管理に関する業務委託（随意契約）であり、昭和 55 年度より継続している。

#### (2) 検討結果

随意契約の理由（下の枠内）を検討したが、樹木剪定、芝刈り、清掃等が主であれば②にあるような専門性が特段に求められる業務でもなく、③にあるような経費節減は公益法人の特長でもなく実行している事業体は他にも多く存在している以上、入札により他者が参入できる余地もあるものとする。そもそも②にあるような継続受託を条件とするならば、他者の参入余地を当初より排除した選定であると言わざるを得ない。

#### （随意契約の理由）

①フラワーパークかごしま、吹上浜海浜公園、北薩広域公園、大隅広域公園等を指定管理者として手がけており、緑地等の維持管理に関して実績が非常に豊富である。

②南北 20km にも及ぶ鹿児島港全域であり、現地の樹種や生育状況、施設の利用形態等業務への精通が求められる業務において、昭和 55 年度から継続受託しているため条件を満たしている。

③公益法人であり、諸経費の調整を図れることから、安価な執行が可能である。

### No.4-②. マリンポートかごしま管理業務委託

#### (1) 事業の概要

大型観光船が接岸できる岸壁や緑地、旅客待合所などを備えた公共施設である「マリンポートかごしま」の管理に関する業務委託（随意契約）である。

#### (2) 検討結果

随意契約とする理由として以下の項目が列挙されていた。

・競争入札に付すると、県が必要とする水準の高い管理業務の内容を十分に理解した企業が落札するとは限らず、水準の高い管理が行えない可能性がある。

- ・また、潮風や台風等で予想し難い不測の事態が発生する可能性があることから、そのような場合に柔軟なかつ適切な対応が可能な業者に委託する必要がある。
- ・以上のことから、競争入札に付すると県が必要としている水準の高い管理業務やフレキシブルな対応ができなくなるおそれもあり、競争入札に付することは不利である。

そもそも委託業務の内容は、「マリンポートかごしま」の巡視、ゲートフェンスの開閉、屋外トイレの清掃、浄化槽の点検、緑地植栽管理およびその他であり、特段高い水準の管理が求められるものではない。また、「柔軟なかつ適切な対応が可能な業者」として同公社が選定されているが、そうした点を民間が全く有していないことはなく、むしろ硬直的に陥りやすい公的機関にはない民間の強みそのものであるとも考えられ、入札により他者が参入できる余地もあるものと考えられる。

#### No.4-③ふれあいとゆとりの道づくり（路傍樹育成保全）事業委託

##### （１） 事業の概要

県観光課のフラワーライン整備による路傍樹およびその沿線（県管理道）に植栽してある路傍樹の維持管理に関する業務委託（随意契約）である。

##### （２） 検討結果

随意契約の理由を検討したが、樹木の剪定・管理が主であれば②にあるような「特殊の技術」が特段に求められる業務でもなく、入札により他者が参入できる余地もあるものと考ええる。「特殊の技術を必要とする」のであれば、「景観性への配慮」という抽象的な表現ではなく、例えば「〇〇等の特別な器具を使用する必要がある」、「△△の国家資格が必要である」といった具体的な表現で示す姿勢が求められる。また、②中段にあるような継続受託を条件とするならば、他者の参入余地を当初より排除した選定であると言わざるを得ない。

##### （随意契約の理由）

以下の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、鹿児島県地域振興公社と随意契約を締結したい。

①県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人の直接契約を締結するとき」に該当。鹿児島県地域振興公社は、昭和43年に設立した公益法人である。

②県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号「特殊の技術を必要とするとき」に該当。今回業務委託する区間は、昭和42年度から県の観光施設として整備したフラワーラインや、霧島・指宿などの主要観光地へのアクセス道路であり、県内主要観光ルートとなっている。道路沿線に植えられた路傍樹の維持管理について、県地域振興公社が昭和50年度から受託管理している状況である。

県下広範囲の観光ルートにおける業務であり、特に樹木の剪定については、景観性に配慮した統一性を図る必要がある。当社は当該区域における長年の業務管理を行っており、年間を通じた樹木の管理手法（例えば、景観性に配慮した剪定や樹木の生育度合いに合わせた管理及び応急的な措置等）を熟知している。

○予算策定時の見通しについて【意見】

美しい沿道景観の保全や、交通安全の確保など路傍樹を適正に維持管理するためには通常、年 2 回以上の剪定や除草を必要とするが、予算制約上、年 1 回といった十分な対応ができない箇所において枝葉等の繁茂により交通の支障が生じていた。そのため、年度中に創設された緊急雇用対策事業予算を活用し 4,905 千円の追加変更契約を締結することでそうした箇所においても作業が行われた。

そもそも、年 2 回以上の作業が必要な箇所において年 1 回しか作業ができないのであれば景観保全や交通安全に支障が生じることは明らかである以上、それらの支障を起因とする機会損失（景観悪化や交通事故等）と実支出額を比較しながら予算を策定する必要がある。当然に景観保全と交通安全の両立ができれば望ましいが、予算節減が制約条件として存在するのであれば、景観保全、交通安全、予算の三点の優先順位を決めて、場合によっては「交通安全を優先するものの限られた予算である以上、景観保全を犠牲にする」といった判断も求められよう。

No.4-④ 吹上浜海浜公園の管理に関する業務委託（指定管理者）

No.4-⑤ 大隅広域公園の管理に関する業務委託（指定管理者）

No.4-⑥ 北薩広域公園の管理に関する業務委託（指定管理者）

（1）事業の概要

- ・吹上浜海浜公園の管理に関する指定管理者としての業務委託である。
- ・大隅広域公園の管理に関する指定管理者としての業務委託である。
- ・北薩広域公園の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 20 年度（3 年）

指定管理期間の状況

（2）検討結果

1）住民の平等な利用を確保すること

毎年同様の内容を記載した事業報告書であるが、利用者のアンケートや公園利用者の声を聞く会の議事録などによると、平等な利用のために真摯に向き合っているものと判断する。

2）公の施設の効用を最大限に発揮すること

- ・質的効用拡大

上記 1）と同様、質的効用の拡大にも熱心であり質的効用拡大もおおむね達成されている

ものと判断する。

・量的効用拡大

入園者の数値目標を立てている。

吹上浜海浜公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計画目標(人)	472,000	472,000	483,000
実績(人)	480,566	498,989	523,073

大隅広域公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計画目標(人)	208,000	208,000	210,000
実績(人)	208,890	212,416	218,402

北薩広域公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計画目標(人)	140,000	140,000	151,000
実績(人)	146,878	156,809	159,827

### 3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額)

(単位:千円)

吹上浜海浜公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	21,968 22,899	22,897 23,199	21,363 23,199
県の委託料	111,627 111,627	110,346 110,346	110,130 110,130
合計	133,595 134,526	133,243 133,545	131,493 133,329
管理業務費等	134,526 134,526	133,545 133,545	131,493 133,329
差引損益	△930 -	△301 -	△1,835 -

指定管理者が報告している資料では、本指定管理者業務以外の会計からの操出金を取り入れることで収支を均衡させているが、上表ではそれを除いた実態と思われる情報を記載した。

これで見ると指定管理者による自己負担が続いていることになる。

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額)

(単位:千円)

大隅広域公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	13,279 12,792	13,501 12,792	12,684 13,302
県の委託料	105,438 105,438	105,207 105,207	98,628 98,628
合計	118,717 118,230	118,708 117,999	111,312 111,930
管理業務費等	118,717 118,230	118,048 117,999	111,930 111,930
差引損益	- -	659 -	△617 -

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

北薩広域公園	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	6,797 6,096	8,867 6,096	8,787 7,632
県の委託料	70,134 70,134	66,354 66,354	64,293 64,293
合計	76,931 76,230	75,221 72,450	73,080 71,925
管理業務費等	76,931 76,230	74,464 72,450	73,080 71,925
差引損益	— —	756 —	— —

指定管理者が報告している資料では、本指定管理者業務以外の会計からの操出金を取り入れることで収支を均衡させているが、上表ではそれを除いた実態と思われる情報を記載した。

#### 4) 県が行ったモニタリングの状況

月々の利用者の状況については指定管理者より報告を受け、所管課内の回覧に付され検討されている。

年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、適正に執行されているとの報告がされている。

### 団体：(社) 鹿児島県農業・農村振興協会

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	経営技術課	(社)鹿児島県農業・農村振興協会 基本財産	—	500,000	—
		費目 計	—	500,000	
補助金	農村振興課	経営構造対策事業費補助金	20,400	/	1
	経営技術課他	その他	9,299		—
	費目 計		29,699		
負担金	農村振興課	その他	4,500	/	—
			4,500		
合計			34,199	500,000	

#### ■団体概要

農業は生産面だけでなく、消費や食品加工、自然環境、景観等多方面に配慮した政策が必要とされることから、円滑で効率的、効果的な農政の推進のため県や市町村、農協等関係機関団体の施策展開を支援する総合的な第三者機関が必要であるとして、平成 13 年 3 月に設立された。

## 1. 経営構造対策事業費補助金

### (1) 事業の概要

円滑、効果的な経営構造対策事業を達成するための指導員（2名）による巡回指導にかかる補助金である。

### (2) 検討結果

特に問題なし。

## 団体：（社）鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	農産園芸課	青果物生産出荷安定基金出捐金	—	30,500	1
		費目計	—	30,500	
補助金	農産園芸課	指定野菜価格安定対策事業	23,330	/	2-①
		県単野菜価格安定対策事業	75,769		2-②
		その他	52		—
	費目計	99,151			
		合計	99,151	30,500	

### ■団体概要

本県野菜農業及び果樹農業の発展を目的として昭和48年8月に設立された。野菜及び果実の安定的な生産出荷の推進、生産農家の経営の安定及び支援、青果物の需要の拡大等を図るために、価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理、補給金の交付等の事業を、関係機関との緊密な連携のもとに実施している。

## No.1 青果物生産出荷安定基金出捐金

### (1) 事業の概要

価格差補給金を造成するために要する基金の出捐である。

#### <会員の出資額内訳>

（単位：千円）

区分	中央果実基金	鹿児島県	農協	農協連	合計
出資額	50,000	25,000	12,840	12,520	100,360
割合	49.8%	24.9%	12.8%	12.5%	100.0%

上表の出資金額に対し、県の出捐額が30,500千円となっているのは、平成20年4月1日付けで同基金協会が（財）鹿児島県野菜資金協会よりその財産と事業を寄附により受入れたことによる旧法人への出捐金5,500千円が含まれるためである。



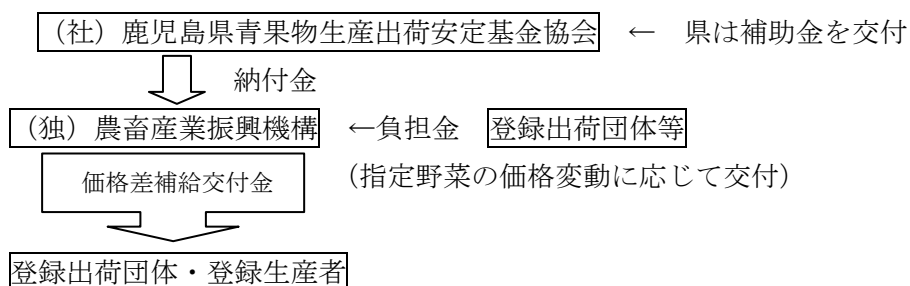
(2) 検討結果

特になし

No.2-①指定野菜価格安定対策事業

(1) 事業の概要

指定野菜価格の著しい低落があった場合において、生産者に及ぼす影響を緩和するため、(独)農畜産業振興機構が登録出荷団体に対しては、その委託関係にある生産者に価格差補給交付金を交付するための資金を造成し、また登録生産者に対しては価格差補給交付金を交付するための資金を造成するための補助金である。



保証基準額 = (過去9年間の中央卸売市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格) × 一定割合

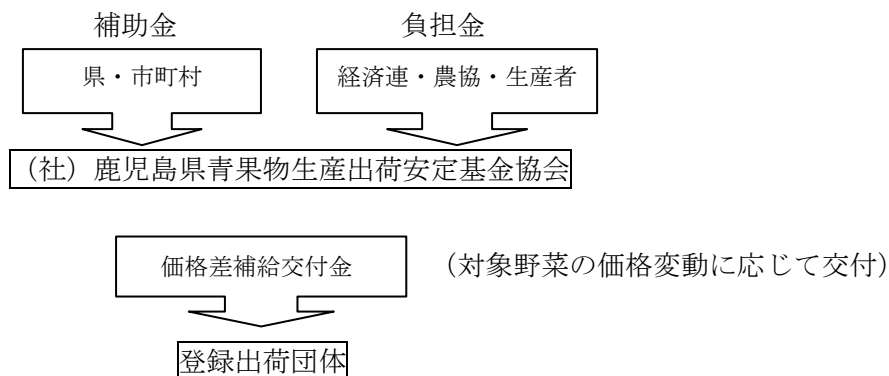
(2) 検討結果

特になし。

No.2-②県単野菜価格安定対策事業

(1) 事業の概要

県単野菜価格安定対策として、対象野菜、出荷期間ごとの交付予約申込みにより、生産者の委託を受けて県経済連が出荷した野菜の市場平均販売価格が、保証基準額を下回った場合に生産者に対し価格差補給交付金を交付するための資金を造成するための補助金である。



保証基準額 = (過去9年間の県経済連取扱価格の平均価格) × 一定割合

◆年度毎の補助金額の推移について

野菜価格安定対策事業には指定野菜、特定野菜、県単野菜の 3 事業があり、以下は最近 3 年度の各事業に対する補助金額の実績である。

(単位：千円)

事業名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
指定野菜価格安定対策事業	11,297	47,021	23,330
特定野菜価格安定対策事業	7,974	△11,588	△7,568
県単野菜価格安定対策事業	9,120	42,631	75,770

△は補助金の戻し入れ（歳入）である。

各事業とも年度によって補助金額が著しく増減する理由は、野菜価格の変動や出荷量の増減によってその年度の価格差補給金の支給実績が変動するためである。また当該年度必要造成額に対して前年度からの資金造成繰越額が上回った場合には上記のように補助金が歳入となる場合もある。

(2) 検討結果

特になし。

**団体：（社）鹿児島県糖業振興協会**

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	農産園芸課	品質取引対策基金出資金	—	260,000	1-①
		含みつ糖合理化基金出資金	—	15,000	1-②
		費目 計	—	275,000	
負担金	農産園芸課	さとうきび増産プロジェクト基金負担金	20,000	/	2
		費目 計	20,000		
貸付金	農産園芸課	加計呂麻島酒造用含みつ糖生産合理化基金貸付金	8,750	—	3
		費目 計	8,750	—	
合 計			28,750	275,000	

■団体概要

さとうきび及び甘しゅ糖の生産振興、さとうきびの品質取引の円滑な運営並びに酒造用含みつ糖の生産安定を図ることにより、さとうきび生産農家の経営の向上及び甘しゅ糖業の振興に寄与することを目的に昭和 49 年 5 月に設立された。事業内容としてはさとうきびの生産振興対策及びさとうきび品質取引対策の推進を担っている。

#### No.1-①品質取引対策基金出資金

#### No.1-②含みつ糖合理化基金出資金

##### (1) 事業の概要

さとうきびの収穫面積の確保や生産性の向上、品質取引の円滑実施、優良品種選定等の試験研究事業及び酒造用含みつ糖の生産安定等の対策に資する資金を造成する基金の出資である。

これら2事業の基金の出資者別の内訳は以下のとおりである。

##### <出資金等の構成>

(単位:千円)

基金名	金額	出資者別内訳			
		鹿児島県	関係市町村	生産者等	製糖会社等
品質取引対策基金	885,863	260,000	130,000	385,663	110,200
含みつ糖合理化基金	67,250	15,000	23,750	4,750	23,750
合計	953,113	275,000	153,750	390,413	133,950

##### 品質取引対策基金

さとうきびは、以前は重量による取引が行われていたが、平成6年度から品質(甘しや糖度)によって価格に差をつける品質取引が導入された。この品質取引を円滑に推進し、また品質及び生産性の向上を図るために必要な事業を行うために造成された基金。

##### 含みつ糖合理化基金

瀬戸内町加計呂麻島で生産されるさとうきび価格の安定と農家所得の確保を図るために必要な「酒造用含みつ糖」の安定的な供給体制の整備等を行うために造成された基金。

##### (2) 検討結果

特になし。

#### No.2 さとうきび増産プロジェクト基金負担金

##### (1) 事業の概要

同法人が行うさとうきび増産プロジェクト基本方針に基づく取組み目標、計画の実現に向け、経営・生産基盤の強化、生産技術の向上を図るための施策を総合的に支援するさとうきび増産プロジェクト基金の負担金である。

##### (2) 検討結果

特になし。

#### No.3 加計呂麻島酒造用含みつ糖生産合理化基金貸付金

##### (1) 事業の概要

加計呂麻島酒造用含みつ糖生産合理化基金に対する貸付金である。出資金と当該貸付金の運用により酒造用含みつ糖生産合理化補給金を交付する。

##### <基金造成額>

(単位:千円)

出資者	出資額	貸付金	計	割合
鹿児島県	15,000	8,750	23,750	31.2%
瀬戸内町	23,750	—	23,750	31.2%
あまみ農業協同組合	4,750	—	4,750	6.2%
奄美大島酒造協同組合	23,750	—	23,750	31.2%
計	67,250	8,750	76,000	100.0%

県の貸付金は他団体の出資額との均衡を図るためのものである。

(2) 検討結果

1) 貸付金の必要性について【意見】

基金の運用収入と補助金交付額の実績は下表のとおりである。

(単位:千円)

実績等	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運用収入	1,026	949	954
補給金交付額	750	1,000	1,000

同法人に対する貸付金は、主に預金で運用され、酒造用含みつ糖生産合理化補給金を造成する原資となるものである。基金の運用収入に占める貸付金から生じる果実の割合を試算すると約 110 千円 (954 千円×8,750/76,000) となる。仮にこの金額を補助金で交付した場合には、貸付金は約 80 年分に相当する金額である。

この貸付金を行った理由が、地元団体との出資比率の均衡を保つためならば、本来出資金として拠出するべきである。

団体：(社)鹿児島県生乳検査協会

(単位:千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	畜産課	(社)鹿児島県生乳検査協会出捐金	—	25,000	1
		合計	—	25,000	

■団体概要

県内で生産される原料牛乳の検査及び格付を行うことにより生乳の品質改善及び取引の公正化、並びに食生活の向上に寄与することを目的に、前身の鹿児島県酪農業協同組合連合会の検査室が独立して平成 4 年 3 月に設立された。

平成 19 年に九州生乳販売農業協同組合連合会が九州統一の検査所を熊本に設置し、各県で行ってきた生乳検査の業務を段階的に一本化することとなり、同協会は平成 21 年 3 月末をもって解散することとなった。

**No.1 (社) 鹿児島県生乳検査協会出捐金**

(1) 事業の概要

平成 21 年 3 月末日をもって解散し、平成 21 年 6 月 26 日開催の清算人会議において残余財産額 100,047 千円を県に寄付して清算終了した。

(2) 検討結果

特になし

**団体：(社) 鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会**

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	畜産課	(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会出資金	—	20,000	—
		費目計		20,000	
補助金	畜産課	自衛防疫強化総合対策事業補助金	30,944	/	1
		費目計	30,944		
		合計	30,944	20,000	

■団体概要

家畜伝染性疾病発生予防のための各種事業を実施するとともに畜産物の品質向上のための指導及び検査を行うことにより、畜産経営の安定向上と安全な畜産物の生産に努め、もって畜産の振興に寄与することを目的として昭和 49 年 2 月に設立された。

**No.1 自衛防疫強化総合対策事業補助金**

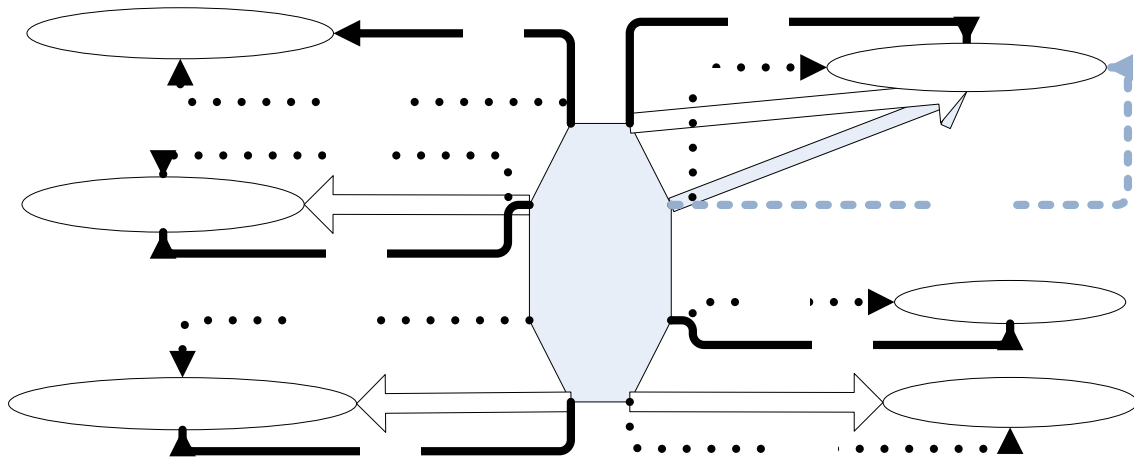
(1) 事業の概要

オーエスキー病及びニューカッスル病の発生による畜産経営の経済的損失を未然に防止するため、ワクチン接種を実施する事業にかかる補助金である。

(2) 検討結果

特に問題なし。

## 7. 林務水産部



団体：鹿児島県漁業信用基金協会

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	林務水産課	鹿児島県漁業信用基金協会出資金	—	813,550	—
		費目計	—	813,550	
補助金	その他		—	253	—
		費目計		253	
				813,803	

鹿児島県漁業信用基金協会

### ■団体概要

中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし中小漁業の振興を図ることを目的として昭和28年8月設立にされた。

#### No.1 鹿児島県漁業信用基金協会出資金

##### (1) 事業の概要

県内中小漁業者の金融の円滑化を促進する目的で出資した。

##### (2) 検討結果

特に問題なし。

(財)鹿児島県栽培漁業協会

## 団体：鹿児島県林業担い手育成基金

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	林業振興課	鹿児島県林業担い手育成基金 出捐金	—	2,315,951	1
		費目計	—	2,315,951	
委託料	林業振興課	森の研修館かごしまの管理業 務委託(指定管理者)	20,748		2
		費目計	20,748		
補助金		その他	7,424		
		費目計	7,424		
		合計	28,172	2,315,951	

### ■団体概要

林業従事者の福利厚生の充実、技術・技能の向上及び労働安全衛生の充実等を図ることにより、森林整備の担い手の育成や林業労働における就労環境の整備等を積極的に進め、活力ある山村地域の振興と、森林の有する多様な公益的機能の維持・増進に寄与することを目的として平成5年6月に設立された。

### No.1 鹿児島県林業担い手育成基金出捐金

#### (1) 事業の概要

鹿児島県林業担い手育成基金に対する出捐金である。

#### (2) 検討結果

これまで25億円出捐してきているが、平成21年3月末現在、正味財産は23億円余となっており、内訳は次のようになっている。

(単位：千円)

内訳	残高
普通預金	10,823
未収補助金	15,531
基本財産	2,316,902
自由金利定期預金	(960,000)
普通預金	(62,653)
利付金融債	(1,294,248)
特定資産	53,589
諸資産	452
資産計	2,397,299
負債	13,258
正味財産(資産－負債)	2,384,041

一方、収支は次のような状況となっている。

(単位:千円)

内訳	残高
収入	162,648
利息収入	(30,449)
補助金等	(61,525)
雑収入	(305)
基本財産取崩	※(28,000)
固定資産売却収入	※(25,685)
高性能機械用資金取崩(差額)	※(16,684)
支出	168,056
事業費支出	(110,858)
管理費支出	(17,439)
割引短期国債購入	※(39,759)
差引 収支差額	△ 5,408

収支計算書上は 5 百万円の支出超過であるがより詳細に内訳を見ると、※印をつけた固定資産の更新に伴う差益と基本財産の入れ替えによって 30 百万円を計上することで、実質的な本業収支の赤字 36 百万円の一部をカバーしており、このままでは、基本財産が減少する一方である。これ以上の基金の毀損が進まないよう今のうちに有効な手を打つべきである。

#### No.2 森の研修館かごしまの管理業務委託 (指定管理者)

##### (1) 事業の概要

森の研修館かごしまの管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度 (5 年)

##### (2) 検討結果

###### 1) 住民の平等な利用を確保すること

施設の性質上林業に携わる関係者が主に利用することが想定され、実績もそのようになっておりおおむね適切に確保されているものと判断する。

###### 2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

###### ・質的効用拡大

施設利用者のアンケートを実施して分析を行っている。

###### ・量的効用拡大

事業報告書に記載の利用者数の状況は次のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数(人)	3,244	3,240	4,737

平成 20 年度の利用者数増加の理由は高度技術所得研修参加者の増えたことに主たる要因がある。



3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額) (単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県の委託料	21,389 21,389	20,748 20,748	20,748 20,748
管理業務費等	21,389 21,389	20,748 20,748	20,748 20,748
差引損益	0 0	0 0	0 0

収支は均衡している。

4) 県が行ったモニタリングの状況

県は指定管理者より月々実施事業の内容と利用者数に報告を受け、担当者の検討に付している。

事業年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、合格とされている。

**団体：(財)かごしまみどりの基金**

(単位:千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	森林整備課	(財)かごしまみどりの基金出捐金	—	200,000	—
		費目計	—	200,000	
委託料	森林整備課	その他	5,364	/	—
		費目計	5,364		
		合計	5,364	200,000	

■団体概要

緑の羽根募金活動を中心に森林やみどりに対する県民の理解と関心を深め、県民総参加による豊かな森林づくりと健やかな環境緑化を促進する活動を行うことを目的として、平成5年9月に旧鹿兒島県緑化推進委員会の改組により設立された。

**団体：(財)万之瀬川水源基金**

(単位:千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	森林整備課	(財)万之瀬川水源基金出捐金	—	15,000	—
		費目計	—	15,000	

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
補助金	森林整備課	その他	7,785		—
		費目 計	7,785		
		合計	7,785	15,000	

■団体概要

万之瀬川の水源としての重要性和流域森林の持つ水源かん養機能に着目して、流域関係自治体が水源地域森林の整備を行うことを目的に昭和 57 年 7 月に設立された。

団体：（財）鹿児島県栽培漁業協会

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	水産振興課	（財）鹿児島県栽培漁業協会出 捐金	—	300,000	—
		費目 計	—	300,000	
委託料		その他	5,075		—
		費目 計	5,075		
補助金	水産振興課	豊かな海づくり広域連携事業 補助金	36,272		1
		費目 計	36,272		
		合計	41,347	300,000	

■団体概要

県、市町村、漁業団体等が協調して「つくり育てる漁業」の一層の進展を目指すとともに、本県漁業の発展と漁業者の生活安定に寄与することを目的として昭和 60 年 9 月に設立された。

No. 1 豊かな海づくり広域連携事業補助金

（１） 事業の概要

水産資源の維持・増大による本県沿岸漁業の振興を図るため、マダイ・ヒラメの放流効果実証事業を実施する。

（２） 検討結果

特になし。

団体：（社）鹿児島県森林整備公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	森林整備課	(社)鹿児島県森林整備公社出捐金	—	5,000	—
		費目計	—	5,000	
委託料	森林整備課	鹿児島県県民の森の管理業務委託(指定管理者)	57,245	/	1-①
		県民の森管理運営・森林整備業務委託(緊急雇用対策)	14,929		1-②
		費目計	72,174		
補助金	森林整備課	造林補助金	427,463	/	2-①
		鹿児島県森林整備公社運営資金利子補助金	33,519		2-②
		鹿児島県森林整備公社利子補助金	29,292		2-③
		費目計	490,274		
貸付金	森林整備課	鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金	437,523	18,447,405	3
		費目計	437,523	18,447,405	
損失補償	森林整備課	市中金融機関 限度額 14,560,437	—	/	4
		費目計	—		
合計				18,452,405	

保健福祉部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料		その他	238	/	—
		費目計	238		
合計			238		

■団体概要

鹿児島県内で造林・育林等の森林・林業に関する事業やその他緑化に関する事業を行うことによって、国土の保全、森林資源の涵養等の緑資源の持つ多面的な機能を高度に発揮させ、もって地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的として昭和42年8月

に設立された。

1-①鹿児島県民の森管理業務委託（指定管理者）

（１） 事業の概要

県民の森の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成 18 年度から 22 年度（5 年）

（２） 検討結果

1) 住民の平等な利用を確保すること

施設の性格から、住民の公平利用の確保は行われているものと考えられる。

2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

施設利用者のアンケートを実施して分析を行っている。

・量的効用拡大

事業報告書に記載の利用者数の状況は次のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入込者数(人)	122,710	123,650	126,275
施設利用者数(人)	147,849	144,847	148,454

3) 管理業務経費を縮減すること

（枠内の上段は実績、下段は各年度予算額） （単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金等	5,127 4,280	5,110 4,266	5,840 4,280
県の委託料	57,185 57,185	57,116 57,116	57,245 57,245
合計	62,312 61,465	62,226 61,382	63,085 61,525
管理業務費等	62,269 61,465	61,947 61,382	62,889 61,525
差引損益	42 -	279 -	196 -

収支はほぼ均衡している。

4) 県が行ったモニタリングの状況

県は指定管理者より月々実施事業の内容と利用者数に報告を受け、担当者の検討に付している。

事業年度末においては、指定管理者から提出される事業報告書に対して検査が行われ、合格とされている。

#### 1-② 県民の森管理運営・森林整備業務委託（緊急雇用対策）

##### （1） 事業の概要

県民の森の指定管理者である同公社に対し、指定管理対象施設である県民の森の散策道周辺の除伐等森林整備を行う業務委託（随意契約）である。平成 20 年度後半に緊急雇用対策の一つとして実施された。

##### （2） 検討結果

随意契約理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

#### 2-① 造林補助金

##### （1） 事業の概要

市町村長が作成する市町村森林整備事業計画に基づいて、市町村，森林組合，森林所有者等が行う人工造林や下刈、枝打ち，間伐等の森林施業に要する経費の一部を補助する事業である。

##### （2） 検討結果

特に問題なし。

#### 2-② 鹿児島県森林整備公社運営資金利子補助金

##### （1） 事業の概要

県の財政改革期間中（平成 16 年度から 18 年度）に公社が市中金融機関から調達した借入金に対する償還期間中の利子支払に対して補助を出す事業である。

##### （2） 検討結果

特に問題なし。

#### 2-③ 鹿児島県森林整備公社利子補助金

##### （1） 事業の概要

公社が、施業転換資金（有利子）と併せて森林整備活性化資金（無利子）を借りることで施業転換資金の利子支払に対して補助を出す事業である。

##### （2） 検討結果

特に問題なし。

#### 3 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金

##### （1） 事業の概要

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例に基づき同公社事業に必要な資金を貸し付けるも

のである。平成 19 年度は既往借入金の償還金相当額を限度とする。

(2) 検討結果

特に問題なし。

**4 損失補償**

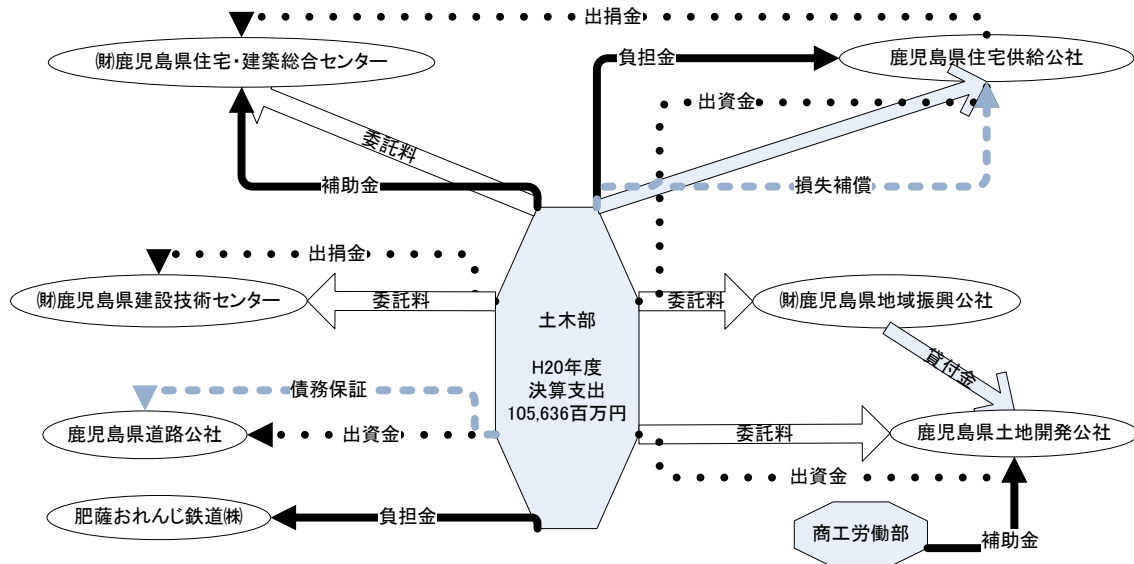
(1) 事業の概要

公社が調達した借入金のうち市中金融機関からの借入金に対する損失補償である。

(2) 検討結果

特に問題なし。

## 8. 土木部



### 団体：鹿児島県道路公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出資金	道路建設課	鹿児島県道路公社出資金	—	6,907,550	—
		費目計	—	6,907,550	
債務保証	道路建設課	限度額 62,312,340	—	/	1
		費目計	—		
合計			—	6,907,550	

商工労働部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	観光課	その他	3,696	/	—
		費目計	3,696		
合計			3,696	—	

#### ■団体概要

鹿児島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと

等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として昭和47年9月に設立された。

#### No1. 債務保証

##### (1) 事業の概要

同社の金融機関借入に対する債務保証であり、下表が平成20年度末における対象金額である。

(単位：千円)

区分	金額
政府借入金	990,285
地方公共団体金融機構借入金	1,258,165
市中銀行等借入金	2,774,174
合計	5,022,625

##### (2) 検討結果

特になし。

#### 団体：鹿児島県住宅供給公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討No.
出資金	建築課	鹿児島県住宅供給公社出資金	—	20,500	—
		費目計	—	20,500	
負担金		その他	1,979	/	—
		費目計	1,979		
貸付金	建築課	経営健全化資金	—	11,478,000	1-①
		分譲住宅頭金補足事業資金	123,379	—	1-②
		費目計	123,379	11,478,000	
損失補償	建築課	限度額 5,982,219	—	/	2
		費目計	—		
合計			125,358	11,498,500	

#### ■団体概要

昭和40年11月、地方住宅供給公社法に基づき鹿児島県が設立した公的住宅供給機関であり、中堅勤労者を対象に良質で快適な環境に恵まれた住宅の供給等を行うことを目的としている。これまで55団地、約8,900戸の住宅供給の実績がある。



### No1-①. 経営健全化資金

#### (1) 事業の概要

平成 19 年度において同公社の経営の健全化を図るための資金として無利息で平成 39 年 3 月末を返済期限として融資したものである。同公社における他の借入金も含めた返済計画は下表のとおりとなっているが、鹿児島県分は民間分が完済する平成 27 年度を待ってからの返済開始となっている。

(単位：千円)

借入先 年度	鹿児島県	民間	公庫	合計
平成 19	11,478,000	6,468,417	3,512,594	21,459,011
平成 20	11,478,000	(※)5,982,219	2,353,000	19,813,220
平成 21	11,478,000	5,446,076	2,223,585	19,147,661
平成 22	11,478,000	4,909,932	1,682,395	18,070,327
平成 23	11,478,000	4,328,023	1,141,205	16,947,228
平成 24	11,478,000	3,662,984	670,605	15,811,589
平成 25	11,478,000	2,997,945	—	14,475,945
平成 26	11,478,000	1,909,020	—	13,387,020
平成 27	11,478,000	820,095	—	12,298,095
平成 28	11,258,000	—	—	11,258,000
平成 29	10,138,000	—	—	10,138,000
平成 30	9,048,000	—	—	9,048,000
～中略～				
平成 36	3,978,000	—	—	3,978,000
平成 37	3,338,000	—	—	3,338,000
平成 38	—	—	—	—

(※) No.2 において記載。

#### (2) 検討結果

鹿児島県住宅供給公社の経営健全化計画情報開示について【意見】

県は同公社が策定した経営健全化計画に基づき、当該資金拠出を行っており、経営健全化計画の内容はホームページでも公開しているが、その後の計画の達成状況までは公開していない。県が 20 年という長い期間をもって最終責任を負う決定となっている以上、適時に県民に対して情報開示をすることが求められる。

### No1-②. 分譲住宅頭金補足事業資金

#### (1) 事業の概要

同公社の行う分譲住宅頭金補足事業に充当する資金として融資したものであり、平成 21 年 3 月に元利合計で 127,221 千円が返済されて残高はゼロとなっている。

#### (2) 検討結果

特になし。

No2. 損失補償

(1) 事業の概要

同公社の民間金融機関からの借入金に対する損失補償契約である。No.1-①の表中に示したように、平成27年度をもって完済する予定なのでその時点で消滅することになる。平成20年度末における民間金融機関からの借入金残高は5,982,219千円である。

(2) 検討結果

特になし。

団体：鹿児島県土地開発公社

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討No.
出資金	用地対策室	鹿児島県土地開発公社出資金	—	50,000	—
		費目計	—	50,000	
委託料	用地対策室	用地事務委託(東九州自動車道)	23,388		1-①
		一般国道3号出水阿久根道路工事に伴う用地取得に関する業務委託	575,300		1-②
		一般国道3号川内隈之城道路工事に伴う用地取得に関する業務委託	384,700		
		県所管道路等整備事業に伴う用地取得に関する業務委託	13,741		
		費目計	997,129		
貸付金	(財)鹿児島県地域振興公社		—	1,613,300	2
		費目計	—	1,613,300	
債務保証	用地対策室	限度額3,672,500	—		3
		費目計	—		
		合計	997,129	1,663,300	

商工労働部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
補助金	産業立地課	臨空団地分譲特別対策補助金	80,421		4
		費目計	80,421		
		合計	80,421	—	

■団体概要

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地や、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地等の取得、造成その他の管理及び処分を行うことや、住宅用地の造成事業、港湾整備事業ならびに一団の土地の造成事業を行うことを目的として、平成 7 年 4 月に設立された。

No1-①. 用地事務委託（東九州自動車道）

（1）事業の概要

東九州自動車道の第 13 次施工命令区間（大隅 IC～志布志 IC 間）の用地取得業務委託（随意契約）である。同公社は、面積約 16 万 7 千㎡、用地補償費約 10 億円の用地所得を行っており、県は委託料として 23,388 千円の支出を行っている。

（2）検討結果

随意契約の理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

No1-②. 一般国道 3 号道路工事に伴う用地取得に関する業務委託、県所管道路等整備事業に伴う用地取得に関する業務委託

（1）事業の概要

南九州西回り自動車道及び県所管道路等整備事業の公有地取得事業委託（随意契約）である。用地取得面積は約 18 万㎡であり、県は用地補償費を含めると約 10 億 2 千万円の支出を行っている。なお、委託料 973,741 千円のうち、同公社の公有地取得事業収益として計上されたのは 37,171 千円であり、残額は用地補償費である。

（2）検討結果

随意契約の理由を検討した結果、相当なものであると判断した。

No2. 貸付金

（1）事業の概要

鹿児島臨空団地用地取得費用に充当するための借入金であり、平成 13 年度からほぼ毎年度借り増しを行い、現在の残高に至っている（平成 20 年度における新規借入はない）。なお、

鹿児島臨空団地用地取得費にかかる借入は他に金融機関からも行っており、その内容は商工労働部の項の臨空団地分譲特別対策補助金において記載している。

(2) 検討結果

特になし

**No3. 債務保証**

(1) 事業の概要

次項 No.4 臨空団地分譲特別対策補助金において記載した鹿児島県信用農業協同組合連合会と㈱西日本シティ銀行からの借入金に対する債務保証（限度額は平成 18 年度末残高をもって予算計上）であり、これまで実支出額はない。

(2) 検討結果

特になし。

**No4. 臨空団地分譲特別対策補助金**

(1) 事業の概要

鹿児島県土地開発公社が金融機関等に対して支払う借入金利息の補てんであり、完済されるまで毎年度発生する性質のものである。

(2) 検討結果

鹿児島空港、高速道路へのアクセスが便利で、南九州 3 県の中央に位置していることをアピールポイントに平成 19 年 3 月に全工区工事が完了した鹿児島臨空団地であるが、分譲状況は 4 社、総分譲面積 17.6 ヘクタール中に占める割合は 11.3%と決して順調であるとは言えない。

同公社の貸借対照表上、5,029,786 千円の長期借入金に対して、5,044,845 千円の完成土地等（流動資産）が計上されており、借入金の返済能力は完成土地の分譲状況にかかっていると見える状態である。

長期借入金のほとんどは平成 22 年 3 月末に一括返済の約定になっているものの、上述するような分譲状況であるため借換えが予定されている。計算上は完成土地に含み益（109,814 千円＝（時価）5,154,659 千円－（簿価）5,044,845 千円）が生じている状況にはあるが、分譲が長期化すれば土地の流動性リスク顕在化（含み益実現可能性の有無）を通じて金融機関等の対応も異なってくる可能性も考えられる。

そもそも、分譲先の決定等はすべて県が行っており、同公社における決定権限は存在しない以上、県としてトップセールスまで含めた、より積極的な誘致・分譲活動が求められている状況にあると言える。

(単位:千円)

借入先	利率(%)	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
鹿児島県信用 農業協同組合 連合会	2.100	1,469,000	—	2,450	1,466,550	鹿児島臨空団地
(株)西日本シテ ィ銀行	1.500～ 1.875	1,914,000	—	3,200	1,910,800	
(財)鹿児島県 地域振興公社	0.940～ 1.250	1,616,000	—	2,700	1,613,300	
鹿児島県	無利息	48,107	—	8,970	39,136	霧島くりの工業団地
合計		5,047,107	—	17,320	5,029,786	

団体：(財)鹿児島県建設技術センター

(単位:千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	技術管理課	(財)鹿児島県建設技術センタ 一出捐金	—	3,000	—
		費目計	—	3,000	
委託料	道路建設課・ 道路維持課・ 河川課・砂防 課・港湾空港 課	積算業務委託	65,006		1-①
		土木積算システム基準データ 改定作業業務委託(その1)	15,120		1-②
	技術管理課	建設工事材料試験等業務委託	20,397		1-③
	各土木事務 所・各地域振 興局	道路改築施工管理業務委託	71,455		1-④
		県単道路整備施工管理業務委 託	23,390		
		河川改修施工管理業務委託	32,307		
		砂防工事施工管理業務委託	37,402		
		施工体制点検業務委託	24,861		
	砂防課	砂防台帳整備業務委託	40,350		1-⑤
	河川課	河川台帳整備業務委託	13,998		1-⑥
	その他	16,199	—		
	費目計	360,485			
	合計	360,485	3,000		

商工労働部所管

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
委託料	観光課	観光課標識整備業務委託	13,860		2
		費目計	13,860		
		合計	13,860	—	

■団体概要

鹿児島県の地域開発の進展と住民生活水準の向上に伴い、産業基盤の整備、生活環境施設など建設事業に対する社会的要請の増大に対処するため、建設事業の振興発展に寄与することを目的として昭和 50 年 7 月に設立された。

**No1-①. 積算業務委託**

(1) 事業の概要

道路事業等の積算業務委託（随意契約）である。

(2) 検討結果

随意契約理由書には理由の一つとして、「本業務は、県発注工事に係る積算業務であり、厳正な機密保持が必要である。」との記載があり、その点は理解できるものである。しかしながら、理由書に記載されているような機密保持が確実に担保される体制が同法人にあることが前提であり、県の責任において点検し確認する必要がある。

**No1-②. 土木積算システム基準データ改定作業業務委託（その 1）**

(1) 事業の概要

土木積算システム基準データ改定作業にかかる業務委託であり、一般競争入札の形式を取っている。

(2) 検討結果

特になし。

**No1-③. 建設工事材料試験等業務委託**

(1) 事業の概要

建設工事材料試験等業務、鹿児島県手数料徴収条例第 2 条に定める手数料の収入証紙消印事務、建設工事材料試験実地研修等業務に関する委託（随意契約）であり、昭和 59 年度より継続している。

(2) 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

No1-④. 道路改築施工管理業務委託、県単道路整備施工管理業務委託、河川改修施工管理業務委託、砂防工事施工管理業務委託、施工体制点検業務委託

(1) 事業の概要

各地域振興局、土木事務所における諸委託業務であり、概要は下表のとおりである。

	路線(河川)名	県庁部課	金額(千円)
道路改築施工管理業務	鹿児島川辺線	南薩地域振興局	18,387
	手打藺牟田港線	北薩地域振興局	12,300
	曾津高崎線外	大島支庁瀬戸内事務所	12,510
	その他		28,258
		合 計	71,455
県単道路整備施工管理業務	鶴田大口線	姶良・伊佐地域振興局	11,850
	その他		11,540
		合 計	23,390
河川改修施工管理業務	米之津川	北薩地域振興局	16,344
	その他		15,693
		合 計	32,307
砂防工事施工管理業務	芝原谷 2 外	大隅地域振興局	14,700
	二川外		16,400
	その他		6,302
		合 計	37,402
施工体制点検業務		大隅地域振興局	7,558
		北薩地域振興局	6,842
		鹿児島地域振興局	5,641
		その他	4,820
			合 計

(2) 検討結果

特になし。

No1-⑤. 砂防台帳整備業務委託

(1) 事業の概要

砂防関係施設を維持管理するための砂防関係台帳を整備し電子化する業務委託（随意契約）である。

(2) 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

No1-⑥. 河川台帳整備業務委託

(1) 事業の概要

河川課および各地域振興局等で保有する河川関係台帳の情報を集積・整頓・基礎資料とし、今後の県管理河川関係区域や施設等を総合的かつ効率的に管理・維持するために電子化する

る業務委託（随意契約）である。

（２） 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

**No.2 観光課標識整備業務委託**

（１） 事業の概要

観光案内標識等の現況調査を行い、観光客等に分かりやすい案内標識の整備を行うための提案にかかる業務委託（随意契約）である。

（２） 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

**団体：（財）鹿児島県住宅・建築総合センター**

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	鹿児島県住宅供給公社	（財）鹿児島県住宅・建築総合センター出捐金	—	1,000	—
		費目計	—	1,000	
委託料	建築課	構造計算適合性判定業務委託	24,337	/	1-①
		県営住宅委託（地上波デジタル放送受信施設調査業務）	11,130		1-②
		県営住宅（鹿児島市内分）の管理業務委託（指定管理者）	262,891		2
		その他	8,620		—
		費目計	306,978		
補助金		その他	2,000	/	
		費目計	2,000		
		合計	308,978	1,000	

■団体概要

産業基盤の整備、生活環境施設など建設事業に対する社会的要請に対処するため、建設事業の円滑、かつ効率的な執行を支援する目的で昭和 50 年 7 月設立した。



No1-①. 構造計算適合性判定業務委託

(1) 事業の概要

建築基準法第6条第5項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定事務委託（同センターが判定機関として指定されたことによる随意契約）であり、予算額40,761千円に対して実績は24,337千円であった。

	件数(毎月報告される判定手数料内訳より)	支出額(千円)
平成20年4月分	4	1,090
5月分	7	2,907
6月分	11	3,367
7月分	12	4,586
8月分	10	2,468
9月分	7	1,958
10月分	6	1,888
11月分	5	1,269
12月分	5	1,199
平成21年1月分	5	1,246
2月分	6	1,491
3月分	4	868
合計	82	24,337

(2) 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

No1-②. 県営住宅委託（地上波デジタル放送受信施設調査業務）

(1) 事業の概要

地上波デジタル放送が開始される地域内にある県営住宅のテレビ受信施設が、地上波デジタル放送受信可能か否かを調査する業務委託（随意契約）である。

(2) 検討結果

随意契約の理由を検討したが、相当なものであると判断した。

No2. 県営住宅（鹿児島市内分）の管理業務委託（指定管理者）

(1) 事業の概要

県営住宅（鹿児島市内分）の管理に関する指定管理者としての業務委託である。

期間：平成18年度から20年度（3年）

(2) 検討結果

1) 住民の平等な利用を確保すること

事業計画書によると、住民の平等な利用を確保するための対応方針を明示しているが、実

績報告書ではどのようなことを実施したのかの記載がなくその確認はできない。

2) 公の施設の効用を最大限に発揮すること

・質的効用拡大

事業計画書によると、入居者等への対応や入居者・施設の安全確保などに注力する旨の記載があるが、実績報告書では何を行い、何を達成したのか記載がなく判断ができない。

・量的効用拡大

この施設においては量的効用拡大を判断する指標はなじまない。

3) 管理業務経費を縮減すること

(枠内の上段は実績、下段は各年度予算額)

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県の委託料	262,891	262,891	262,891
	262,891	262,891	262,891
管理業務費等	262,891	262,891	262,891
	262,891	262,891	262,891
差引損益	—	—	—
	—	—	—

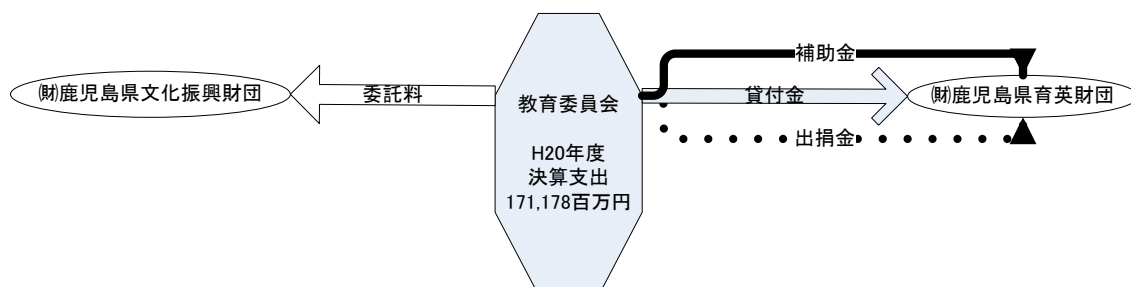
毎年度収が均衡している。

4) 県が行ったモニタリングの状況

事業年度中は指定管理者より四半期ごとに業務執行報告を得ている。

事業年度末のモニタリングの状況は確認できない。

## 9. 教育委員会



### 団体：（財）鹿児島県育英財団

(単位：千円)

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	総務福利課	(財)鹿児島県育英財団出捐金	—	125,000	—
		費目計	—	125,000	
補助金	総務福利課	運営費補助金	84,876	/	1
		費目計	84,876		
貸付金	総務福利課	鹿児島県育英奨学金貸付原資 貸付金	1,936,687	11,101,403	2
		費目計	1,936,687	11,101,403	
		合計	2,021,563	11,226,403	

#### ■団体概要

学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生・生徒に対して学資金の貸与を行い、あわせて留学助成、研究助成等の事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展を図ることを目的として昭和43年5月に設立された。

#### No.1 運営費補助金

##### (1) 事業の概要

同法人の運営にかかる補助金である。

##### (2) 検討結果

特になし。

## No.2 鹿児島県育英奨学金貸付原資貸付金

### (1) 事業の概要

同財団は高校奨学金と大学奨学金を実施しており、その貸付原資となるものである。同財団の決算書においては、流動資産の奨学金貸付金に 10,305 百万円、奨学金未収金に 333 百万円が計上されている。奨学金未収金はいわゆる未返済分であり、その金額は下表にあるように年々増加傾向にある。

(単位:千円)

年度	過年度	当年度	計
16	257,885	57,956	315,841
17	256,207	58,873	315,080
18	259,951	61,158	321,109
19	258,882	64,794	323,676
20	261,444	71,783	333,227

そのため、県としても財団との連携をはかり、債権管理協力員の動員、法的措置の執行、在学奨学生への返還指導、滞納者宅訪問・電話督促等を行っている。中でも学校長 OB を中心とした債権管理協力員の活動は謝金・旅費等のコストが生じるものの一定の成果をあげている。景気悪化に伴う賃下げや雇用情勢の悪化が背景にあるとみられる未返済額の増加であるが、返済原資を有する者からの積極的な返済があつてこそ将来にわたって制度が維持されるものであるから、今後もそれらを活かした一層の回収努力が求められる。

年度	債権管理協力員に係る 旅費及び謝金(千円)	返還額(千円)	返還者(人)	訪問対象者(人)
18	2,539	14,277	367	858
19	2,430	19,799	417	1,007
20	2,774	14,751	363	1,492

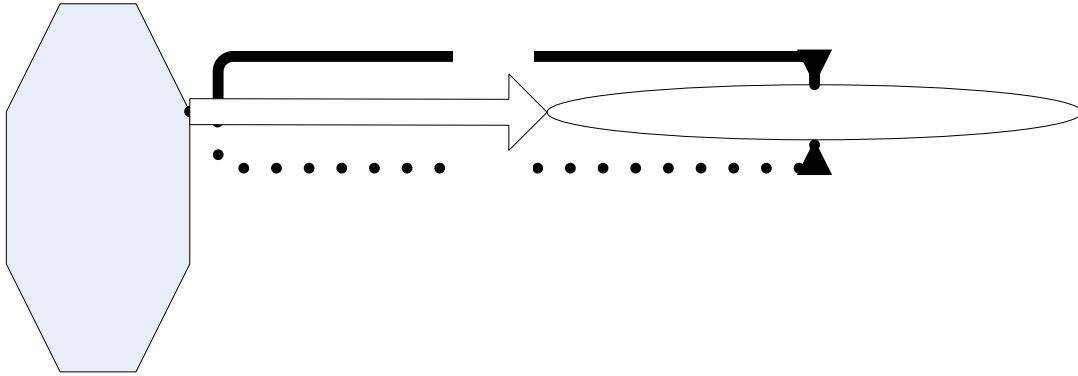
### (2) 検討結果

#### ○借入金残高の不一致について【意見】

平成 21 年 3 月末における県の貸付金残高 11,101,403 千円に対し、同財団が決算書に計上している長期借入金は 10,918,269 千円と、183,133 千円の差額が生じている。原因は同財団が奨学金返済免除として処理した額と県が補てん貸付金として投入した額についての処理について、両者の意思疎通が図られていなかったことによるものである。県も差異発生については分かっていたが、必要な調整が出来ていなかった。

検討した結果、会計処理基準の違いなどから差異が発生することはやむを得ないものと考えられるため、県と同財団は毎期末時には残高確認の実施等により残高の実質的な合致をそれぞれ検証するとともに、同財団は決算書に必要な注記事項を記載するなどの対応が必要である。

## 10. 公安委員会



団体：（財）鹿児島県暴力追放運動推進センター

（単位：千円）

費目	県の所管課	事業名	支出額	残高	検討 No.
出捐金	刑事部組織犯罪対策課	（財）鹿児島県暴力追放運動推進センター出捐金	—	488,200	
		費目計	—	488,200	
委託料		その他	3,001		
		費目計	3,001		
補助金		その他	4,311		
		費目計	4,311		
		合計	7,312		

### ■団体概要

暴力団員等による不当な行為を防止するための暴力追放運動を強力かつ恒常的に推進するとともに、暴力団員等による不当な行為に関する相談事業や被害者等の救済を図り、もって暴力や不当行為等のない明るく住みよい鹿児島県の実現に寄与することを目的と平成4年3月に設立された。

# 公安委員会

## H20年度 決算支出

- 105 -  
38,674百万円

## V. 指定管理者選定手続の詳細

指定管理者制度が平成 18 年度に導入されるに先立ち、平成 17 年度中に指定管理者の選定が進められた。その過程について以下検討する。

### 1. 総務部－平成17年選定時

#### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成 17 年度)の所管課	期間	公募・非公募 ( )内は応募数
アジア・太平洋農村研修センター	国際交流課	H18 から H20 (3 年)	公募(4)

#### (2) 指定管理者選定手続の検討

##### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第 1 回選定委員会開催前に県、部の方針として公募によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

##### 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	53 日間
その他次の事項について適切に取り決められているか ・施設設置目的は周知されているか ・リスク分担は明確か ・モニタリングについて決めているか	○	いずれも申請要領に記載あり

##### 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	5 名中 2 名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

(3) ここでの結論

適切に選定手続が実施されているものと判断する。

## 2. 商工労働部一 平成20年選定時

(1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成20年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
アジア・太平洋農村研修センター	商工労働部 国際交流課	H21 から H22 (2年)	公募(1)

(2) 指定管理者選定手続の検討

1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として公募によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○ いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○ 29日間
その他次の事項について適切に取り決められているか ・施設設置目的は周知されているか ・リスク分担は明確か ・モニタリングについて決めているか	○ いずれも申請要領に記載あり

3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	7名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

4) 選定委員会検討開始後の指定期間の見直し

平成21年度からの指定管理者はその期間をこれまでの3年から5年へ伸ばすことを前提に検討が進んでいたが、急遽2年という短い期間に変更された。

これは指定管理者制度の今後の運用が、現在進められている公の施設のあり方の検討結果に影響される可能性があることに留意したものである。

(3) ここでの結論

適切に選定手続が実施されているものと判断する。

### 3. 環境生活部

(1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
屋久島文化村センター 屋久島環境文化研修センター	環境保護課	H18 から H22 (5年)	特定
鹿児島県文化センター	文化振興課	H18 から H22 (5年)	公募(2)
霧島国際音楽ホール	文化振興課	H18 から H22 (5年)	特定
霧島アートの森	文化振興課	H18 から H22 (5年)	特定
鹿児島県青少年会館	青少年男女共同参画課	H18 から H22 (5年)	特定

(2) 指定管理者選定手続の検討

1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として公募および非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
屋久島文化村センター 屋久島環境文化研修センター	指定管理者として特定された屋久島環境文化財団は、県が進める屋久島環境文化村構想推進組織として設立されたため、施設と団体は一体である。公募して他の団体が指定管理者となった場合、同構想の推進に支障が出る。	設立経緯等を考慮すると左記理由になるが、競争性を最初から排除した点、そしてそれをどのようにカバーするか議論が見られない点は、見直しが必要である
霧島国際音楽ホール	指定管理者として特定された県文化振興財団は、この施設を運営管理することと、ここを会場として開催されている霧島国際音楽祭を行う目的で設立されたため、他の団体は考えられない。音楽関係者、地元関係者等との強いつながりを考慮すると、他の団体が指定管理者になった場合、霧島国際音楽祭の内容の低下を引き起こす。	これまでの経緯等を考慮すると左記理由になるが、競争性を最初から排除した点、そしてそれをどのようにカバーするか議論が見られない点は、見直しが必要である。
霧島アートの森	地元町は県に土地を無償提供し、財団に人を派遣しているなど3者が一体となった	これまでの経緯等を考慮すると左記理由になる



	協力関係が運営の前提になっている経緯がある。 県の同様の使命感を持つ財団が最適。	が、競争性を最初から排除した点、そしてそれをどのようにカバーするかの議論が見られない点は、見直しが必要である。
鹿児島県青少年会館	施設利用者に同会館の設置趣旨や利用上の指導・アドバイスの徹底が必要であり、そのような人材が他の団体では確保できないおそれがある。	記載されている理由だけでは説得力に乏しい。競争性をてこにした指定管理者制度導入の趣旨を反映していない点は見直しが必要である。

## 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	32日間
その他次の事項について適切に取り決められているか ・施設設置目的は周知されているか ・リスク分担は明確か ・モニタリングについて決めているか	○	いずれも申請要領に記載あり

## 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	7名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。 第2回選定委員会で行われた6施設の評価結果の集計表あるものの、各評価委員の評価表は綴られていない。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

### (3) ここでの結論

部で行った公募、非公募特定の判断が全体像を決めてしまっており、制度の趣旨を十分に適用したとは言えない。

#### 4. 保健福祉部 ー 平成17年選定時

##### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
ふれあいプラザ なのはな館	保健福祉部 高齢者対策課	H18 から 22 年 (5 年)	公募(5)
視聴覚障害者情報センター	保健福祉部 障害福祉課	H18 から 22 年 (5 年)	公募(2)
障害者自立交流センター	保健福祉部 障害福祉課	H18 から 22 年 (5 年)	公募(2)
県民健康プラザ 健康増進センター	保健福祉部 健康増進課	H18 から 20 年 (3 年)	特定
ゆすの里	保健福祉部 障害福祉課	H18 から 20 年 (3 年)	特定
川内自興園	保健福祉部 障害福祉課	H18 から 20 年 (3 年)	特定
菊花寮	保健福祉部 児童福祉課	H18 から 20 年 (3 年)	特定

##### (2) 指定管理者選定手続の検討

###### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として公募および非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
県民健康プラザ 健康増進センター	健康づくりのための調査研究と市町村への指導・支援が主な業務である。前者は大学などの研究機関が代替しうるが、後者は市町村との指導・支援網を確立している県民総合保健センターが適切である。	これまでの経緯等を考慮すると左記理由になるが、競争性を最初から排除した点、そしてそれをどのようにカバーするかの議論が見られない点は、最初から結論ありきの非公募特定である。指定管理者制度が実効性あるものにするための工夫が必要である。
ゆすの里	利用者(身体障害者)と施設職員との間の信頼関係が前提となる業務であり、いわゆる46通知により設立された県社会福祉事業団が本来の業務としてこれまで運営してきた。	施設の性格や経緯を考慮すると左記理由による非公募特定とした判断は妥当である。
川内自興園	利用者(知的障害者)と施設職員との間の信頼関係が前提となる業務であり、いわゆる46通知により設立された県社会福祉事業団が本来の業務としてこれまで運営し	施設の性格や経緯を考慮すると左記理由による非公募特定とした判断は妥当である。

	てきた。	
菊花寮	利用者（DV 被害者など）へ対応には専門的かつ経験豊富な施設職員の確保と信頼関係の構築が前提となる業務であり、いわゆる 46 通知により設立された県社会福祉事業団が本来の業務としてこれまで運営してきた。	施設の性格や経緯を考慮すると左記理由による非公募特定とした判断は妥当である。

## 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の平等な利用を確保すること</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮すること</li> <li>・管理業務経費を縮減すること</li> <li>・物的及び人的能力を有していること</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	36 日間
その他次の事項について適切に取り決められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的は周知されているか</li> <li>・リスク分担は明確か</li> <li>・モニタリングについて決めているか</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり

## 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	10 名中 3 名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

### (3) ここでの結論

県民健康プラザ・健康増進センターは、指定管理者制度を導入する以上競争性の確保が必要であるが、非公募特定にすることで一般的に損なわれるであろう競争性の代替案の明示がない。指定管理者制度のもつ競争性に完全にはフィットしない福祉施設の場合に、どのような指定管理者を選定するか、またどのように実績を評価するかの基準が工夫されなければならない。

## 5. 保健福祉部 — 平成20年選定時

### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
県民健康プラザ 健康増進センター	保健福祉部 健康増進課	H21 から 22 年 (2 年)	特定
ゆすの里	保健福祉部 障害福祉課	H21 から 22 年 (2 年)	特定
菊花寮	保健福祉部 児童福祉課	H21 のみ (1 年)	特定

### (2) 指定管理者選定手続の検討

#### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

選定委員会開催前に県、部の方針として非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
県民健康プラザ 健康増進センター	健康づくりのための調査研究と市町村への指導・支援が主な業務である。前者は大学などの研究機関が代替しうるが、後者は市町村との指導・支援網を確立している県民総合保健センターが適切である。	平成17年の前回選定時と同様、結果的に最初から結論ありきの非公募特定である。指定管理者制度が有効であるために工夫が必要である。
ゆすの里	利用者(身体障害者)と施設職員との間の信頼関係が前提となる業務であり、いわゆる46通知により設立された県社会福祉事業団が本来の業務としてこれまで運営してきた。	施設の性格や経緯を考慮すると左記理由による非公募特定とした判断は妥当である。
菊花寮	平成21年度末において施設の民間(現指定管理者である県社会福祉事業団)への移譲が検討されているためそれを踏まえ特定した。	施設の性格や経緯を考慮すると左記理由による非公募特定とした判断は妥当である。

#### 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	36日間
その他次の事項について適切に取り決められているか	○	いずれも申請

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的は周知されているか</li> <li>・リスク分担は明確か</li> <li>・モニタリングについて決めているか</li> </ul>		要領に記載あり
---	--	---------

### 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	5名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

### (3) ここでの結論

平成17年の選定時と同様であるが、県民健康プラザ・健康増進センターは、指定管理者制度を導入する以上競争性の確保が必要であり、非公募特定にすることで一般的に損なわれるであろう競争性の代替案の明示がない。指定管理者制度のもつ競争性に完全にはフィットしない福祉施設の場合に、どのような指定管理者を選定するか、またどのように実績を評価するかの基準が工夫されなければならない。

## 6. 農政部

### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
フラワーパークかごしま	農政部 農産園芸課	H18から22年 (5年)	非公募特定

### (2) 指定管理者選定手続の検討

#### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会にて検討し非公募特定に決定。非公募特定とした理由は次のとおり。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
フラワーパークかごしま	希少植物の管理などで県の専門職員を派遣することができるのは法令上同公社に事実上限定されること、同様に希少植物についてのノウハウを蓄積した団体が他には考えにくいこと、さらに、県がこれまで公園管理を委託してきたことから同公社には公園管理を専門とする部署があり、指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する、などの理由で非公募特定とした	指定管理者制度の導入にふさわしい施設であるにもかかわらず、希少植物の取扱いがネックになって非公募となった点は、現状ではやむを得ない。

2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の平等な利用を確保すること</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮すること</li> <li>・管理業務経費を縮減すること</li> <li>・物的及び人的能力を有していること</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	25日間
その他次の事項について適切に取り決められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的は周知されているか</li> <li>・リスク分担は明確か</li> <li>・モニタリングについて決めているか</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり

3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	5名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

(3) ここでの結論

取り扱いに特別な注意を要する希少植物があるとはいえ、その他の大部分は指定管理者制度導入にふさわしい施設であると考え。これまで県と一体となってこの施設の管理に携わり、技術やノウハウの移転も相当程度すすんでいたと思われる地域振興公社が指定管理者として特定されることは、制度導入初期には容認しようとするが、次回選定時には民間らしい提案を携えた応募者が複数現れるような条件を工夫し、公募実施を目指すべきである。

## 7. 林務水産部

(1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
鹿児島県民の森	林務水産部 森林整備課	H18 から H22 (5年)	公募(4)
森の研修館かごしま	林務水産部 林業振興課	H18 から H22 (5年)	公募(1)

(2) 指定管理者選定手続の検討

1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として公募によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の平等な利用を確保すること</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮すること</li> <li>・管理業務経費を縮減すること</li> <li>・物的及び人的能力を有していること</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	14日間
その他次の事項について適切に取り決められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的は周知されているか</li> <li>・リスク分担は明確か</li> <li>・モニタリングについて決めているか</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり

3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	7名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

(3) ここでの結論

森の研修館かごしまは指定管理者を公募したが、応募は現委託先である県林業担い手育成基金のみであり、審査の結果同法人が指定管理者になった。

応募者1者の場合、正当な競争性がなくなり指定管理者制度で目指した民間の活力を利用するという趣旨が達成できないおそれがある。現状ではこの指定管理業務に応募する団体等はほかには考えにくいことから、競争性を確保できるように県において工夫されることを期待する。

## 8. 土木部 ー平成17年度

### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成17年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
吹上浜海浜公園	土木部 都市計画課	H18 から 20 (3年)	特定
大隅広域公園	土木部 都市計画課	H18 から 20 (3年)	特定
北薩広域公園	土木部 都市計画課	H18 から 20 (3年)	特定
県営住宅管理(鹿児島市内分)	土木部 建築課	H18 から 20 (3年)	特定

### (2) 指定管理者選定手続の検討

#### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
吹上浜海浜公園 大隅広域公園 北薩広域公園	大規模で多様な公園の管理運営に実績のある団体等が少ないとみられることや、県がこれまで公園管理を委託してきたことから同指定管理者には公園管理を専門とする部署があり、指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する、などの理由で一定期間は特定	指定管理者制度の導入にふさわしい施設であると考えられるが、担い手不足や現委託先への配慮などから特定とされている
県営住宅管理 (鹿児島市内分)	個人情報管理に対する懸念や、指定管理者から外れると雇用問題が顕在化する、などの理由で一定期間は特定	指定管理者制度の導入にふさわしい施設であると考えられるが、現委託先への配慮などから特定とされている

#### 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	15日間
その他次の事項について適切に取り決められているか ・施設設置目的は周知されているか ・リスク分担は明確か ・モニタリングについて決めているか	○	いずれも申請要領に記載あり



### 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	6名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

#### (3) ここでの結論

民間も参入している分野であるにもかかわらず、これまで委託業務を県から請け負っていた団体が指定管理者に特定された。特定する理由として上に記載したように、民間部門に当該施設の管理ができる担い手が多くないと考えられるとしているが、魅力ある事業なら他社とチームを組んで参入してくることもあり得る。指定管理者たる能力が不足していれば、選定過程でチェックすればよい。公募もしないのはもったいない。

また、指定管理者からはずれた場合に団体の職員の雇用問題が発生することを懸念しているが、それはこの分野に参入する民間も同じである。指定管理期間満了時にはそのリスクは顕在化するものであり、いわゆる県の外郭団体だけを特別扱いすることはできない。

## 9. 土木部 ー平成20年度

### (1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成20年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
吹上浜海浜公園	土木部 都市計画課	H21 から 23 (3年)	特定
北薩広域公園	土木部 都市計画課	H21 から 25 (5年)	特定

平成18年から20年まで非公募特定であった大隅広域公園と、県営住宅(鹿児島市内分)は今回より公募対象とされた。

### (2) 指定管理者選定手続の検討

#### 1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第1回選定委員会開催前に県、部の方針として非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由(要約)	検討結果
吹上浜海浜公園	大規模公園を管理する高度な専門性と、近隣施設との連携が必要である。	指定管理者制度の導入にふさわしい施設であると考えられるが現指定管理者を高く評価するあまり、公募の導入が見送られた。

北薩広域公園	公園の整備が途上であり、現指定管理者との密接な連携が必要である	公募をすることに見送る理由になるとは言えない。密接な連携を指定管理者に求めればよいだけである。
--------	---------------------------------	---

## 2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の平等な利用を確保すること</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮すること</li> <li>・管理業務経費を縮減すること</li> <li>・物的及び人的能力を有していること</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	15日間
その他次の事項について適切に取り決められているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的は周知されているか</li> <li>・リスク分担は明確か</li> <li>・モニタリングについて決めているか</li> </ul>	○	いずれも申請要領に記載あり

## 3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	結果
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	4名中2名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

### (3) ここでの結論

平成17年度の選定時は大規模公園4公園中、1公園が公募であったが、今回は1公園増えて2公園になった。非公募特定は残り2公園となり、段階的に公募へ切り替わっている印象である。

今回、大隅広域公園は公募とされ、4団体より応募があった。このように大規模公園の管理を事業として取り組む民間団体は多いものと推定される。安定した管理を行う能力を有するという非公募特定の理由についての理解はできるものの、それをもって公募を見送った県の判断は、結果的に民間の参入を門前払いすることになり、指定管理者の趣旨に沿ったものとは言えない。

## 10. 教育委員会

(1) 指定管理者制度が導入された公の施設

公の施設	指定管理者選定時 (平成 17 年度)の所管課	期間	公募・非公募( ) 内は応募数
上野原縄文の森	教育庁 文化財課	H18 から 22 (5 年)	特定

(2) 指定管理者選定手続の検討

1) 公募・非公募特定の区分の方針について

第 1 回選定委員会開催前に県、部の方針として非公募特定によることに事実上決定。選定委員会での議論は議事録等では確認できなかった。

公の施設	非公募特定の理由 (要約)	検討結果
上野原縄文の森	指定管理者として特定された県文化振興財団は、このような文化施設を運営管理することを目的で設立されたため、他の団体は考えられない。またきわめて専門性の高いスタッフを確保することは必要である。	これまでの経緯等を考慮すると左記理由になるが、競争性を最初から排除した点、そしてそれをどのようにカバーするかの議論が見られない点は、見直しが必要である。

2) 指定管理者申請要綱等の検討

検討項目	結果	
指定管理者として確保されなければならない次の事項が定められているか ・住民の平等な利用を確保すること ・公の施設の効用を最大限に発揮すること ・管理業務経費を縮減すること ・物的及び人的能力を有していること	○	いずれも申請要領に記載あり
募集期間は十分確保されているか	○	不明
その他次の事項について適切に取り決められているか ・施設設置目的は周知されているか ・リスク分担は明確か ・モニタリングについて決めているか	○	いずれも申請要領に記載あり

3) 選定委員会での検討の状況

検討項目	
権限はどの範囲か	指定管理者の候補者の推薦 選定基準等の審査 その他推薦に必要な業務
外部委員がいるか	5 名中 3 名が外部委員
選定作業は総合的・客観的に行われているか	おおむね総合的、客観的であると判断する。
選定結果の公表は適切か	公報により公表。

### (3) ここでの結論

県側の次の点は適切な対応だと考える

- ①指定管理者選定委員会に先立ち県から各応募者へ提出された応募内容についての質問が出されている。応募者は回答を寄せそれを反映した選定委員会検討資料となっているようである。申請書の内容を吟味し選定委員会の検討をより充実させるための準備であり事務局の姿勢は評価できる。
- ②各委員の評価書が綴られており、評価集計表との整合性も外部監査で確認できた。公文書の保管として適切である。

指定管理者として特定された財団法人鹿児島県文化振興財団の申請書を見ると次の点が指摘できる。すなわち、計画にある今後 5 年間の計画に工夫が見られない。たとえば入場者数は指定管理者導入前の実績数を下回ってスタートして 5 年間横ばいである。また 5 年間の収支は毎年同額である。指定管理者としてこの施設をどのようにアピールして県民に利用してもらうか、どのように経費縮減を進めるかなどの意欲が感じられない。県もこのような計画が出されたことに対しなんらかの指導や助言ができるはずである。

## 第2章 県庁行政庁舎の使用許可について

### I. 監査の実施方針

#### 1. 監査の着眼点

- ・ 県行政庁舎の中から本庁行政庁舎（以下「行政庁舎」とする）の使用許可について、使用許可手続が鹿児島県財産に関する条例（以下「条例」とする）・公有財産規則（以下「規則」とする）等に準拠しているか。
- ・ 特に県が定める使用目的に合致する使用者を許可しているか。
- ・ 行政庁舎の使用者と県との取引について、鹿児島県会計規則をはじめとする諸規則に準拠しているか。

なお、監査手続についてはⅢ. 以降の各項目に記載している。



鹿児島県 本庁行政庁舎外観

### II. 行政庁舎の概要

#### 1. 概要

行政庁舎は、議会庁舎及び警察庁舎とともに平成8年10月に建設された延床面積78,567㎡、総工費約362億円、地上18階地下1階の鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）の建物であり、行政庁舎の中央に1階から地上18階までのアトリウム（吹き抜け空間）があるのが特徴である。

県民に親しみやすく開放された庁舎とするために、1階のエントランスホールから2階の県民ホールまで連続した空間設計となっており、さらに桜島の眺望を確保するだけでなく、東側緑地ゾーンと視覚的にも空間的にも連続した構成となっている。

## 2. 地方自治法上の行政庁舎の取扱い

地方公共団体の有する財産は公有財産、物品及び債権並びに基金（地方自治法第 237 条（以下「法」とする））に区分されるが、県庁庁舎は公有財産の不動産に分類される（法第 238 条第 1 項 1 号）。

また、行政庁舎は公用または公共用に供する公有財産であることから、行政財産に分類される（法第 238 条 3 項 4 項）。

財産 (法第 237 条)	公有財産 (法第 238 条 第 1 項)	不動産 (第 1 号)	土地 土地の定着物(建物、工作物、立木等)
		動産	船舶、浮漂、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機(第 2 号)
			不動産及び上記動産の従物(第 3 号)
		その他	
財産 (法第 237 条)	物品		
	債権		
	基金		

区分		定義	主なもの
行政財産	公用財産	地方公共団体が、その事務又は事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする財産	本庁行政庁舎、議会棟、研究所、実習船など
	公共用財産	住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする財産	道路、病院、学校、図書館等の敷地及び建物など
普通財産		行政財産以外の全ての公有財産	貸付や売却を目的とした不動産など

## 3. 行政財産の使用許可と貸付

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用または貸付を行うことができ（法第 238 条の 4 第 2 項）、同様にその使用を許可することができる（法第 288 条の 4 第 7 項）。この場合、普通地方公共団体は、許可を受けてする行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することが出来るとされている（法第 225 条）。

鹿児島県財産に関する条例においても同様に、行政財産が他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときや知事が特に必要と認めるときにおいて、これを無償又は時価よりも低い金額で貸付けることができるものと定めている（条例第 5 条、第 6 条の 2）。

上記に基づく行政目的を妨げないで使用するを、以下「目的外使用」という。

### III. 行政庁舎の目的外使用許可について

#### 1. 使用目的、使用期間及び減免基準の概要

行政庁舎は「II. 行政庁舎の概要」で述べたように、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（法第238条の4第7項）。利用できる使用目的及び使用許可期間は以下のとおりである。

No.	使用目的	期間 (最長)
1	職員、学生又は入院患者等の福利厚生のため、又は施設利用者の利便等のため、食堂・売店(自動販売機を含む。)又は理髪店等を設置する場合	3年
2	公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他公の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用する場合	1年
3	道路にガス管を敷設させる場合等のように、当該行政財産を水道事業、電気事業、公衆電話事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合	5年
4	県の機関の効用を高め、県に使用させる目的で設置等をする場合	3年
5	臨時的に人及び自動車等の通路の用に供する場合	1年
6	災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用する場合	1年
7	国又は他の地方公共団体がその公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合	3年
8	県の事務事業を補佐し、又は代行する公共的団体等又はいわゆる県の外郭団体が補佐又は代行する事務事業の用に使用する場合	3年
9	港湾、漁港等公共の用に供される施設の機能を発揮し、又は増進するためやむをえないと認められる場合	3年
10	前各号に掲げるもののほか、知事が特に支障がないと認める場合	1年

使用料の減免基準は以下のとおりである。

No.	使用料の減免(限度)
1	国及び他の公共団体が公用又は公共用に供する場合であって、県と共同して又は県の要請による事務又は事業を行うときに使用するとき: 10/10
2	公共団体、公共的団体その他の者が県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業を行うために使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合: 10/10 専用の事務室ではなく使用面積が小規模(9.0㎡未満)又は収益事業の総収入割合が1/2未満のとき
3	公共団体、公共的団体その他の者が県の事務又は事業に直接関連のある公益も目的とした事務又は事業を行うために使用する場合であって、収益事業の総収入割合が1/2以上のとき: 1/2

No.	使用料の減免(限度)
4	職員、学生又は入院患者等の福利厚生のため、又は施設利用者の利便等のため、食堂・売店(自動販売機を含む。)又は理髪店等を設置するとき:1/2 特に必要と認められる場合:10/10
5	地方職員共済組合及びその他職員の団体が、その事務又は事業の用に直接供するために使用するとき:10/10
6	地方職員共済組合等が県の職員の住宅敷地の用に供するとき:10/10
7	生活協同組合及び職員の労働組合が直接事務室の用に供するとき:10/10
8	県の施設への引込み専用の電柱等敷として使用するとき:10/10
9	公共団体、公共的団体その他の者が、当該県有地等に由来する記念碑又は県の事務及び事業に直接かかわりのある記念物を設置するために使用するとき:10/10

## 2. 使用料の算定方法

### (1) 使用料の算定方法

行政庁舎の使用料は、その時価評価額に100分の8を乗じた金額を標準年額としている(条例第7条1項)。行政庁舎の使用料は、1㎡当たり年間7,529.5円である。

#### 1) 時価評価額の算定

県有建物等評価要領((以下「評価要領」とする))に基づき算定

$$\begin{aligned}
 \text{時価評価額 (㎡当たり)} &= P \times D (1 - B) \times E \\
 &= 123,842 \times 0.76 \times (1 - 0) \times 100\% \\
 &= 94,119 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

#### 2) 使用料の算定

$$\begin{aligned}
 \text{目的外使用料 (年額)} &= 94,119 \text{ 円/㎡} \times 8/100 \times \text{使用面積} \\
 &= 7,529.5 \text{ 円/㎡} \times \text{使用面積}
 \end{aligned}$$

記号の意味	評価要領	算定過程	算定結果
P:基準価格	平成20年度に建築課と財政課と合意に達した内部資料による単価を採用する。	実務上は、平成21年度予算要求のための建築基準単価で求められている。行政庁舎の建物種別は庁舎Bの構造S(鉄骨造)に該当し、123,842円/㎡となる。	123,842
D:残存率	「別表第1 経年による残存率表(建物・工作物)」で経過年数を算定 「別表第2 建物耐用年数(N)及び残存率(R)表」で耐用年数と残存率(耐用年数経過後)を算定	経過年数は平成8年に建設されたため12年 行政庁舎は鉄骨造のため、耐用年数:40年、残存率(耐用年数経過後):20%である。	0.76



記号の意味	評価要領	算定過程	算定結果
B:減失率	建物構成部材が滅失している場合に、補修のために必要な経費と基準価格に対する比率とする。	建物構成部材も滅失はない。	0
E:利用効率	利用効率を修正しない場合を100%として、山間へき地等の場合等に修正	修正する必要はない。	100%

(2) 使用料算定の監査手続

平成 20 年度の使用料が、条例・評価要領に基づいて算定されているか検討した。

(3) 使用料算定の監査結果

平成 20 年度の使用料は、条例・評価要領に基づいて算定されていた。

○行政庁舎使用料の合理性【意見】

時価評価の算定要素である P（基準価格）は経年・滅失等の考慮する前の時価評価額であるため、1 m<sup>2</sup>当たりの再調達価格と対応する。

使用料算定の基礎となっている P をもとに行政庁舎の再調達価格を算定すると、

$$\text{行政庁舎の再調達価格} = 123,842 \text{ 円/m}^2 \times 78,567.5 \text{ m}^2 = 9,729 \text{ 百万円}$$

となるが、これは実際の総工費 36,253 百万円の 26%に過ぎない。

P で算定した再調達価格と実際の総工費が著しく相違する理由は、大規模工事は一般の建物よりも延床当たりの施工単価が高くなるが、行政庁舎のような大規模庁舎に適合した P の設定がないからである。

よって、行政庁舎に適合する P（基準価格）を設定する必要がある。

なお、行政庁舎に近接している鹿児島県市町村自治会館の使用料は 1 m<sup>2</sup>当たり年間 23,148 円であり、行政庁舎の目的外使用料と比較して約 3 倍の水準である。

なお、県はこのような試算に対して、次のような反論を寄せた。

・使用料の算定にあたっては、県内のどの行政庁舎においても一定基準（面積あたり一定額）で算定することが適切であるという基本的な考え方がある。よって、エントランスや 18 階展望ロビー、屋上ヘリポートなどの建設コストを含む本庁行政庁舎の総工費と関連づけたこの分析は、有意義ではない。

確かに、他の行政庁舎と異なる機能を付加している本庁行政庁舎であるから、単純な面積割りから算出した使用料は不適切な面もあるであろう。庁舎建設コストをそのまま反映した使用料を徴収することになれば、負担増に耐えかねて行政庁舎に退去する民間団体等も出てきて行政活動にも支障が出るかもしれない。

しかし、行政庁舎にいくらお金がかかろうがかかるまいが、その使用料が一定額である

というのは県民の感覚では承服できないのではないか。安く作ったのなら使用料は安く、高くなってしまったのならその使用料は高く設定すべきであろう。どこでも一定というのは悪平等であり、無理に一定にしたことのしわ寄せは結局県民が納税という形で負担しなければならない。庁舎内に使用許可を求める団体等には、結局県民が負担しているコストに合わせた使用料を求めるべきで、P（基準価格）は実際のコストを反映したしかるべき調整がなされるべきである。

### **3. 使用料の納付**

#### **(1) 使用料の納付**

使用料の納付は前納が原則であり、使用を開始する日までにその全額を納付しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、または分割して納付することができる。(規則第 30 条)

#### **(2) 使用料納付の監査手続**

- 1) 平成 20 年度の使用料、光熱水費について、条例・規則に基づいて請求しているか確かめた。
- 2) 平成 20 年度の使用料、光熱水費について入金確認を実施し、平成 20 年度末で納付が延滞しているものがないか確かめた。

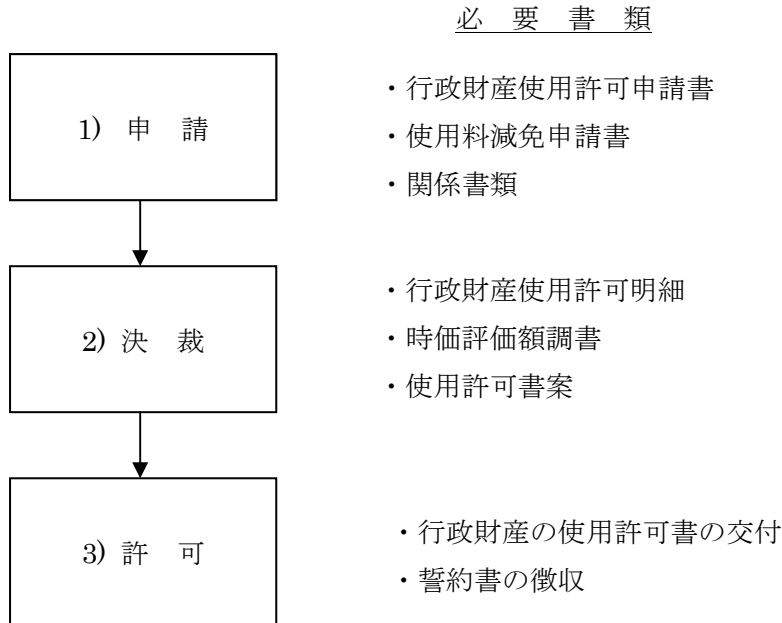
#### **(3) 使用料納付の監査結果**

- 1) 使用料、光熱水費について、条例・規則に基づいて請求されていた。
- 2) 平成 20 年度のすべての使用料、光熱水費の入金がなされており、平成 20 年度末時点で滞納しているものはなかった。

#### 4. 目的外使用許可の手続

##### (1) 目的外使用許可のフロー

目的外使用許可のフローの概要は、以下のとおりとなる。



##### (2) 目的外使用許可の監査手続

平成 20 年度の目的外使用許可について、規則等に従って申請及び使用許可手続が行われているか検討した。

行政庁舎の目的外使用している 59 団体のうちサンプリングで抽出した以下の 13 団体について、使用状況の視察を実施した。

No.	目的外使用者名	使用目的	許可面積 (㎡)	所轄課
7	(財)鹿児島県職員互助会	事務所	13.20	職員厚生課
20	鹿児島県農業改良普及職員協議会	事務所	3.30	経営技術課
22	鹿児島県農業改良普及研究会	事務所	6.60	経営技術課
23	鹿児島県農業経営者クラブ	事務所	3.30	経営技術課
25	鹿児島県園芸振興協議会	事務所	6.60	農産園芸課
26	鹿児島県米消費拡大推進協議会	事務所	3.30	農産園芸課
27	(社)鹿児島県茶生産協会	事務所	3.30	農産園芸課
28	(社)鹿児島県糖業振興協会	事務所	6.60	農産園芸課
44	かごしま国際農友会	事務所	3.30	経営技術課
46	鹿児島県水田農業推進協議会	事務所	6.60	農産園芸課
49	(社)鹿児島県農業システム開発センター	事務所	6.60	農政課
50	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	事務所	134.03	農村振興課
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	事務所	3.30	経営技術課

### (3) 目的外使用許可の監査結果

以下の事項を除き、平成 20 年度の目的外使用許可は、規則等に従って申請及び使用許可手続が適正に行われていた。

視察した 13 団体については、使用許可内容と異なる使用を行っている団体はなかった。

#### ○行政財産使用許可申請書の面積と相違する使用許可【指摘事項】

鹿児島県農業環境協会の使用許可について、行政財産使用許可申請書の使用面積が 6.6 m<sup>2</sup>とされているのに対して、使用許可された面積が 13.2 m<sup>2</sup>となっていた。これは、申請書類の書き間違いによるものであり、庁舎管理課はその間違いに気づき指摘の上使用許可を与えたものの、申請書の訂正もしくは再提出を求めなかった。

根拠となる申請書と不一致のまま、県の最初の手続が進められたことになるため、不適切な対応と言わざるを得ない。県側の適切なチェックが効き誤りを未然に防いだ点は認めるが、申請書の訂正を求めなかったことは改善すべき点である。

#### IV. 目的外使用許可を受けている使用者

行政庁舎の目的外使用許可を受けている使用者は、平成 21 年 4 月 1 日現在以下の 59 者であり、使用目的、許可面積、県庁の所轄課及び使用料減免割合は以下のとおりである。

No.	目的外使用者名	使用目的	許可面積 (㎡)	所轄課	使用料 減免割合
1	鹿児島県職員生活協同組合	事務室, 理美容店, 倉庫, 売店, 自動販売機等	755.41	庁舎管理課	50%
2	鹿児島国際観光(株)	レストラン	251.65	庁舎管理課	50%
3	(有)アール・エス・エス県庁書店	書籍・印紙販売	53.24	庁舎管理課	50%
4	笹山幸芳	時計・文具店	9.28	庁舎管理課	50%
5	西満	靴修理店	6.00	庁舎管理課	50%
6	伊田食品(株)	県職員食堂, 喫茶店	1,087.56	庁舎管理課	50%
7	(財)鹿児島県職員互助会	事務所	13.20	職員厚生課	100%
8	地方職員共済組合鹿児島県支部	事務所	26.40	職員厚生課	100%
9	地方公務員災害補償基金鹿児島県支部	事務所	6.60	職員厚生課	100%
10	鹿児島県広報協会	事務所	3.30	広報課	100%
11	(財)自治体国際化協会鹿児島県支部	事務所	3.30	国際交流課	100%
12	鹿児島県統計協会	事務所	3.30	統計課	100%
13	(財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会	事務所	6.60	生活・文化課	100%
14	鹿児島県金融広報委員会	事務所	6.60	生活・文化課	100%
15	鹿児島県交通安全母の会連合会	事務所	3.30	生活・文化課	100%
16	鹿児島ユネスコ協会	事務所	3.30	生活・文化課	100%
17	(社)鹿児島県水道協会	事務所	3.30	生活衛生課	100%
18	(社)鹿児島県食品衛生協会	事務所	3.30	生活衛生課	100%
19	(社)発明協会鹿児島県支部	事務所	3.30	産業立地課	100%
20	鹿児島県農業改良普及職員協議会	事務所	3.30	経営技術課	100%
21	鹿児島県農業環境協会	事務所	13.20	食の安全推進課	100%
22	鹿児島県農業改良普及研究会	事務所	6.60	経営技術課	100%
23	鹿児島県農業経営者クラブ	事務所	3.30	経営技術課	100%
24	鹿児島県農産物加工推進懇話会	事務所	6.60	食の安全推進課	100%
25	鹿児島県園芸振興協議会	事務所	6.60	農産園芸課	100%
26	鹿児島県米消費拡大推進協議会	事務所	3.30	農産園芸課	100%
27	(社)鹿児島県茶生産協会	事務所	3.30	農産園芸課	100%
28	(社)鹿児島県糖業振興協会	事務所	6.60	農産園芸課	100%
29	鹿児島県養蜂協会	事務所	3.30	畜産課	100%
30	鹿児島県国土調査推進協議会	事務所	3.30	農地建設課	100%
31	鹿児島県内水面漁業協同組合連合会	事務所	3.30	水産振興課	100%
32	鹿児島県漁港漁場協会	事務所	3.30	漁港漁場課	100%
33	(財)日本道路交通情報センター	事務所	3.30	道路維持課	100%
34	(社)鹿児島県広告協会	事務所	3.30	都市計画課	100%
35	(財)鹿児島県育英財団	事務所	72.18	総務福利課	100%
36	公立学校共済組合鹿児島支部	事務所	19.80	総務福利課	100%

No.	目的外使用者名	使用目的	許可面積 (㎡)	所轄課	使用料 減免割合
37	鹿児島県学校保健会	事務所	3.30	保健体育課	100%
38	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	事務所	3.30	共生・協働推進課	100%
39	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	事務所	6.60	社会教育課	100%
40	鹿児島県公民館連絡協議会	事務所	3.30	社会教育課	100%
41	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	事務所	3.30	社会教育課	100%
42	自治労鹿児島県関係職員労働組合	事務所	230.06	庁舎管理課	100%
43	鹿児島県農業会議	事務所	120.16	農村振興課	100%
44	かごしま国際農友会	事務所	3.30	経営技術課	100%
45	鹿児島県肉用牛振興協議会	事務所	3.30	畜産課	100%
46	鹿児島県水田農業推進協議会	事務所	6.60	農産園芸課	100%
47	鹿児島県黒豚生産者協議会	事務所	3.30	畜産課	100%
48	鹿児島県傷痍軍人会	事務所	43.60	社会福祉課	100%
49	(社)鹿児島県農業システム開発センター	事務所	6.60	農政課	100%
50	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	事務所	134.03	農村振興課	100%
51	郵便局株式会社九州支社	店舗及び ATM の設置	114.84	庁舎管理課	減免無し
52	九州労働金庫鹿児島県庁支店	店舗及び ATM の設置	84.53	庁舎管理課	減免無し
53	(株)南日本銀行県庁支店	店舗及び ATM の設置 倉庫の設置	120.23	庁舎管理課	減免無し
54	(株)鹿児島銀行	店舗及び ATM の設置	462.67	庁舎管理課	減免無し
55	鹿児島県九州青年の船の会	事務所	3.30	青少年男女共同 参画課	100%
56	鹿児島ポータルネッサンス 21	事務所	3.30	港湾空港課	100%
57	鹿児島県防災行政無線運営協議会	事務所	3.30	危機管理防災課	100%
58	第 28 回全国都市緑化かごしまフェア	事務所	3.30	都市計画課	100%
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	事務所	3.30	経営技術課	100%

使用者数を種類ごとに示すと下表のとおりである。

種類	使用者数
個人	2
有限会社	1
株式会社	5
労働金庫	1
労働組合	1
生活協同組合	1
特別法に基づく法人	4
社団法人	6
財団法人	5
人格のない社団	33
合計	59

## 1. 使用目的と減免基準の準拠性の検討

### (1) 使用目的及び減免状況で分類

使用者を、使用目的別及び減免状況で分類すると以下のようになる。

No.	使用目的	使用料の減免状況	使用者数	利用期間 (年)
1	職員、学生又は入院患者等の福利厚生のため、又は施設利用者の利便等のため、食堂・売店(自動販売機を含む。)又は理髪店等を設置する場合:以下この使用者を福利厚生目的の使用者とする。	a 減免なし	4	3
		b 職員、学生又は入院患者等の福利厚生のため、又は施設利用者の利便等のため、食堂・売店(自動販売機を含む。)又は理髪店等を設置する場合:1/2	6	3
		c 生活協同組合及び職員の労働組合が直接事務室の用に供するとき:10/10	2	3
		小計	12	
8	県の事務事業を補佐し、又は代行する公共的団体等又はいわゆる県の外郭団体が補佐又は代行する事務事業の用に使用する場合:以下この使用者を公共的団体等とする。	減免なし	0	—
		a 専用の事務室ではなく使用面積が小規模(9.0㎡未満):10/10	39	3
		b 収益事業の総収入割合が1/2未満のとき:10/10	5	3
		c 地方職員共済組合及びその他職員の団体:10/10	4	3
		小計	48	
合 計 ※2			60	

※上表左列の番号は、Ⅲ. 1 「使用目的、利用期間及び減免基準の概要」と対応している。

※2 鹿児島県職員生活協同組合は、事務所を1件、店舗を1件としてカウントしている。

上記のように、行政庁舎の使用目的は福利厚生目的と公共的団体等の使用に大別できることがわかる。

#### 1. 福利厚生目的の使用者

- a. の使用料は、いずれも金融機関である。
- b. の使用者は、4 団体及び個人 2 名であり、売店・理美容店・県職員食堂・レストラン等を営んでいる。使用料は、すべて限度額最大の 1/2 減免扱いとなっている。
- c. の使用者は、鹿児島県職員生活協同組合及び自治労鹿児島県関係職員労働組合であり、使用料については限度額最大の全額免除を認めており無償で使用させている。

#### 8. 公共的団体等

- a. の使用者は、使用面積が 9.0 ㎡未満の小規模団体（以下小規模団体とする）であり、所轄課の机を 1 台または 2 台使用している状況である。
- b. の使用者は、収益事業の総収入割合が 1/2 未満で比較的規模が大きい団体である。
- c. の使用者は、県職員互助会、共済組合 2 団体、災害補償基金で、県職員の福利厚生目的のために設置された団体である。

(2) 実施した監査手続

- 1) 平成 21 年 4 月 1 日現在、行政庁舎の目的外使用許可を受けている 59 者が、法律・条例・規則に準拠した使用目的及び利用期間で使用許可されているか確かめた。
- 2) 平成 21 年 4 月 1 日現在、減免措置を受けている 55 者が、法律・条例・規則に定められた減免基準を満たしているか確かめた。特に公益的団体等においては、減免基準のいわゆる公益性要件を満たしているか確認するために以下の手続を実施した。
  - ・ 財務諸表類の 3 期分の閲覧
  - ・ 平成 20 年度の活動報告書閲覧
  - ・ 県に設置しなければならない理由の確認
  - ・ 同様の団体の他県の状況の確認

(3) 監査結果

- 1) 平成 21 年 4 月 1 日現在、行政庁舎の目的外使用許可を受けている 59 者は、法律・条例・規則に準拠した使用目的、利用期間で使用許可されていた。
- 2) 平成 21 年 4 月 1 日現在、減免措置を受けている 55 者は、法律・条例・規則に定められた減免基準を満たしていた。

○公共的団体等の検討【意見】

公共的団体とは、県の政策や施策を効率よくかつ効果的に実施できるようにするために組織化された団体と考えてよい。そのために、県と市町村で構成される団体、あるいはそれに民間の業界団体、たとえば業種別団体、経営者団体、消費者団体などが加わることもある。いずれも県が主たる構成員であり、県の施策と結びついているため行政庁舎にある意義はある。そして行政庁舎内に組織された団体はほぼすべてこの区分に含まれると考えられる。

そのような理解のもと（社）鹿児島県広告協会を例に挙げてここで検討する。

（社）鹿児島県広告協会は県内で広告業を営む法人等で構成され、鹿児島市及び鹿屋市より違反広告物簡易除却作業及び棄却作業を、鹿児島市より公共掲示板、はり紙専用広告塔保守点検清掃作業を受託し、都市の美観風致の維持向上と産業経済の発展に寄与すべき活動を行っている法人である。

当協会が現在担当している業務の歴史を顧みれば、屋外広告関係事務を平成 14 年までは鹿児島県の土木事務所で、それ以降は権限委譲された各市町村で行っており、そうした中、



当協会が簡易除却等の業務を受託してきた経緯があり、また、県が行う屋外広告物講習会において、講師派遣（施工に関する事項）に協力しており、県が実施すべき事務作業を補佐しているもの、若しくは代行しているものであり、県庁の目的外使用許可を受けてしかるべきものと考えられる。

しかしながら、あくまでも協会は広告業を営む法人等によって結成された社団法人であり、鹿児島県は協会の正会員や賛助会員としての地位を有しているものではなく、その運営においては鹿児島市と鹿屋市からの業務の受託による一定規模の収入を得ている状況である。直近の決算書を見る限り収支差額は少なく、結果として潤沢な正味財産は持ち得ていない状況であるが、社団法人としての管理運営能力を發揮して収支を改善し、自主的な事務所運営を行っていくことが望ましいものとする。

## 2. 公共的団体等と県の取引実績の検討

### (1) 平成20年度の公共的団体等と県の取引実績

公共的団体等と平成20年度の県との取引は以下のとおりである。

(単位:千円)

NO	目的外使用者名	面積 (㎡)	所轄課	補助金	委託料	負担金
7	(財)鹿児島県職員互助会	13.20	職員厚生課		6,985	
8	地方職員共済組合鹿児島県支部 ※1	26.40	職員厚生課		45,398	
9	地方公務員災害補償基金鹿児島県支部 ※1	6.60	職員厚生課			
11	(財)自治体国際化協会鹿児島県支部	3.30	国際交流課			23,000
12	鹿児島県統計協会	3.30	統計課			133
14	鹿児島県金融広報委員会	6.60	生活・文化課			214
18	(社)鹿児島県食品衛生協会	3.30	生活衛生課		8,040	
19	(社)発明協会鹿児島県支部	3.30	産業立地課		441	
21	鹿児島県農業環境協会	13.20	食の安全推進課			216
25	鹿児島県園芸振興協議会	6.60	農産園芸課	8,300		
26	鹿児島県米消費拡大推進協議会	3.30	農産園芸課			630
28	(社)鹿児島県糖業振興協会 ※2	6.60	農産園芸課			20,000
29	鹿児島県養蜂協会	3.30	畜産課	1,350		
31	鹿児島県内水面漁業協同組合連合会	3.30	水産振興課	635	150	
33	(財)日本道路交通情報センター	3.30	道路維持課		14,200	
35	(財)鹿児島県育英財団 ※2	72.18	総務福利課	32,851		
36	公立学校共済組合鹿児島県支部	19.80	総務福利課		26,581	
37	鹿児島県学校保健会	3.30	保健体育課	1,680		
38	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	3.30	社会教育課	860		
39	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	6.60	社会教育課	570		
40	鹿児島県公民館連絡協議会	3.30	社会教育課	240		
41	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	3.30	社会教育課	336		
43	鹿児島県農業会議	120.16	農村振興課	23,758		

(単位:千円)

NO	目的外使用者名	面積 (㎡)	所轄課	補助金	委託料	負担金
45	鹿児島県肉用牛振興協議会	3.30	畜産課			2,074
46	鹿児島県水田農業推進協議会	6.60	農産園芸課	3,580		
48	鹿児島県傷痍軍人会	43.60	社会福祉課	420		
49	(社)鹿児島県農業システム開発センター	6.60	農政課			50
50	(社)鹿児島県農業・農村振興協会 ※2	134.03	農村振興課	29,699		4,500
55	鹿児島県九州青年の船の会	3.30	青少年男女共同参画課		5,775	
56	鹿児島ポートルネッサンス 21	3.30	港湾空港課			150
57	鹿児島県防災行政無線運営協議会	3.30	危機管理防災課			232
58	第28回全国都市緑化かごしまフェア ※3	3.30	都市計画課			44,188
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	3.30	経営技術課	11,429		

※1 地方職員共済組合鹿児島県支部及び地方公務員災害補償基金鹿児島県支部に対しては、上記以外に共済費がそれぞれ 9,113 百万円、192 百万円発生している。

※2 (社)鹿児島県糖業振興協会、(財)鹿児島県育英財団及び(社)鹿児島県農業・農村振興協会については、第1章「予算執行について」についての監査の対象である。

※3 第28回全国都市緑化かごしまフェアは、事務局が平成21年4月1日に設立されたため平成21年度予算額を記載している。

公共的団体等は県の業務補佐または代行する事業を実施しているため、公共的団体等48団体のうち33団体は県と取引が発生している。ただし、取引金額自体は比較的小さく、県の財政状況悪化に伴い減少あるいは廃止の傾向にある。

## (2) 実施した監査手続

公共的団体等と県との取引については、平成20年度の1件当たり1,000千円以上の下記の取引について、県側の支出負担行為とその資料を閲覧した。

(単位:千円)

No.	目的外使用者名	取引名	歳出科目	金額
7	(財)鹿児島県職員互助会	鹿児島県職員庁内診療業務委託	委託料	6,985
8	地方職員共済組合鹿児島県支部	人間ドック業務委託契約	委託料	45,398
11	(財)自治体国際化協会鹿児島県支部	自治体国際化協会分担金	負担金	23,000
18	(社)鹿児島県食品衛生協会	食品衛生に関する調査指導業務等委託	委託料	8,040
25	鹿児島県園芸振興協議会	かごしま園芸産地総合対策事業補助金	補助金	8,300
29	鹿児島県養蜂協会	みつ源増殖補助事業	補助金	1,350
33	(財)日本道路交通情報センター	道路情報に関する業務委託	委託料	14,200
36	公立学校共済組合鹿児島支部	県定期健康診断代替検診業務委託	委託料	26,581
37	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会事業費補助金	補助金	1,680
43	鹿児島県農業会議	農業会議費補助事業補助金	補助金	23,758
45	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会負担金	負担金	2,074

(単位:千円)

No.	目的外使用者名	取引名	歳出科目	金額
46	鹿児島県水田農業推進協議会	新需給調整システム促進活動事業補助金	補助金	3,580
55	鹿児島県九州青年の船の会	ユースウイングかごしま事業委託	委託料	5,775
59-1	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	認定農業者育成支援事業補助金	補助金	1,429
59-2	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	集落営農育成支援事業補助金	補助金	10,000

### (3) 監査結果

以下の事項を除き、県との取引は条例、規則等に準拠していた。

#### ○人間ドック業務委託契約における委託単価の相違について【指摘事項】

##### i) 人間ドック業務委託契約

地方職員共済組合鹿児島県支部（以下「共済組合」とする）は、保健事業として人間ドックを実施している。

県は労働安全衛生法上、事業主として職員に定期健康診断を受診させる義務があるが、定期健康診断の内容は人間ドックに含まれており県職員が両方を受診するのは効率的ではない。このような背景があるため、県は共済組合と1者随意契約している。

##### ii) 問題の所在及びそのてん末

定期健康診断の内容は、人間ドックの実施項目の中に含まれている。各単価は、人間ドック 27,682 円、定期健康診断 13,841 円であり人間ドックの単価は定期健康診断の単価の 2 倍である。

本来であれば、県の受診義務範囲である定期健康診断の単価で業務委託契約とすべきであったが、実際は人間ドックの単価で締結し、受診人数を調整して定期健康診断単価で契約した場合の委託費総額で合わせていた。これは、共済組合が県に提出した請求書の請求人数及び人間ドック受診結果名簿が事実と異なっていたということを意味している。

このような事象が発生したのは、共済組合は県職員の兼務・併任が主体となって構成されており、実態としては同じ所轄課内の県職員が双方の委託契約の当事者であるからであることも一因である。

項目	単位	県への請求資料	実際
受診者1人当たりの委託単価	円	27,682	13,841
請求人数（受診結果名簿人数）	人	1,640	3,280
委託費総額	千円	45,398	45,398

なお、平成21年度より定期健康診断のかかる費用を請求単価としており、改善が図られている。

○職員診療所の必要性について【意見】

県は職員診療所の設置理由について、緊急時における傷病者への対応、職員が容易に受診でき短期間に職務に復帰できる利便性、慢性疾患等の職員の健康管理のために役に立つことを存続理由としているが、利便性については現在の県庁行政庁舎の近隣には病院もあることから特になくとも支障はない。また、1日の職員診療所の利用者は、通常受診の10人程度に加えて、血圧測定・マッサージ器利用者・体脂肪計測・体調不良のための一時休息等を加えても20人程度であるため費用対効果では疑問が残る。

委託費を除いた実際の採算は毎期赤字であり、上記のように特に必要性が認められない状況では県が委託費を拠出する根拠に乏しいと考えざるを得ない。

よって、職員診療所について行政庁舎の有効利用、県職員の必要性及び費用対効果という面から存続を検討すべきと考える。

職員診療所の利用者数及び収支等の推移 (単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	前年度比較
利用者数 (人)	2,197	2,064	1,672	△ 392
収入	22,315	22,392	16,553	△ 5,839
県委託金	11,396	11,253	6,985	△ 4,268
診療報酬①	10,739	11,139	9,568	△ 1,571
支出②	16,672	18,178	21,484	3,106
収支差額	5,643	4,214	△ 4,731	△ 8,945
実際の採算①-②	△ 5,933	△ 7,039	△ 11,716	△ 4,677

### 3. 公共的団体等と県職員の職務従事手続の検討

(1) 県職員が公共的団体等の職務に従事する際の制限

原則として県職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、県がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。(地方公務員法第 35 条)。しかし、次の方法で公共的団体等の職務に従事することは可能である。以下、今回の監査対象となった内容に沿って説明する。

職務従事	定義	手続
兼務 (公共的団体での事務従事)	県職員ではあるが、公共的団体等の職務に従事すること。	無報酬で他の団体事務に従事する場合は、職務専念義務免除処理簿による承認手続
併任 (共済組合併任)	県職員ではあるが、併せて共済組合から任命され共済組合の職務に従事すること。 (給与は共済組合が支給)	共済組合から発令
派遣 (公益的法人派遣)	県職員ではあるが、県から公益的法人に派遣され、その法人の職務に従事すること。	団体と県で協議し、派遣協定を締結、協定締結後職員を派遣している。

なお、県 OB の就業については特に制限はなく、特段の手続も発生しない。

また知事、副知事も公益的団体等の職務に従事することがあるが、地方公務員法 142 条及び 146 条により兼業の制限はないことから、特段の手続も発生しない。

## (2) 公共的団体等と県の人的関係

公共的団体等のうち、プロパー職員で構成されている団体は非常にまれである。団体のほとんどは県との人的関係が深く、県の職務と兼務・併任している職員、県から派遣されている職員及び県 OB が職務に従事している。

下記の表よりわかることは、目的外使用許可を受けている団体は、所轄課の県職員が主体となっており、目的外使用許可により使用している者はプロパー事務書記やパート職員でありむしろ補助的な役割を担っているケースが多いということである。

(単位：人)

No.	団体名	役員	内数			職員	内数			
			兼務併任	県 OB	知事副知事		兼務併任	県 OB	派遣	知事副知事
7	財団法人鹿児島県職員互助会	22	13			11	7			
8	地方職員共済組合鹿児島県支部	15	7			20	15		2	
9	地方公務員災害補償基金鹿児島県支部					18	16			2
10	鹿児島県広報協会	2	2			6	6			
11	財団法人自治体国際化協会鹿児島県支部	1	1			2	2			
12	鹿児島県統計協会	4	3		1	16	16			
13	財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会	12		6						
14	鹿児島県金融広報委員会	81	13		2	2	2			
15	鹿児島県交通安全母の会連合会	14				1				
16	鹿児島ユネスコ協会	21	1							
17	社団法人鹿児島県水道協会	13	1			3	2			
18	社団法人鹿児島県食品衛生協会	41				1				
19	社団法人発明協会鹿児島県支部	22	6		1	5	4			
20	鹿児島県農業改良普及職員協議会	3	3			3	2			
21	鹿児島県農業環境協会	13	4			11	7	3		
22	鹿児島県農業改良普及研究会	3	3			2		1		
23	鹿児島県農業経営者クラブ	4				3	2			
24	鹿児島県農産物加工推進懇話会	15								
25	鹿児島県園芸振興協議	4	2			15	13	1		

No.	団体名	役員	内数			職員	内数			
			兼務 併任	県 OB	知事 副知事		兼務 併任	県 OB	派遣	知事 副知事
	会									
26	鹿児島県米消費拡大推進協議会	5	1			9	9			
27	社団法人鹿児島県茶生産協会	29	1			6	5			
28	社団法人鹿児島県糖業振興協会	16	2			8	6	1		
29	鹿児島県養蜂協会	13				1		1		
30	鹿児島県国土調査推進協議会	25				6	5			
31	鹿児島県内水面漁業協同組合連合会	6				1				
32	鹿児島県漁港漁場協会	24	1			5	4			
33	財団法人日本道路交通情報センター					1				
34	社団法人鹿児島県広告協会	11				1				
35	財団法人鹿児島県育英財団	11	3	1		12	3	2	3	
36	公立学校共済組合鹿児島支部					23	16			
37	鹿児島県学校保健会	44	7			1		1		
38	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	37			1	5	5			
39	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	5				7	5	1		
40	鹿児島県公民館連絡協議会	9				6	5	1		
41	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	19				5	5			
42	鹿児島県農業会議	3				7		1		
44	かごしま国際農友会									
45	鹿児島県肉用牛振興協議会	5			1	6	6			
46	鹿児島県水田農業推進協議会	4	1			11	9	1		
47	鹿児島県黒豚生産者協議会	14	2	2		5	4			
48	鹿児島県傷痍軍人会									
49	社団法人鹿児島県農業情報システム開発センター	9		1		3		1		
50	社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	14	2	2	1	12		6	2	
55	鹿児島県九州青年の船の会	6								
56	鹿児島県ポータルネットワーク 21	24	12		1	11	5			
57	鹿児島県防災行政無線運営協議会	13	3			6	6			
58	第 28 回全国都市緑化か	6	1		1	26	25			

No.	団体名	役員	内数			職員	内数			
			兼務 併任	県 OB	知事 副知事		兼務 併任	県 OB	派遣	知事 副知事
	ごしまフェア									
59	鹿児島県担い手・地域営 農対策協議会	3	1			12	11			
	合計	645	98	12	9	315	228	21	7	2

※人数は平成 21 年 3 月 31 日現在であり、行政庁舎だけでなく団体の合計人数を記載している。ただし、支部が行政庁舎にある団体については、鹿児島県の人数を記載している。

役員には非常勤役員を含む

役員と職員を兼務している者は、それぞれでカウントしている。

また、県職員の兼務・併任だけで構成されている公共的団体等、つまりプロパー職員がおらず、行政庁舎の目的外使用手続を要しない団体等も 64 団体存在する。

所轄部	団体数	目的外使用	兼務・併任のみ
総務部	10	9	1
企画部	17	1	17
環境生活部	1		1
保健福祉部	5	3	2
商工労働部	10	2	8
農政部	29	19	10
林務水産部	10	2	8
土木部	10	4	6
危機管理局	10	1	9
教育委員会	9	7	2
合計	111	48	64

これらの団体も含めて、県行政庁舎に事務局を設置している団体の概要を巻末資料 2. 「行政庁舎に事務局を設置している団体の概要」に記載している。

### (3) 実施した監査手続

目的外使用許可を受けている公共的団体等の兼務・併任職員及び派遣職員について、兼務・併任・派遣の手続が県の条例及び規則等に準拠しているか確かめた。

(単位：人)

No.	団体名	兼務	派遣	併任
7	財団法人鹿児島県職員互助会 ※2	20		
8	地方職員共済組合鹿児島県支部 ※2	22	2	
9	地方公務員災害補償基金鹿児島県支部 ※1※2	16		
10	鹿児島県広報協会	8		
11	財団法人自治体国際化協会鹿児島県支部 ※1	3		
12	鹿児島県統計協会	19		
14	鹿児島県金融広報委員会	15		
16	鹿児島ユネスコ協会	1		
17	社団法人鹿児島県水道協会	3		
19	社団法人発明協会鹿児島県支部	10		

No.	団体名	兼務	派遣	併任
20	鹿児島県農業改良普及職員協議会	5		
22	鹿児島県農業改良普及研究会	3		
23	鹿児島県農業経営者クラブ	2		
25	鹿児島県園芸振興協議会	15		
26	鹿児島県米消費拡大推進協議会	10		
27	社団法人鹿児島県茶生産協会	6		
28	社団法人鹿児島県糖業振興協会	8		
32	鹿児島県漁港漁場協会	5		
35	財団法人鹿児島県育英財団	6	3	
36	公立学校共済組合鹿児島支部 ※1 ※2	5		11
37	鹿児島県学校保健会	7		
39	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	5		
40	鹿児島県公民館連絡協議会	5		
41	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	5		
45	鹿児島県肉用牛振興協議会	6		
46	鹿児島県水田農業推進協議会	10		
47	鹿児島県黒豚生産者協議会	6		
50	社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	2	2	
56	鹿児島ポータルネッツァンス 21	17		
57	鹿児島県防災行政無線運営協議会	9		
58	第 28 回全国都市緑化かごしまフェア ※2	26		
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	12		
合計		292	7	11

※1 行政庁舎に支部がある団体であり、鹿児島支部について検討している。

※2 これらの団体の従事は、県のなすべき責を有する事業であるから検討対象から外している。

#### (4) 監査結果

以下の事項を除き、兼務・併任・派遣の手続が県の条例及び規則等に準拠していた。

##### ○職務専念義務免除処理簿による承認漏れ【指摘事項】

以下の団体の職員について、職務専念義務免除処理簿による承認が漏れていた。団体職務との兼務はあくまで例外的な取り扱いであるため、条例及び規則等に基づいた承認手続が必要である。

No.	団体名	兼務
19	社団法人発明協会鹿児島県支部	1
35	財団法人鹿児島県育英財団	4
37	鹿児島県学校保健会	7
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	12
合計		26

なお、鹿児島県担い手・地域営農対策協議会は、その業務を県本来の業務と判断していたため、職務専念義務免除団体指定を実施していなかったが、再度検討した結果職務専念義務免除の手続が必要と判断し、職務専念義務免除団体としての承認手続を行っている。



○公共的団体等が行っている業務と県が本来やるべき業務との関係【意見】

県と行政庁舎内の団体との業務の連携は次のように整理される。

行政庁舎内に設置された団体が行っている業務のほとんどは県が本来やるべき業務である。であるから県の職員が団体の業務として行うことはすなわち、県の本来業務を行っていることになる。しかし、団体の業務を詳細に見てゆくと、団体の成り立ちや団体自体の発展などにより県の本来業務とは異なる業務（団体独自の業務）が形成されている場合や、団体運営上必須となる予算経理事務や総会業務（団体の事務）など、県の本来業務とは言えない業務まで行っていることがある。これら本来業務と異なる業務を県の職員が行うことは、例外的な扱いとして兼任手続等が必要であり、そのために団体が雇用する事務職員を行政庁舎内で従事させるためには、目的外使用手続が求められる。

以上のように理解をし、監査を実施してきたわけであるが、各団体の中で団体独自の業務や団体の事務と県の本来業務がどのように区別され、実施されているか非常にわかりにくかった。「団体を使って県の職員がやっているのが県の本来業務」と言うような、何を説明しているかわからない定義にならざるを得ない例もみられた。また目的外使用についての定義が関係部課間で差異があったようで、調整が必要である印象を受けた。

定義や考え方が明確になっていないことで、県が団体独自の業務まで関わってしまうことになれば、県がその団体に人的補助金を出していることにもなりかねない。従事のあり方を明確に区分し説明できる仕組みを整備することが必要である。

## 第3章 各種団体等と公益法人改革

### 1. 実施したアンケートの概要

平成18年6月2日に公布された公益法人制度改革関連3法案による新公益法人制度が、平成20年12月1日から施行された。これにより既存の公益法人は、施行日から5年間の「移行期間」内に必要な申請手続を行い新制度下の各法人形態に移行することとなる。新制度が県の各種団体等でもある各法人に与える影響を把握するため、32公益法人に対してアンケートを実施した。

質問事項及び回答は以下のとおり

質問内容	回答内容
新制度下において予定している法人形態はどれか	公益社団・公益財団 22 法人
	一般社団・一般財団 2 法人
	その他の法人形態 1 法人
	解散見込み 1 法人
	移行する法人形態が未定 3 法人
移行手続の進捗度はどの程度か	① 既に申請済み、または当年度中に申請予定 1 法人
	② 次年度以降に認定または認可の申請予定 22 法人
	③ 当面認定または認可手続の予定はない、または時期が未確定（解散予定1社除く） 5 法人

32法人のうち3法人については全国組織の鹿児島支部という位置付けであることから対象外とした。

### 2. アンケート結果の検討

#### (1) 財政的影響

一般社団及び一般財団あるいはその他の法人形態に移行する法人は、現在非課税とされている預金利息、配当等にかかる源泉税（預金利息の国税15%、地方税5%、配当金の国税20%）が課税対象となるため、単純に運用財産利息収入等が20%減少する。すなわち財団法人で基金の運用果実を財源にする事業を行っているような場合には自主財源が現行の8割の規模に縮小することを意味する。事業内容の見直しや新たな財源を確保しなければ従来規模の事業の継続は難しくなると思われる。

#### (2) 公益目的支出計画

一般社団及び一般財団へ移行する法人で、純資産額が一定額を超える法人は公益目的支出計画を作成し、公益の目的のために公益目的財産額を支出しなければならない。公益目的財産額とは所定の方法に基づき計算された純資産が零となるまでの金額である。

公益目的財産額の支出先や用途は公益を目的とするとの定め以外詳細は定められていないので自治体に寄付することも支出の選択肢のひとつと考えられる。

### (3) 解散見込み法人の場合

アンケート結果から今後解散が予定されている法人が1法人あった。(法人名及び解散理由は予算執行の項において記述してある。)

これより前の平成21年3月31日において解散した各種団体等が2法人あった。

(社)鹿児島県生乳検査協会は、九州各県に存在する同様の事業を行う法人を集約することにより、同年度の臨時総会において解散を決議し約1億の正味財産を鹿児島県に寄付して清算した。

また、もうひとつの鹿児島県市町村土地開発公社は、出資金は設立時の拠出団体に返還し、剰余金は出資割合に応じて分配して清算した(県が受けた分配は出資金42百万円と剰余金約9.5百万円)。

ちなみに解散を予定している1法人の平成20年度末における純資産額は約1億5百万円であった。

### (4) 移行手続の進捗状況について

アンケート結果が示すとおり、ほとんどの法人は公益社団・公益財団への移行を計画している。しかし平成21年度内に申請予定の法人は1法人のみで、大半が平成22年度以降の申請予定であり、なかには申請年度が未定と回答された法人も数件あった。平成21年度は5年間の移行期間の実質初年度であり、まだ準備段階とも思われるが、進捗状況としては全体的にスローペースという印象を受ける。また、アンケート結果では「公益社団・公益財団に移行」と回答しているが、事業内容からみて現行のままでは本来新制度が意図する新公益法人の要件を満たさない可能性のある法人も見受けられた。申請手続作業のなかで、事業の見直しが必要になる場合も想定されるので、周到な準備のもとに計画的なスケジュールに則り、スムーズな申請手続を進めるべきである。

### (5) 計算書類の不備事項【意見】

各法人の計算書類を閲覧した中で、下記のような不備事項が散見されたので、計算書類の作成にあたっては十分留意する必要がある。

- ①監事の監査報告書が添付されていない。
- ②重要な会計方針、ならびに注記事項の記載がない。
- ③特別会計を有している場合、一般会計、特別会計を集計した総括表が作成されていない。
- ④財産目録は勘定科目の内訳を記載しなければならないにもかかわらず、貸借対照表と変わらない内容が記載されている。
- ⑤現行の公益法人会計基準に従った会計処理になっていない(旧公益法人会計基準で作成されている)。

## 第4章 最後に 【意見】

### 1. 公の仕事の担い手について

公益法人改革では、各社団法人、財団法人が有している特性を「公益性」の物差しで区分し、「公益性」が高いと認定された団体には、税制上の優遇措置とともに「公益性」を発揮する活動の推進を求めている。

これは、拡大する住民ニーズに応える立場の県庁などの行政機関が、昨今の財政危機への対応もあってむしろ守備範囲を縮小化せざるを得ない現況にあることから、それをカバーすることを期待されて、進められている動きの一つであろう。

そのような視点で今回の監査の対象である財政援助団体等を見ると、いわゆる県の外郭団体であるが民間企業をしのぐ高いサービス提供能力を自他共に誇っている団体があった。

それは、(財)鹿児島県地域振興公社である。公園管理、道路植栽管理において民間会社を超える技術力・業務遂行能力を持ち、それを県も卓越した力であると認めて、指定管理者を含む委託業務などで随意契約(指定管理者の場合、非公募特定で協定)が結ばれている。このような外郭団体の今後の展開について意見を述べたい。

公益法人改革では、このような民間と競合する分野でも強い力を持つ団体でも活躍できるように収益事業の割合を50%まで認めて自立した動きができるようになった。収益事業で団体の存続基盤を固めつつ、利潤の期待はできないが公益性の高い活動を続けることができるというもので、まさに(財)鹿児島県地域振興公社にはうってつけである。同法人は、公益財団法人の認定を受けるべく検討をすすめていると聞いている。

ただ、懸念がないわけではない。それは民間も行っている事業分野に、営利性を積極的に求めない公益財団法人という組織形態で参入し低コスト受注を行い、技術も囲い込んで民間に移転されるかどうかもわからないと言う点である。つまりこれまでの公の仕事で培ったものを武器に民業圧迫をするおそれがあるということである。

民間にいる者として上とは異なる提案をする。それは同法人を、法律等で実施することが決められている公益性の高い業務分野を除いて分社し、完全民営化するというものである。民間も行っている分野、つまり公園管理、道路植栽管理部門などを中心として事業を分離し、県民が出資する独立した営利法人にするのである。高い技術力等をてこに収益力は確実に確保できるだろうし、配当も行えば県民の一層の支持も集まるだろう。県外にも進出して外貨(鹿児島県外からの収入)を稼いでくる希有な県庁発ベンチャービジネスになり、株式公開までできれば県内が沸き立つことは間違いない。もちろん問題がないわけではない。残された公益性のみを残した法人は、当面は自立が難しく行政の関わりが続くことになる点と、新会社が経営に失敗すれば破綻するという心配である。

いずれにせよ公の仕事の担い手としてどのような転身が県民のために最善かという視点で検討が進めるべきである。

公の仕事は公的色彩の強い団体等がやらなければならない訳ではなく、公的な仕事ができる能力と責任を全うできる団体等がやればよいのである。それが公的団体だろうが民間団体だろうがかまわない。ただそのためにはフェアな競争ができる条件を整える必要がある。

## 2. 競争性の確保について

予算執行においても、庁舎使用においても、各種団体等が幅広く活躍していることが今回の監査でよく理解できた。そのために設立したのであるから当然と言えば当然であるが、入札手続や指定管理者など競争を前提とした仕組みや制度においても、「(これらの各種団体等の) ほかに実施できる団体等はない」として、これらの各種団体等が指定されることが多かった。

一般的に競争性が確保されると提供されるサービス内容は向上し、サービス提供コストは下がるのが期待される。しかし随意契約や指定管理者における非公募特定では期待できない。県の責任において競争性を補完する策を適切に準備すれば出来ないことはないが、近い関係にある県と各種団体等で可能であろうか。

それよりは、市場性、競争性にゆだねて担い手を選び、適切なモニタリングを実施する方が有効なのではないかと考える。

また、県が随意契約や指定管理者における非公募特定理由で用いる「(これらの各種団体等の) ほかに実施できる団体等はない」という言い方は、すなわち、それぞれの分野で県自身が各種団体等に多くを頼りすぎていた、ということではないだろうか。鹿児島県では行政機関が最大の産業であると揶揄されることがあるが、民間部門の活性化でその見解を覆そうではないか。そのためにも、規制や前例の見直しを徹底的に進め、競争性の確保を進めるべきである。

## 3. 行政庁舎について

庁舎目的外使用についての監査対象である行政庁舎について、述べる。

移転前の旧行政庁舎の延床面積は 28,949 m<sup>2</sup> (本館他 5 棟の別館で構成) と、現行政庁舎と比較すると 4 割弱の規模であったため、庁舎内職員 1 人当たり執務室面積は 5.6 m<sup>2</sup> しかなく会議室や書庫・倉庫等も不足している状態であった。さらに、約 50 年の間に増築を重ねた結果、庁舎内が迷路のような状態でもあったが、現行政庁舎はひとつの建物に集約されており旧行政庁舎と比較すると十分な執務面積も確保されている。

九州各県の行政庁舎の職員数、延床面積、利用効率及び職員 1 人当たりの延床面積を比較すると以下のようなになる (出納局を通じて各県に照会し、入手した)。

## 九州各県の行政庁舎比較(平成 21 年 3 月 31 日現在)

	A	B	C	(B-C)/A
県名	職員数(※) (人)	延床面積 (㎡)	目的外使用 面積(㎡)	職員 1 人当たりの 延床面積(㎡/人)
福岡	3,199	77,082.2	3,331.7	23.1
佐賀	1,800	48,018.0	3,893.9	24.5
長崎	1,800	34,806.9	1,493.8	18.5
熊本	2,700	71,066.0	3,294.3	25.1
大分	2,752	68,233.0	6,261.2	22.5
鹿児島	2,300	78,567.5	3,789.4	32.5
宮崎	2,627	53,171.3	2,481.1	19.3
沖縄	2,723	78,243.3	2,633.7	27.8
平均	2,488	63,655.3	3,397.4	24.2

※県職員、臨時職員及び非常勤職員(嘱託職員)の合計である。

鹿児島県、佐賀県、熊本県、沖縄県のようにここ 20 年以内に行政庁舎を建設した県では職員 1 人当たりの延床面積を広く確保しているのに対し、長崎県や宮崎県のように行政庁舎が建設されてから長期間経過している県の庁舎は、職員 1 人当たりの延床面積が狭い。

鹿児島県の延床面積には、18 階展望ロビーや 1 階アトリウム(吹き抜け空間)などのこの行政庁舎に特有な部分も含まれているため、それらを除いた執務室面積で試算すると、職員 1 人あたりの面積は 27.8 ㎡/人となる。

それでも他県との比較の上ではやや余裕があるように見えるが、実際には未使用のスペースがあるわけでもなく、会議室についても庁外の会議室を賃借するケースもあるなど、十分なスペースが確保されているとは言い難いようである。

この点について、庁内の会議が増えている実感も県職員にはあるようだが、建物の構造からするとアトリウムを取り囲む形で廊下・執務室が配置されていることから、廊下等の執務には使えないスペースが多くを占めていることによることも影響しているのではないだろうか。つまり実際の執務面積は広くないという可能性がある。このアトリウムについて言えば、1 階フロアに床暖房設備や障害者対応のエスカレータが設置されているものの光熱費削減のため利用されていない状況にある。

結果論ではあるが、行政庁舎が決して使い勝手のよい建物とはなっていないことは、設計段階で実際の使用感への想像力が不足していたということ、つまり利用者への配慮が不足していたということである。そうした空間の建設に要した費用も現在の財政状態悪化の一因であることを考え併せると残念である。

## 巻末資料1. 人的支援の状況

平成20年度における状況は次のとおり。

(単位：人)

		県OB	県派遣職員
<b>県公社</b>			
1	鹿児島県道路公社	4(3)	3(2)
2	鹿児島県住宅供給公社	—	1
3	鹿児島県土地開発公社	3(3)	10(2)
<b>出資団体</b>			
1	(財)かごしま産業支援センター	6	11
2	(財)鹿児島県地域振興公社	11	5
3	(財)鹿児島県環境整備公社	—	—
4	(財)鹿児島県国際交流協会	1	3
5	(独)奄美群島振興開発基金	1	—
6	(財)鹿児島県文化振興財団	5	12
7	(財)屋久島環境文化財団	1	8
8	(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	—	—
9	鹿児島県信用保証協会	2	—
10	(財)鹿児島県雇用支援協会	—	—
11	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	8	1
12	(社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	—	—
13	(社)鹿児島県糖業振興協会	—	—
14	(社)鹿児島県生乳検査協会	—	—
15	(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	2	—
16	鹿児島県漁業信用基金協会	2	—
17	(財)鹿児島県林業担い手育成基金	3	—
18	(財)かごしまみどりの基金	3	—
19	(財)万之瀬川水源基金	3	—
20	(財)鹿児島県栽培漁業協会	1	—
21	(財)鹿児島県建設技術センター	3(3)	9(2)
22	(財)鹿児島県育英財団	2	3
23	(財)鹿児島県暴力追放運動推進センター	—	—
24	肥薩おれんじ鉄道(株)	—	1
25	鹿児島県市町村土地開発公社	—	—
<b>公の施設の指定管理者</b>			
1	鹿児島県青少年育成県民会議	1	—
2	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	—	—
3	(社福)鹿児島県身体障害者福祉協会	3	—
4	(社)鹿児島県森林整備公社	7	—
5	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	8	—
6	(社福)鹿児島県社会福祉協議会	30	2
7	(財)鹿児島県民総合保健センター	2	3
8	鹿児島県国際交流・協力センター	—	—

鹿児島県道路公社、鹿児島県土地開発公社、(財)鹿児島県建設技術センターの( )書は、同公社、センターを兼務している人数である。

## 巻末資料2. 行政庁舎に事務局を設置している団体の概要

目的外使用の番号は、第2編 第2章 IV.「目的外使用許可を受けている使用者」のNo.と対応している。

総務部 合計 10 団体（うち目的外使用許可団体 9 団体）

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
職員厚生課	地方職員共済組合 鹿児島県支部	組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務及び業務の能率的運営に資することを目的とする。	・短期給付事業 ・年金等の支給 ・福祉/保健事業 ・貸付事業等	職員厚生課内	8	
職員厚生課	(財)鹿児島県職員互助会	鹿児島県職員等の福利の増進を図り、もって県行政の円滑かつ能率的な運営に資するとともに、県行政に協力し、県民福祉の増進に寄与する。	・会員の福利厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付 ・県が行う事務事業の受託 ・福祉事業への協賛等	職員厚生課内	7	
職員厚生課	地方公務員災害補償基金鹿児島県支部	職員が公務上又は通勤により災害を受けた場合に、地方公共団体に代わって必要な補償を行う。	同左	職員厚生課内	9	
職員厚生課	鹿児島県職員等駐車場運営協議会	鹿児島県庁、鹿児島県教育庁及び鹿児島県警察本部に勤務する職員等の駐車場確保対策として整備された駐車場及び付帯施設の適正かつ健全な管理運営	同左	職員厚生課内		
広報課	鹿児島県広報協会	県と市町村の密接な連携を通じて、県・市町村の広報活動の向上発展を図ることを目的とする	・広報コンクール・研修会セミナー等の実施 ・県の全戸配布広報紙・グラフ誌の制作受託 ・県・市町村の広報活動支援等	広報課内	10	
文化・生活課	(財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会	交通事故により被害を受けた者又はその遺児等に対する更生援護活動を実施し、もって交通被災者の福祉の向上に寄与する。	・交通遺児の救済援護活動 ・自動車損害賠償保険請求及び示談の協力 ・生活つなぎ資金貸付等	行政庁舎1階	13	
文化・生活課	鹿児島県交通安全母の会連合会	交通安全に果す母親の役割の重要性を認識し、関係機関団体と緊密な連携を保ちながら、地域における母親たちの連帯感を深め、自主的な交通安全活動を推進する。	・交通安全思想の普及高揚 ・交通安全運動の推進活動 ・交通安全研修会等	生活・文化課内	15	



所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
文化課・生活・	鹿児島県金融広報委員会	県民に対し中立公正な立場から金融に関する広報または消費者教育を行い、もって県民経済の健全な発展に資する。	・金融に関する広報及び消費者教育活動 ・生活設計の普及 ・金銭教育の普及等	生活・文化課内	14	
文化課・生活・	鹿児島ユネスコ協会	ユネスコ憲章の理念に基づき、教育、科学、文化を通じて国際理解を深め、世界平和に貢献するとともに、地域社会におけるユネスコ活動の進展を図る。	・世界寺子屋運動 ・ユネスコ授業 ・ユネスコ講演会 ・平和の鐘を鳴らそう！運動 ・宗教・宗派を超えて平和を語ろう！パネルディスカッション ・国際交流活動等	生活・文化課内	16	
青少年男女共同参画課	鹿児島県九州青年の船の会	ふるさとを愛する心の醸成などを目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」の実践事業として、国際的な視野を広げ、郷土の姿を正しく理解することにより、地域をリードする豊かな感性を持った人材を育てる。	鹿児島の青年を海外に派遣し、訪問国の実情参観や青年との交流等により、青年相互の理解と友好を促進する「ユースウィングかごしま」事業の企画運営を行っている。	青少年男女共同参画課内	55	

企画部 合計 17 団体(うち目的外使用許可団体 1 団体)

企画課	鹿児島県開発促進協議会	本会は、本県の開発を促進する上での重点事項について、政府及び関係機関に対し、その実施のための強力な要請活動を行い、もって県勢の飛躍的発展に資することを目的とする。	・総会の開催 ・要望活動の実施	企画課内		
企画課	新幹線効果活用プラン推進会議	平成 23 年春の九州新幹線全線開業に向け、その効果を県下全域へ拡大・波及させるため、効果的な戦略を構築し、民間と行政、県民が連携し、効率的・効果的な対策を推進することを目的とする。	・新幹線効果を拡大するための総合的プランの策定及び推進に関すること。 ・新幹線効果を拡大するための関係機関・団体間の情報交換及び相互連携に関すること等	企画課内		
登録推進室	「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会	「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産への登録を関係地方公共団体の連携のもとに推進することを目的とする。	・登録推進のための総合調整 ・専門家委員会の運営 ・シンポジウム開催、パンフレット作成等の普及・啓発等	登録推進室内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
地域政策課	錦江湾みらい総合戦略推進協議会	錦江湾岸の地域をはじめ県下全域の地域活性化を図るため、錦江湾みらい総合戦略推進計画に基づく各種事業を推進する。	・魅力ある錦江湾の創造を図るため、各種イベントの開催 ・海洋レクリエーション活動及び環境活動の促進、情報発信等	地域政策課内		
地域政策課	鹿児島県宇宙開発促進協議会	種子島・内之浦両打上げ施設の整備及び打上げ等への協力並びに航空・宇宙関連産業等の立地促進を図ることを目的とする。	・ロケット打上げ施設の整備促進や航空宇宙関連産業の導入促進を図るための国及び関係機関への要望活動 ・宇宙開発に対する普及啓発活動等	地域政策課内		
交通政策課	鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会	肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営の安定化及び沿線地域の活性化に資するため、同鉄道の利用促進を図る。	(1)肥薩おれんじ鉄道の利用促進のための広報・イベントの実施 (2)肥薩おれんじ鉄道の利用促進協につながる事業を実施する団体等への支援 ・肥薩おれんじ鉄道の知名度向上につながる事業の実施、企画列車の運行、駅のにぎわい創出支援等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島県鉄道整備促進協議会	県内新幹線及び在来線鉄道の整備を促進する。	・国等への要望活動 ・九州旅客鉄道(株)及び肥薩おれんじ鉄道(株)に対する要望活動及び協議 ・利用促進活動等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島空港国際化促進協議会	鹿児島空港の国際航空ネットワークの拡充強化、国際定期路線の利用促進を図る。	・利用促進活動(団体客やビジネス客に対する助成) ・旅行社への支援 ・航空会社との連携・支援 ・国等への要望活動等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島県国際航路開設促進協議会	鹿児島県とアジア太平洋諸国との間の海上輸送航路の開設を促進し、その早期実現を図る。	・輸出促進フォーラムの開催 ・ツアーパンフレット等作成助成などの利用促進の実施等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島県テクノスーパーライナー誘致促進期成会	テクノスーパーライナーの本県への誘致促進を図る。	・調査研究活動 ・誘致活動 ・情報収集等	交通政策課内		H20年度末廃止

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
交通政策課	鹿児島都市圏交通対策協議会	鹿児島都市圏の交通問題に対処し、その円滑な推進を図る。なお、細分化した事案ごとに設けられている協議会等で検討を行っているため、当協議会としては現在活動していない。	・公共交通機関の連携強化 ・利用者のニーズに応じた利便性・快適性の向上 ・公共交通機関の利用促進を図る交通需要の調整 ・公共交通機関の機能分担と効率的活用に関する調査・事業等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島都市圏エコ通勤推進会議	鹿児島都市圏における旅客流動を公共交通へ転換を図る。	・普及啓発活動 ・エコ通勤補助ツールの作成 ・エコ通勤のための事業検討	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島都市圏の公共交通活性化に係る関係者会議	鹿児島都市圏における公共交通の活性化のための諸課題について協議・検討を行う。	・観光2次交通、交通渋滞、市街地活性化対策等に対する公共交通機関の活性化のための協議・検討等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島県公共交通総合案内システム運営協議会	鹿児島県公共交通総合案内システムの構築及び運営を行い、公共交通機関利用者への円滑な情報提供を図る。	・「交通ナビかごしま」の管理運営 ・普及啓発活動 ・「交通ナビかごしま」の整備等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会	鹿児島都市圏の運輸部門におけるCO2排出量削減に必要な事項を協議し、具体的な対策を実践する。	・普及啓発活動 ・エコ通勤補助ツールの作成 ・エコ通勤のための事業検討等	交通政策課内		
交通政策課	鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会	志布志・大阪航路の利用促進を通じ、同航路の安定的な維持・確保を図る。	・モニターツアー助成などの利用促進活動の実施等	交通政策課内		
交通政策課	地域航空利用促進連絡会	枕崎空港の需要喚起と有効活用策を探る。	・広報・宣伝活動 ・需要開拓等	交通政策課内		
統計課	鹿児島県統計協会	統計思想の啓発、統計知識の向上、利用及び一般に対する普及	・統計刊行物の発行 ・統計図表の普及 ・統計職員等の研修等	統計課内	12	

環境生活部 合計 1 団体(目的外使用許可団体はなし)

廃棄物・リサイクル対策課	鹿児島県衛生自治団体連合会	公衆衛生思想の普及実践、特に衛生推進組織の活発な運営を進め、生活環境の改善を図る。	・地区環境衛生組織の活発な促進指導 ・環境衛生思想の普及啓発 ・環境衛生活動の功労者及び優秀団体の推薦及び表彰等	廃棄物・リサイクル対策課内		
--------------	---------------	---	--	---------------	--	--

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
-------	-----	------	------	-----	-------	----

保健福祉部 合計 5 団体(うち目的外使用許可団体は 3 団体)

社会福祉課	鹿児島県傷痍軍人会	傷痍軍人軍属が相互の親睦を図り、身体障害を克服し、社会活動に参加することを援助し、社会福祉の増進に寄与する。	・恩給法による増加恩給及び傷病年金並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等に関する請求指導事務 ・戦傷病者特別援護法による各種援護措置に関する請求指導事務 ・戦傷病者援護に関する法令の改正に伴う啓発普及事務等	行政庁舎三階	48	
健康増進課	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会	県民の食生活改善に対する正しい考え方と知識を普及し、組織的な実践への気運を高めることにより、県民の健康づくりに寄与する。	・講習会、講演会、研修会等の開催 ・食生活改善に関する調査研究及び指導 ・食生活改善推進員の資質向上を図るための研修等	健康増進課内		
健康増進課	鹿児島県健康づくり運動指導者協議会	県民の健康づくりのための適度な運動の定着を図り運動面からの健康づくりを推進するため、運動指導者の資質の維持・向上を図るとともに指導者相互の交流と情報交換に努め、県民の健康増進に寄与する。	・講習会及び研修会の開催 ・会員の資質向上に関する事項 ・健康かごしま 21 の推進等	健康増進課内		
生活衛生課	(社)鹿児島県水道協会	水道の普及並びに健全な発達を図る。	・会議等の開催 ・研修会の実施 ・国への要望活動	生活衛生課内	17	
生活衛生課	(社)鹿児島県食品衛生協会	飲食に起因する食中毒、伝染病その他の衛生上の危害の発生を防止するとともに、食品の品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与する。	・食品衛生指導員に関する事業 ・食品衛生思想の普及に関する事業 ・会員の福利厚生に関する事業等	生活衛生課内	18	

商工労働部 合計 10 団体(うち目的外使用許可団体は 2 団体)

産業立地課	(社)発明協会 鹿児島県支部	県民の発明の奨励、知的財産権制度の普及	・発明相談指導 ・青少年創造性の開発と育成 ・発明展覧会等の開催等	産業立地課内	19	
産業立地課	鹿児島県企業誘致推進協議会	県外企業の誘致を推進するための各種事業を行う。	・企業誘致懇話会の開催 ・企業誘致事務研修会の開催 ・企業誘致PR活動等	産業立地課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
産業立地課	かごしまモノづくり推進協議会	本県の自動車・電子関連産業の振興を図る。	・講演会、セミナーへの参加 ・かごしまモノづくり研究会の開催 ・商談会・展示会への参加 ・特定テーマによる部会開催等	産業立地課内		
雇用労政課	鹿児島県「勤労青少年の日」記念大会実行委員会	鹿児島県「勤労青少年の日」記念大会の実施に必要な事業を行う。	・記念大会の実施 ・優良勤労青少年の表彰等	雇用労政課内		
かごしまPR課	鹿児島島のタベ実行委員会	鹿児島に対する理解を深め、鹿児島島の情報発信に役立てていただくために、首都圏において、鹿児島の特産品や農林水産物、観光情報等の紹介宣伝を行うことにより、それらの販路拡大及び本県のイメージアップを図る。	「鹿児島島のタベ」開催に係る業務	かごしまPR課内		
かごしまPR課	薩摩焼パリ伝統美展実行委員会	平成19年度に開催した「薩摩焼パリ伝統美展」及び「現代薩摩の陶芸パリ展」の出展作品による里帰り展を、鹿児島をはじめ東京、大阪でも開催することにより、世界最高峰の陶磁器専門美術館であるフランス国立陶磁器美術館（セーブル美術館）で展示された実績・評価を国内においても浸透させ、鹿児島のイメージアップ、今後の薩摩焼産業の活性化及び鹿児島の文化振興を図る。	「薩摩焼パリ伝統美展（H19）」及び「薩摩焼パリ伝統美展国内展（H20）」の開催に係る業務	かごしまPR課内		H21.7 解散
かごしまPR課	鹿児島の新特産品コンクール実行委員会	多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、「かごしまの新特産品コンクール」を開催し、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品のPRすることにより、販路拡大に努め、活力ある地場産業の育成・振興に寄与することを目的とする。	かごしまの新特産品コンクールの実施	かごしまPR課内		
かごしまPR課	鹿児島県県産品愛用運動推進協議会	県産品の良さを広く県民に紹介し、その愛用を促進するとともに、県産品の品質向上等を図ることにより、本県地場産業の振興を図ることを目的とする。	県産品の普及活動、需要拡大活動等	かごしまPR課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
国際交流課	(財)自治体国際化協会鹿児島県支部	自治体間における国際交流を促進するため、協会本部と県、市町村の密接な連絡調整及び情報交換の円滑化を図る。	海外活動便宜供与、各種セミナーの案内、各種出版物の発送	国際交流課内	11	
国際交流課	日本国際連合協会鹿児島県本部	国際連合思想の普及や難民救援募金等、国連の目的実現に協力する。	・各種出版物の配布 ポスター掲示による普及広報等	国際交流課内		

農政部 合計 29 団体（うち目的外使用許可団体は 19 団体）

農政課(※)	(社)鹿児島県農業情報システム開発センター	農業・生活情報のシステム化及び農業者・地域住民に対するコンピューター教育とその導入・活用を促進し、もって本県農業の生産性の向上と県民の生活・文化の向上に寄与する	・ネットワーク及びデータベースの構築等に関する調査・研究 ・アプリケーションソフトに関する調査・研究・開発 ・コンピューター、ニューメディア等の活用方法に関する調査・研究・教育 ・システム化に関するコンサルティング・開発支援及び総合調整 ・その他目的を達成するために必要な事業等	(社)鹿児島県農業農村振興協会内 行政庁舎二階	49	
農村振興課	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	地域農林業等担い手の確保及び育成、農山村の活性化、県産農林産物及び県産原材料又は伝統製法で製造された食品の安心・安全等に関する事業を行い、本県農林業・農山村の振興及び県民福祉の向上に寄与する。	・就農支援資金の貸付事業 ・農業後継者確保育成対策事業 ・経営構造対策に関する事業等	行政庁舎二階	50	
農村振興課	鹿児島県農業会議	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与する。	・農地法その他の法令に基づき県の諮問機関として行政行為の補完を行う業務 ・農業及び農民の一般的利益を代表する立場において行う業務	行政庁舎二階	43	
農村振興課	鹿児島県共生・協働の農村(むら)づくり運動推進協議会	本県における「共生・協働の農村(むら)づくり運動」について、関係機関・団体等の連絡調整を行い、円滑な実施を図る。	・協議会の開催 ・幹事会の開催	農村振興課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
農村振興課	桜島防災営農推進協議会	桜島の降灰被害に対する防災営農体制の種々の施策を今後とも維持・推進し、必要な事業を確保するために、桜島の継続的な火山活動に対する防災営農施策の協議、関係法令の整備充実、国及び関係機関への意見の反映を図るなど、その総合的な施策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜島防災営農対策事業の啓発・推進</li> <li>・桜島防災営農対策の調査、研究</li> <li>・会員相互の連絡・提携等</li> </ul>	農村振興課内		
農村振興課	鹿児島県中山間地域等直接支払制度運営検討委員会	中山間地域等直接支払制度について明確かつ客観的な基準の基に透明性の確保を図るとともに、中山間地域等の振興を総合的・計画的に進めることを目的とする。	中山間地域等直接支払交付金の点検、評価、特認基準及び特認地域の審査・検討	農村振興課内		
農村振興課	全国猿害対策協議会	野生猿の農林産物への被害実態を把握し、必要な事業を確保するために、関係法令の整備充実、国及び関係機関への意見の反映を図るなど、その総合的な施策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猿害防止対策事業の啓発、推進</li> <li>・猿害防止対策の検討及び研究 等</li> </ul>	農村振興課内		H22.2 未解散予定
食の安全推進課	鹿児島県農産物加工推進懇話会	本県農産物を活用した食品産業の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議、研修会等の開催</li> <li>・情報交換会、セミナーの開催</li> <li>・加工食品コンクール</li> </ul>	食の安全推進課内	24	
食の安全推進課	鹿児島県農業環境協会	環境と調和した農業の展開と安心・安全な食の供給に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物防疫に関する事業</li> <li>・土壌肥料対策に関する事業</li> <li>・良質たい肥の生産・利用に関する事業</li> </ul>	食の安全推進課内	21	
経営技術課	鹿児島県農業経営者クラブ	会員相互の切磋琢磨により、自らの農業経営の前進をはかり、豊かで意義のある生活を進め、あわせて新しい農村社会の建設に寄与すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業技術・経営などの相互研究並びに各種講演会</li> <li>・地域社会の農業及び生活環境開発のための実践活動</li> <li>・農業関係等の視察研修</li> <li>・会員の親睦、情報交換</li> <li>・関係諸機関団体との連絡・提携</li> <li>・その他目的達成に必要な事項</li> </ul>	経営技術課内	23	

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
経営技術課	鹿児島県農業改良普及職員協議会	会員相互の親睦を基調として、資質の向上を図り、農業改良普及事業の発展に寄与すること	・農業改良普及事業に関する調査研究 ・情報の交換及び広報 ・共済並びに福利増進に関する事項 ・その他本会の目的達成に必要と認める事項	経営技術課内	20	
経営技術課	鹿児島県農業改良普及研究会	農業及び生活の改善並びに農業後継者の育成に関する情報を提供し、もって本県の農業改良普及事業の推進に寄与すること	・農業かごしまの発行 ・その他研究会の目的を達成するに必要な事項	経営技術課内	22	
経営技術課	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	認定農業者をはじめとする地域農業の担い手の確保・育成と農地の有効利用を図る。	・担い手の確保・育成(認定農業者の確保・育成、集落営農の育成、農業経営の法人化の推進等) ・耕作放棄地対策の推進 ・市町村担い手協議会の活動支援・推進 ・関連施策の推進	経営技術課内	59	
経営技術課	鹿児島県農業青年クラブ連絡協議会	県下農業青年の連絡強調と資質向上を図り、会員相互の自主的な情報交換を通して、単位クラブ及び地区連協の育成に努め、地域の農業経営の合理化及び農村生活の改善を促進し、農村の振興に寄与する。	・農業青年クラブの連絡調整、組織強化 ・農業青年の資質向上、リーダー育成に関すること ・農業青年クラブの啓発活動に関すること ・関係機関との連携活動	経営技術課内		
経営技術課	かごしま国際農友会	農業青年の海外への派遣や海外の農業研修生の受入を通して、国際的な技術協力等にも貢献する人材の育成を行うとともに、海外農業に関する情報を提供し、農業経営者の社会的、経済的地位の向上と農村の発展に寄与する。	・農業青年の海外研修事業への参加促進 ・海外農業研修生の受入れ ・海外農業関係者との交流及び海外農業視察研修の推進	経営技術課内	44	
農産園芸課	鹿児島県花き振興会	県内花き生産農家の組織を強化し、花き農家の生産安定を図る。	・花き生産動向調査 ・生産性の向上等を目的とした技術・優良品種の普及推進、消費拡大へ向けた取り組みの支援 全国生産者組織の窓口としての機能等	農産園芸課内		



所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
農産園芸課	鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会	さつまいも作の安定及びでん粉企業の健全な発展を図るとともに、地区さつまいも等対策協議会と連携し、総合的な対策を進める。	原料用さつまいも及びさつまいもでん粉の計画生産や生産性・品質向上に関する取組の推進	農産園芸課内		
農産園芸課	鹿児島県米・麦・大豆等生産対策協議会	本県の米・麦・大豆等の生産流通対策を総合的に推進し、生産農家の経営安定を図る。	米・麦・大豆等に関する ・検討会・研修会等開催 ・実証ほ等の設置 ・技術対策資料の作成等	農産園芸課内		
農産園芸課	鹿児島県米消費拡大推進協議会	主食である米に対する正しい知識の普及と理解促進を図り、米の消費拡大を推進する。	米に対する正しい知識の普及と理解促進を図り、米の消費拡大を推進する。具体的活動:あったかおにぎり教室, お米体験授業等	農産園芸課内	26	
農産園芸課	鹿児島県輸出食品振興連絡協議会	県内農産物及び加工食品の海外市場開拓及び輸出促進を図る。	会員に対する各種情報提供等	農産園芸課内		
農産園芸課	鹿児島県園芸振興協議会	野菜・花き・果樹関係機関団体の意思統一のもとに野菜・花き・果樹の振興方向と具体的推進方策を検討し、統一かつ効率的産地育成対策を推進する。	野菜、花き、果樹の生産拡大と専作農家の育成 ・栽培技術研修会・検討会の開催 ・栽培技術の普及実証ほの設置 ・技術対策資料等の作成等	行政庁舎2階	25	
農産園芸課	(社)鹿児島県糖業振興協会	さとうきび及び甘しや糖の生産振興、さとうきびの品質取引の円滑な運営並びに酒造用含みつ糖の生産安定を図ることにより、さとうきび生産農家の経営の向上及び甘しや糖企業の振興に寄与することを目的とする。	さとうきびの生産振興、甘しや糖業の振興のための品質取引推進対策、担い手育成、技術課題解決のための生産振興対策、酒造用含みつ糖の生産合理化基金事業等	農産園芸課内	28	
農産園芸課	鹿児島県水田農業推進協議会	水田農業構造改革交付金等を活用し、水田農業の構造改革及び水田を活かした作物の産地づくり、省資源型の農業生産体系への構造転換等を推進する。	・新需給調整システム推進に関する研修会や事業説明会等の開催 ・水田農業構造改革交付金等による地域水田農業推進協議会の取組支援 ・地域水田農業推進協議会に対する会計指導等	農産園芸課内	46	

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
農産園芸課	(社)鹿児島県茶生産協会	会員相互の扶助の精神に基づき、本県茶業の振興と需給安定を図る。	・茶業技術及び茶業経営に関する改善奨励 ・茶業に関する資料の収集及び調査研究 ・刊行物の提供 ・茶産業振興に関する意見の関係機関への建議等	農産園芸課内	27	
畜産課	鹿児島県肉用牛振興協議会	肉用牛の生産から流通販売に至る諸課題の早期解決による農家の所得向上を目的とする。	・生産・改良、情報・経営、流通・販売の3部会の積極的な活動と農家等への指導内容の統一 ・第10回全国和牛能力共進会に向けた出品対策強化	畜産課内	45	
畜産課	鹿児島県黒豚生産者協議会	安全で美味しい豚肉の生産の促進と「かごしま黒豚」の銘柄を確立するとともに、養豚経営の安定と本県養豚振興に寄与することを目的とする。	・「かごしま黒豚」生産流通動向調査及び銘柄確立に関する事業 ・会員の研修、教育及び情報の提供に関する事業 ・飼養管理技術の改善と生産性向上	畜産課内	47	
畜産課	鹿児島県養蜂協会	養ほう振興法及び県みつばち転飼条例等の関係法令を遵守し、日本養蜂はちみつ協会並びに各地区支部相互の親睦を図り、みつ源の増殖に努めて生産力の増強を図るとともに、みつばちに係る伝染病の予防を図り、もって県内養蜂業の健全な発展に資する。	・みつばち転飼許可に係る事前調整 ・みつ源の増殖及びみつ源の植生状況等に係る各種調査 ・病害虫に関する調査、情報収集	畜産課内	29	
農地建設課	特殊土壌対策促進協議会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき特殊土壌地帯対策事業の促進を図ることを目的とする。	・特殊土壌対策上必要とする事業の促進に関すること。 ・その他本協議会の目標達成上必要とする事業。	農地建設課内		
農地建設課	鹿児島県国土調査推進協議会	地籍調査事業の推進	地籍調査事業の啓発普及活動 研修会の開催 要請活動	農地建設課内	30	

林務水産部 合計 10 団体(うち目的外使用許可団体は 2 団体)

林務水産課	鹿児島県かつお・まぐろ漁業対策協議会	外国の200カイリ漁業水域設定に伴う本県かつお・まぐろ漁業への影響緩和のための施策を講じて、当該漁業の健全なる伸展を図る。	政府等に対する要請、陳情	林務水産課内		
-------	--------------------	---	--------------	--------	--	--

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
林務水産課	かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会	外国の200カイリ漁業水域設定に伴う全国かつお・まぐろ漁業への影響に対応して関係道県が緊密迅速な連携のもとに、その影響緩和のための施策を講じて当該漁業の安全操業ならびに経営の安定を図る。	政府等に対する要請、陳情	林務水産課内		
林業振興課	鹿児島県竹産業振興会連合会	竹林の改良と資源の保続を図るとともに竹産業の振興策を推進し、あわせて会員の福利を向上させしむことを目的とする。	・竹産業振興イベントの企画運営 ・技術研修会の開催 ・かごしま竹炭竹酢液推薦制度の運用	林業振興課内		
林業振興課	森林計画研究会鹿児島県支部	木材・林業関連施策の推進に寄与することを目的とする。	森林施業や林業経営、森林計画制度の運用などに関する技術研究	林業振興課内		
林業振興課	鹿児島県木材住宅輸出協議会	かごしま材等を利用した産直住宅の輸出を促進し輸出相手国及び本県に経済発展に資することを目的とする。	・かごしま材等を使用した産直住宅の輸出の促進 ・その他木材住宅等の輸出に関する必要な事項	林業振興課内		
林業振興課	鹿児島県木材利用推進協議会	本県の木材利用の推進について幅広く県民の意見を各種施策に反映させることを目的とする。	木材利用推進協議会の開催	林業振興課内		
林業振興課	鹿児島県特用林産振興会	特用林産業界の発展、特用林産の振興を図ることを目的とする。	・特用林産に関する情報交換、収集、提供 ・特用林産に関する生産・経営技術の普及・指導	林業振興課内		
林業振興課	鹿児島県林業構造改善協議会	林業・木材産業構造改善事業の円滑適正な推進を図ることを目的とする。	・研修会の開催 ・経営管理指導等	林業振興課内		
水産振興課	鹿児島県内水面漁業協同組合連合会	会員の経済活動、漁業の生産能率の向上等の事業の振興を図り、所属員の経済的社会的地位を高める。	・水産資源の管理・増殖の指導 ・水産に関する経営 ・技術の指導 ・漁場の利用に関すること等	水産振興課内	31	

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
漁港漁場課	鹿児島県漁港漁場協会	漁港、漁場、漁村及び漁港海岸等の総合的開発と合理的施設の整備を促進し、本県漁業の振興を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港、漁場、漁村及び漁港海岸等に関する一般的調査研究並びに資料の蒐集</li> <li>・漁港、漁場、漁村及び漁港海岸等に関する建議、請願及び意見の発表</li> <li>・漁港、漁場、漁村及び漁港海岸等整備促進に関する普及宣伝</li> <li>・漁港、漁場、漁村及び漁港海岸等関係機関との連携強化</li> <li>・その他、協会の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>	漁港漁場課内	32	

土木部 合計 10 団体(うち目的外使用許可団体は 4 団体)

道路建設課・高速道対策室	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進	建設に対する協力体制の確立、設計協議及び用地買収に係る調整協力、建設促進に関する調査研究、及び情報収集、政府、国会、関係機関等への要望及び連絡等	高速道対策室内		
道路建設課・高速道対策室	南九州西回り自動車道建設促進協議会	南九州西回り自動車道建設促進	路線の早期決定及び建設促進に関する調査研究及び情報収集、政府、国会、関係機関等への要望及び連絡など	高速道対策室内		
河川課	鹿児島県水防協議会	水防法第8条の規定により、水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議し、関係機関団体の調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の水防計画の調査審議</li> <li>・その他水防に関する重要な事項の調査審議</li> </ul>	河川課内		
河川課	鹿児島海砂採取対策委員会	鹿児島県本土海域における海砂の採取の調査等に関し、必要な事項について、関係機関及び団体が協議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海砂の採取と海岸等の管理その他公益の保持との調整</li> <li>・海砂の採取の調整</li> <li>・その他海砂の採取上必要な事項</li> </ul>	河川課内		
河川課	川内川改修促進期成会	川内川流域住民の生命及び財産の安全並びに福祉の保持並びに川内川流域の開発及び経済振興を図るため、川内川の改修を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関に対する川内川改修の促進に関する積極的運動</li> <li>・川内川上流河川改修期成同盟会及び川内川下流改修促進期成会が、川内川改修に関し関係機関に対して行う陳情活動の調整</li> <li>・その他必要な事業</li> </ul>	河川課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
港湾空港課	鹿児島港ポータルネッサンス21事業推進協議会	鹿児島港本港区の施設整備を円滑かつ効率的に推進するとともに、鹿児島港ウォーターフロントの発展を促進する。	・商業施設等の事業化に関すること ・商業施設等への民間活力導入手法に関すること ・啓発に関すること 等	港湾空港課内	56	
港湾空港課	志布志港ポートセールス推進協議会	志布志港への貨物の集積及び海上コンテナ航路等の誘致を推進し、南九州地域における国際物流拠点港としての発展を図る。	・ポートセミナーの開催 ・船社及び荷主企業等の訪問 ・パンフレット作成配布等による各種PR活動	港湾空港課内		
都市計画課	(社)鹿児島県広告協会	会員の融和協調の下に屋外広告事業の健全な発展を図り、もって都市の美観風致の維持向上と産業経済の発達に寄与すること	・違反屋外広告物簡易除却、棄却作業(鹿児島市、鹿屋市委託) ・公共掲示板、はり紙専用広告塔保守点検清掃作業(鹿児島市委託) ・「屋外広告の日」の広報	都市計画課内	34	
都市緑化フェア推進室	第28回全国都市緑化かごしまフェア実行委員会	都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与すること	「第28回全国都市緑化かごしまフェア」を開催するために必要な業務(展示・出展、花壇・修景及び植物調達監理、行催事、運営管理、観客誘致、交通輸送、広報宣伝等)	都市緑化フェア推進室内	58	
道路維持課	日本道路交通情報センター	県と一体となって道路交通に関する情報収集及び提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に寄与することを目的としている。	道路利用者の安全と利便を図るため、道路交通情報(鹿児島県管理道路の工事等に伴う通行規制情報や異常気象等による通行規制情報等)を正確かつ迅速に収集し、電話、ラジオ・テレビ、新聞・雑誌等のメディアを通じて、道路利用者に提供している。	道路維持課内	33	

危機管理局 合計 10 団体(うち目的外使用許可団体は 1 団体)

危機管理防災課	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線業務の円滑な運用を図る。	・防災行政無線運用上必要な事項の協議及び研修並びに調査 ・防災行政無線施設の保守	危機管理防災課内	57	
---------	-----------------	------------------------	---	----------	----	--

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
危機管理防災課	鹿児島地区非常通信連絡会	鹿児島県地域防災計画に基づき、県内の非常通信の円滑な運用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害時における通信及び通信訓練に関する連絡調整</li> <li>・中央、地方非常通信協議会への協力及び連絡調整</li> </ul>	危機管理防災課内		
危機管理防災課	鹿児島県防災会議	鹿児島県地域防災計画の修正及びその実施を推進すること等について協議して対処する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画の作成、実施の推進</li> <li>・防災に関する調査研究</li> <li>・防災情報収集、関係者への連絡調整</li> </ul>	危機管理防災課内		
危機管理防災課	鹿児島県国民保護協議会	都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、県知事に意見を述べる。</li> </ul>	危機管理防災課内		
原子力安全対策室	原子力安全対策連絡協議会	原子力安全対策についての協議並びに発電関係市との連絡調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川内原子力発電所地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るための対策に関すること。</li> <li>・川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関すること。</li> </ul>	原子力安全対策室内		
消防保安課	鹿児島県石油コンビナート等防災本部	鹿児島県石油コンビナート等防災計画の修正及びその実施を推進すること等について協議して対処する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画の作成、実施の推進</li> <li>・防災に関する調査研究</li> <li>・防災情報収集、関係者への連絡調整</li> </ul>	消防保安課内		
消防保安課	鹿児島県救急業務高度化協議会	メディカルコントロール体制の構築を進め、救急隊員の資質を向上させ、地域における救命効果の更なる向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県救急業務高度化協議会の運営</li> <li>・地域単位協議会の決定事項等に対する調整・助言</li> <li>・県内地域単位協議会間の調整</li> </ul>	消防保安課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
消防保安課	鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会	消防・防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、消防防災体制の充実強化に資する。	・消防・防災ヘリの運航に関する協議、連絡、調整 ・市町村等が派遣する防災航空隊員人件費に係る支庁負担金の徴収及び隊員派遣市町村等への支払	消防保安課内		
消防保安課	鹿児島県消防救急無線デジタル化等推進協議会	消防救急無線デジタル化への移行に係る諸問題について検討を行い、県内の実情にあった運用を図る。	・県消防救急無線デジタル化等推進協議会の運営 ・消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用に関する調整	消防保安課内		
消防保安課	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会	県内の婦人防火クラブの健全な育成並びに婦人防火クラブ相互の連絡連携を密にし、もって火災予防思想の普及に寄与する。	・婦人防火クラブ育成のための研修に関する企画、実施 ・住宅用火災警報器設置促進等に係る企画、実施	消防保安課内		

教育委員会 合計 9 団体(うち目的外使用許可団体は 7 団体)

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
総務福利課	公立学校共済組合 鹿児島支部	・共済組合員とその家族の生活安定並びに福祉の向上に寄与する。	・短期給付事業 ・長期給付事業 ・福祉事業	総務福利課内	36	
総務福利課	(財)鹿児島県育英財団	・学業・人物が優れ経済的理由により就学困難な学生生徒に対して奨学金の貸与を行う。	・学資金の貸与	行政庁舎十六階	35	
学校施設課	鹿児島県公立学校施設整備期成会	・学校教育の発展を期するため、公立学校施設の整備促進を図る。	・国会並びに関係機関に対する請願、陳情又は建議等	学校施設課内		
高校教育課	鹿児島県産業教育振興会	・産業界と教育界の連携による本県産業教育の振興を図る。	・産業教育の充実のための事業実施 ・中学校・高等学校の進路指導の支援等 ・産業教育関係表彰	高校教育課内		

所管課・室	団体名	事業目的	事業内容	所在地	目的外使用	備考
保健体育課	鹿児島県学校保健会	・学校保健の普及振興を図り、児童生徒及び教職員の健康を保持増進する施策に寄与する。	・学校における健康教育思想の普及啓発及び関係者の指導 ・学校における健康教育関係の表彰 ・学校における健康教育関係の各種大会の開催及び派遣	保健体育課内	37	
社会教育課	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	コミュニティづくりを推進する地域・団体等への支援や広報・啓発活動等とおして、共生・協働による地域コミュニティづくりを総合的に推進することにより、潤いと活力に満ちた郷土社会の創造に寄与する。	・共生・協働型コミュニティづくりの推進 ・コミュニティづくり推進団体の育成・支援 ・コミュニティづくり推進団体の顕彰 ・広報活動の充実等	社会教育課内	38	H21.4.1から共生・協働推進課へ所管を移管
社会教育課	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	・県下の子ども会育成連絡協議会と連絡提携をはかり、地域子ども会活動の充実と青少年の健全育成に寄与する。	・子ども会育成連絡協議会の相互連絡 ・子ども会の指導者の研修ならびに資料の提供 ・全国子ども会安全会に関する事業	社会教育課内	39	
社会教育課	鹿児島県公民館連絡協議会	・県内市町村公民館が連絡提携し、地域における公民館活動を充実強化して時代に即応した学術文化の振興を図り明るい郷土づくりを推進する。	・公民館に関する研究調査 ・公民館相互の情報交換 ・公民館運営研究会の開催	社会教育課内	40	
社会教育課	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	・社会教育委員の職務を達成するために、委員の連絡協調と相互研修により、社会教育振興に寄与する。	・社会教育委員の連絡調整 ・社会教育に関する研修 ・社会教育に関する調査研究	社会教育課内	41	



### 巻末資料3. 法令等により設置が求められている団体等

	法人名	指定者	法令等名	条項	事業内容等
1	(財)鹿児島県暴力追放運動推進センター	鹿児島県公安委員会	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第 31 条第 1 項	暴力団員による不当要求の被害を防止するために必要な責任者に対する講習
2	(財)かごしまみどりの基金	鹿児島県知事	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第 5 項第 1 項	緑の募金の管理、森林整備等に係る業務・助成等
3	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	鹿児島県知事	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第 5 項第 1 項	就農支援資金の貸付け等
4	(財)鹿児島県林業担い手育成基金	鹿児島県知事	林業労働力の確保の促進に関する法律	第 11 項第 1 項	資金・機械の貸付け、研修の開催、林業労働力の確保に関する情報提供等
5	(財)鹿児島県地域振興公社	鹿児島県知事	農業経営基盤強化促進法	第 5 条第 2 項	農地保有合理化事業
6	(財)鹿児島県栽培漁業協会	鹿児島県知事	沿岸漁場整備開発法	第 15 条第 1 項	水産動物の種苗放流・放流効果の実証
7	(財)かごしま産業支援センター	鹿児島県知事	中小企業支援法	第 7 条第 1 項	電子計算機を利用して行うその経営管理に対し、経営の診断又は指導を行う事業等
		鹿児島県知事	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第 26 条第 1 項	高度技術の研究開発やその成果の活用に関する調査研究、新たな事業活動を行うものに対する必要な情報提供等
8	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	鹿児島県知事	建築基準法	第 18 条の 2 第 1 項	建築物の構造計算適合性判定

## 巻末資料4. 監査の実施実績

監査人及び監査補助者が監査期間中に行った執務の内容は以下のとおりである。  
執務場所は鹿児島県本庁行政庁舎である。

年月	執務内容	延日数
平成 21 年 6 月	監査テーマ選定	2
7 月	監査テーマ選定および監査 査手続検討	5
8 月	監査手続検討	1
9 月	監査手続実施	15
10 月	監査手続実施	17
11 月	監査手続実施	41
12 月	監査手続実施	52
平成 22 年 1 月	監査報告書作成	61
2 月	監査報告書作成	24
3 月	監査報告書作成	7
合 計		225

## 巻末資料5. 監査報酬

1,500 万円（上限）

# 鹿 児 島 県 公 報

平成23年 3月25日 (金) 第2687号の5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 1

### 監 査 委 員 公 表

#### 監査委員公表第2号

平成22年 3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成23年 2月23日付け財第154号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

鹿児島県監査委員 西山 芳久  
同 橋口 和博  
同 外 園 勝 蔵  
同 二 牟 礼 正 博

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置  
＜監査テーマ＞県と各種団体等との取引等について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中 第2編 外部監査の結果 第2章 県庁行政庁舎の使用許可について Ⅲ 行政庁舎の目的外使用許可について 4 目的外使用許可の手続 (3) 目的外使用許可の監査結果 ○ 行政財産使用許可申請書の面積と相違する使用許可【指摘事項】 鹿児島県農業環境協会の使用許可について、行政財産使用許可申請書の使用面積が6.6㎡とされているのに対して、使用許可された面積が13.2㎡となっていた。これは、申請書類の書き間違いによるものであり、庁舎管理課はその間違いに気づき指摘の上使用許可を与えたものの、申請書の訂正もしくは再提出を求めなかった。 根拠となる申請書と不一致のまま、県の最初の手続きが進められたことになるため、不適切な対応と言わざるを得ない。県側の適切なチェックが効き誤りを未然に防いだ点は認めるが、申請書の訂正を求めなかったことは改善すべき点である。 Ⅳ 目的外使用許可を受けている使用者 2 公共的団体等と県の取引実績の検討</p>	<p>行政財産の使用許可にあたっては、申請書及び関係書類の照合を行い、申請書に誤記載がある場合には、申請書の訂正又は再提出をさせ、適切に処理するよう徹底した。</p>

## (3) 監査結果

○ 人間ドック業務委託契約における委託単価の相違について【指摘事項】

## i) 人間ドック業務委託契約

地方職員共済組合鹿児島県支部（以下「共済組合」とする）は、保健事業として人間ドックを実施している。

県は労働安全衛生法上、事業主として職員に定期健康診断を受診させる義務があるが、定期健康診断の内容は人間ドックに含まれており県職員が両方を受診するのは効率的ではない。このような背景があるため、県は共済組合と1者随意契約している。

## ii) 問題の所在及びそのてん末

定期健康診断の内容は、人間ドックの実施項目の中に含まれている。各単価は、人間ドック27,682円、定期健康診断13,841円であり人間ドックの単価は定期健康診断の単価の2倍である。

本来であれば、県の受診義務範囲である定期健康診断の単価で業務委託契約とすべきであったが、実際は人間ドックの単価で締結し、受診人数を調整して定期健康診断単価で契約した場合の委託費総額で合わせていた。これは、共済組合が県に提出した請求書の請求人数及び人間ドック受診結果名簿が事実と異なっていたということの意味している。

このような事象が発生したのは、共済組合は県職員の兼務・併任が主体となって構成されており、実態としては同じ所轄課内の県職員が双方の委託契約の当事者であることも一因である。

なお、平成21年度より定期健康診断のかかる費用を請求単価としており、改善が図られている。

項目	単位	県への請求資料	実 際
受診者1人当たりの委託単価	円	27,682	13,841
請求人数（受診結果名簿人数）	人	1,640	3,280
受託費総額	千円	45,398	45,398

## 3 公共的団体と県職員の職務従事手続の検討

## (4) 監査結果

○ 職務専念義務免除処理簿による承認漏れ【指摘事項】

以下の団体の職員について、職務専念義務免除処理簿による承認が漏れていた。団体職務との兼務はあくまで例外的な取り扱いであるため、条例及び規則等に基づいた承認手続が必要である。

なお、鹿児島県担い手・地域営農対策協議会は、その業務を県本来の業務と判断していたため、職務専念義務免除団体指定を実施していなかったが、再度検討した結果職務専念義務免除の手続が必要

平成21年度から地方職員共済組合鹿児島県支部との間で、人間ドックについても定期健康診断相当単価を契約単価として締結し、改善を図ったところである。

団体との兼務職員については、平成21年度分から職務専念義務免除処理簿による承認を行うこととし、必要な手続を行ったところである。

と判断し、職務専念義務免除団体としての承認手続を行っている。

No.	団 体 名	兼務
19	社団法人発明協会鹿児島支部	1
35	財団法人鹿児島県育英財団	4
37	鹿児島県学校保健会	7
59	鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	12
	合 計	24